

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月23日
【事業年度】	第10期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）
【会社名】	株式会社新生銀行
【英訳名】	Shinsei Bank, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 最高経営責任者 当麻 茂樹
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番8号
【電話番号】	03-5511-5111（代表）
【事務連絡者氏名】	グループ財務管理部次長 中島 敦
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番8号
【電話番号】	03-5511-5111（代表）
【事務連絡者氏名】	グループ財務管理部次長 中島 敦
【縦覧に供する場所】	株式会社新生銀行大阪支店 （大阪市中央区瓦町三丁目5番7号） 株式会社新生銀行名古屋支店 （名古屋市中区栄三丁目1番1号） 株式会社新生銀行大宮支店 （さいたま市大宮区桜木町一丁目9番1号） 株式会社新生銀行ららぽーと支店 （千葉県船橋市浜町二丁目1番1号） 株式会社新生銀行横浜支店 （横浜市西区南幸一丁目9番13号） 株式会社新生銀行神戸支店 （神戸市中央区三宮町三丁目7番6号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成17年度 (自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)	平成18年度 (自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)	平成19年度 (自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日)	平成20年度 (自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日)	平成21年度 (自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)
連結経常収益	百万円	529,057	560,016	593,503	601,677	566,343
連結経常利益 (は連結経常損失)	百万円	71,471	23,172	11,222	163,316	72,659
連結当期純利益 (は連結当期純損失)	百万円	76,099	60,984	60,108	143,084	140,150
連結純資産額	百万円	855,335	933,253	965,261	767,481	634,954
連結総資産額	百万円	9,405,013	10,837,683	11,525,762	11,949,196	11,376,767
1株当たり純資産額	円	380.20	308.60	364.35	284.95	232.72
1株当たり当期純利益金額 (は1株当たり当期純損失金額)	円	53.16	45.92	38.98	72.85	71.36
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	37.75	-	32.44	-	-
自己資本比率	%		5.9	6.2	4.7	4.0
連結自己資本比率 (国内基準)	%	15.53	13.13	11.74	8.35	8.35
連結自己資本利益率	%	14.92	13.42	10.44	22.44	27.57
連結株価収益率	倍	15.49	-	8.43	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	280,998	416,847	317,139	1,107,745	958,266
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	135,741	395,165	191,205	1,008,640	1,063,336
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	323,713	90,903	8,588	21,721	43,948
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	340,713	271,493	405,926	483,259	334,238
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	5,407 [1,524]	5,364 [1,207]	5,245 [1,250]	7,006 [1,727]	6,116 [1,939]

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額(又は当期純損失金額)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。1株当たり純資産額は、企業会計基準適用指針第4号が改正されたことに伴い、平成18年度から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。

また、平成18年度、平成20年度及び平成21年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、連結当期純損失が計上されているため記載しておりません。

なお、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

- 4．自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末少数株主持分)を期末資産の部合計で除して算出しております。
- 5．連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。  
なお、平成17年度は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
- 6．平成18年度、平成20年度及び平成21年度の連結株価収益率については、連結当期純損失が計上されているため記載しておりません。
- 7．従業員数は、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を[ ]内に外書きで記載しております。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月		平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
経常収益	百万円	197,284	232,034	279,684	246,323	217,868
経常利益 (は経常損失)	百万円	60,497	47,146	32,528	164,860	44,205
当期純利益 (は当期純損失)	百万円	74,890	41,960	53,203	157,048	47,644
資本金	百万円	451,296	451,296	476,296	476,296	476,296
発行済株式総数	千株	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
		1,358,537	1,473,570	2,060,346	2,060,346	2,060,346
		甲種優先株式	甲種優先株式			
74,528	74,528					
乙種優先株式	乙種優先株式					
600,000	300,000					
純資産額	百万円	853,046	658,866	732,703	564,836	555,947
総資産額	百万円	7,208,651	8,728,921	9,548,673	10,713,494	10,488,567
預金残高	百万円	4,000,819	4,991,263	5,287,941	6,637,831	6,533,555
債券残高	百万円	1,021,419	703,908	663,134	676,767	487,513
貸出金残高	百万円	3,961,246	5,075,281	5,356,363	5,168,004	4,732,858
有価証券残高	百万円	1,809,798	2,062,064	2,300,303	2,626,047	3,674,523
1株当たり純資産額	円	378.51	319.68	372.44	286.68	282.22
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
		2.96	2.66	2.94	-	-
		甲種優先株式	甲種優先株式	甲種優先株式		
		13.00	13.00	6.50		
		乙種優先株式	乙種優先株式	乙種優先株式		
		4.84	4.84	-		
		(普通株式	(普通株式	(普通株式	(普通株式	(普通株式
1.48	1.66	-	-)	-)		
甲種優先株式	甲種優先株式	甲種優先株式				
6.50	6.50	6.50				
乙種優先株式	乙種優先株式	乙種優先株式				
2.42)	2.42)	-)				
1株当たり当期純利益金額 (は1株当たり当期純損失金額)	円	52.27	32.14	34.46	79.96	24.26
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	37.15	-	28.72	-	-
自己資本比率	%		7.5	7.7	5.3	5.3
単体自己資本比率 (国内基準)	%	24.45	18.79	15.25	10.95	11.44
自己資本利益率	%	14.67	9.27	8.99	24.26	8.53
株価収益率	倍	15.76	-	9.55	-	-
配当性向	%	5.66	-	8.53	-	-
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,701	1,767	1,869 [270]	1,752 [286]	1,575 [218]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
2. 純資産額及び総資産額の算定にあたり、第7期(平成19年3月)から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
3. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額(又は当期純損失金額)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。1株当たり純資産額は、企業会計基準適用指針第4号が改正されたことに伴い、第7期(平成19年3月)から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
- また、第7期(平成19年3月)、第9期(平成21年3月)及び第10期(平成22年3月)の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当期純損失金額が計上されているため記載しておりません。
- なお、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、2「(1)財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
4. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
5. 単体自己資本比率は、第7期(平成19年3月)から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。
- なお、第6期(平成18年3月)は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
6. 第7期(平成19年3月)、第9期(平成21年3月)及び第10期(平成22年3月)の株価収益率については、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
7. 第7期(平成19年3月)、第9期(平成21年3月)及び第10期(平成22年3月)の配当性向については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
8. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を[ ]内に外書きで記載しております。

## 2【沿革】

昭和27年12月	長期信用銀行法に基づき株式会社日本長期信用銀行を設立（資本金15億円）
昭和28年3月	外国為替業務認可
昭和45年4月	東京証券取引所及び大阪証券取引所に株式上場
昭和56年11月	リッチョーワイド発売
平成3年11月	長期信用債券（2年）発売
平成8年11月	長銀信託銀行株式会社（現新生信託銀行株式会社、現連結子会社）を設立
平成10年10月	金融再生法に基づき特別公的管理の開始 東京証券取引所及び大阪証券取引所の株式上場廃止
平成10年12月	長期信用債券（1年）発売
平成11年9月	ニュー・エルティーシービー・パートナーズ・シー・ヴィ（パートナーズ社）が当行の普通株式の一括譲渡に係わる最優先交渉先に決定
平成11年12月	当行・預金保険機構・パートナーズ社間で当行の普通株式の一括譲渡に係わる基本合意書締結
平成12年2月	当行・預金保険機構・パートナーズ社間で株式売買契約締結
平成12年3月	特別公的管理終了し、パートナーズ社が当行の経営権を取得
平成12年4月	証券投資信託の窓口販売業務開始
平成12年5月	長期信用債券（3年）発売
平成12年6月	行名を「株式会社日本長期信用銀行」から「株式会社新生銀行」に変更
平成12年10月	郵便貯金との提携開始（ATM、相互送金提携）
平成13年5月	証券子会社として新生証券株式会社（現連結子会社）を開業
平成13年6月	新生総合口座「PowerFlex」取り扱い、インターネットバンキング、ATM24時間365日稼働開始
平成13年12月	株式会社アイワイバンク銀行（現商号：株式会社セブン銀行）とのATM提携開始
平成14年3月	京浜急行電鉄株式会社とのATM提携開始
平成15年3月	初のインストア・ブランチであるららぽーと支店開設
平成16年2月	東京証券取引所市場第一部に株式上場
平成16年4月	長期信用銀行から普通銀行へ転換
平成16年9月	株式会社アプラス（現商号：株式会社アプラスフィナンシャル）を連結子会社化
平成17年3月	昭和リース株式会社を連結子会社化
平成19年12月	シンキ株式会社を連結子会社化
平成20年2月	総額500億円の第三者割当増資を実施
平成20年9月	GEコンシューマー・ファイナンス株式会社（平成21年4月より新生フィナンシャル株式会社に商号変更）を連結子会社化
平成21年3月	シンキ株式会社に対する株式公開買付け実施

（平成22年3月31日現在 国内本支店31）

### 3【事業の内容】

当行グループは、平成22年3月31日現在、当行、子会社213社（うち株式会社アプラスフィナンシャル、昭和リース株式会社、新生フィナンシャル株式会社等の連結子会社125社、非連結子会社88社）及び関連会社22社（持分法適用関連会社、日盛金融控股（株）有限公司等）で構成され、銀行業務を中心に、証券業務、信託業務など総合的な金融サービスに係る事業を行っております。

当行グループの事業に係わる位置付けは次のとおりであります。

#### 〔銀行業務〕

当行の本店のほか国内支店、一部の連結子会社及び一部の関連会社（持分法適用関連会社）において、預金業務、債券業務、貸出及び債務保証業務、内国為替業務、外国為替業務、有価証券投資業務、商品有価証券売買業務、証券化業務、クレジットトレーディング業務、ノンリコースファイナンス業務、M & A 業務、企業再生業務、コンシューマーファイナンス業務及びコマースファイナンス業務などを行っております。

#### 〔証券業務〕

国内連結子会社の新生証券株式会社において、証券化業務、債券引受販売業務などを行っております。

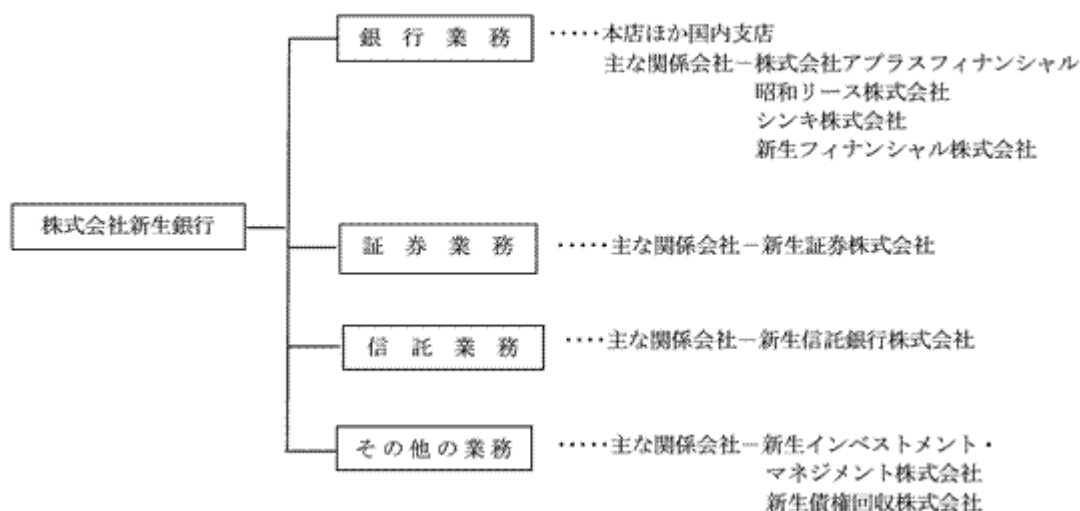
#### 〔信託業務〕

国内連結子会社の新生信託銀行株式会社において、金銭債権信託業務、有価証券信託業務、特定金外信託業務などを行っております。

#### 〔その他の業務〕

国内連結子会社の新生インベストメント・マネジメント株式会社において、投資信託委託業務、投資顧問業務などを、同じく、国内連結子会社の新生債権回収株式会社において債権の管理回収業務を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



（注）旧株式会社アプラスは、平成22年4月1日を効力発生日とする事業持株会社体制移行に伴い、同日付けで株式会社アプラスフィナンシャルに商号変更しております。

4【関係会社の状況】

平成22年3月31日現在

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借	業務提 携
(連結子会社)									
新生信託銀行株式会社	東京都千代田区	5,000	信託業	100.0	6 (-)	-	預金取引関係	-	-
新生インフォメーション・テクノロジー株式会社	東京都品川区	100	システム 開発業	100.0	4 (2)	-	預金取引関係	-	-
新生証券株式会社	東京都千代田区	8,750	証券業	100.0	7 (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係 保証取引関係	-	-
新生インベストメント・マネジメント株式会社	東京都千代田区	495	資産運用業	100.0	5 (1)	-	預金取引関係	-	-
新生プロバティファイナンス株式会社	東京都港区	2,750	金融業	100.0	2 (1)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-
新生銀ファイナンス株式会社	東京都千代田区	10	金融業	100.0	4 (-)	-	預金取引関係	-	-
新生債権回収株式会社	東京都千代田区	500	債権管理回 収業	100.0 (100.0)	5 (-)	-	預金取引関係	-	-
株式会社アプラスフィナンシャル (注)2,3,6	大阪市中央区	15,000	総合信販業	93.6	3 (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-
全日信販株式会社	岡山市北区	1,000	信販業	97.3 (97.3)	1 (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-
昭和リース株式会社(注)6	東京都江東区	29,360	リース業	97.0	6 (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-
シンキ株式会社	東京都豊島区	16,709	金融業	100.0 (100.0)	1 (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-
新生フィナンシャル株式会社 (注)1,6	東京都港区	66,518	金融業	100.0 (0.2)	5 (2)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-
Shinsei Bank Finance N.V.	オランダ領アン ティールキュラ ソー島	千米ドル 2,100	金融業	100.0	3 (1)	-	金銭貸借関係 保証取引関係	-	-
Shinsei International Limited	英国ロンドン市	千英ポンド 3,000	証券業	100.0	2 (-)	-	預金取引関係	-	欧州に おける 投資情 報の紹 介
Shinsei Finance (Cayman) Limited(注)1	英国領ケイマン 諸島グランドケ イマン	千米ドル 673,435	金融業	100.0	2 (-)	-	金銭貸借関係	-	-
Shinsei Finance (Cayman) Limited(注)1	英国領ケイマン 諸島グランドケ イマン	千米ドル 497,084	金融業	100.0	2 (-)	-	金銭貸借関係	-	-
Shinsei Finance (Cayman) Limited	英国領ケイマン 諸島グランドケ イマン	36,013	金融業	100.0	2 (-)	-	金銭貸借関係	-	-
Shinsei Finance (Cayman) Limited	英国領ケイマン 諸島グランドケ イマン	9,107	金融業	100.0	2 (-)	-	金銭貸借関係	-	-
Shinsei Finance (Cayman) Limited	英国領ケイマン 諸島グランドケ イマン	9,008	金融業	100.0	2 (-)	-	金銭貸借関係	-	-
その他106社(注)7	-	-	-	-	-	-	-	-	-



名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借	業務提 携
(持分法適用関連会社) 株式会社ラフィアキャピタル	東京都千代田区	10	プライベート・エクイ ティ・ファ ンドの運営	50.0	3 (-)	-	アドバイザ リー・サービ ス	-	-
Hillcot Holdings Limited	英国領バミュー ダハミルトン市	千米ドル 12	保険持株会 社	49.9	2 (-)	-	-	-	-
日盛金融控股股?有限公司	中華民国台北市	百万ニュー 台湾ドル 49,628	金融持株会 社	30.4 (30.4)	3 (1)	-	-	-	-
その他19社 (注) 7	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 上記関係会社のうち、新生フィナンシャル株式会社、Shinsei Finance (Cayman) Limited及びShinsei Finance (Cayman) Limitedは、特定子会社に該当します。

2. 上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社は、株式会社アプラスフィナンシャルであります。

3. 旧株式会社アプラスは、平成22年4月1日付で株式会社アプラスフィナンシャルに社名変更しております。

4. 「議決権の所有割合」欄の( )内は、子会社による間接所有の割合(内書き)であります。

5. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の( )内は、当行の役員(内書き)であります。

6. 上記関係会社のうち、株式会社アプラスフィナンシャル、昭和リース株式会社及び新生フィナンシャル株式会社については、経常収益(連結会社相互間取引を除く)の連結経常収益に占める割合が10%を超えておりま  
す。

昭和リース株式会社の平成22年3月期の経常収益は121,005百万円、経常利益は3,047百万円、当期純利益は  
2,943百万円、純資産額は60,927百万円、総資産額は504,656百万円であります。

新生フィナンシャル株式会社の平成22年3月期の経常収益は93,826百万円、経常利益は28,829百万円、当期純  
利益は20,995百万円、純資産額は88,172百万円、総資産額は319,855百万円であります。

株式会社アプラスフィナンシャルは有価証券報告書を提出しているため、主要な損益情報等の記載は省略し  
ております。

7. 重要性の乏しい関係会社については、その社数のみを記載しております。

## 5【従業員の状況】

### (1) 連結会社における従業員数

平成22年3月31日現在

	銀行業務	証券業務	信託業務	その他	合計
従業員数(人)	4,976 [1,749]	94 [3]	68 [16]	978 [171]	6,116 [1,939]

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含んでおります。
2. 従業員数が前連結会計年度末に比べて890名減少したのは、銀行業務を中心として早期退職支援制度を実施したこと等によるものであります。
3. 嘱託及び臨時従業員数は、[ ]内に当連結会計年度の平均人員を外書で記載しております。

### (2) 当行の従業員数

平成22年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,575 [218]	38.7	11.1	8,491

- (注) 1. 従業員数が前事業年度末に比べて177名減少したのは、早期退職支援制度を実施したこと等によるものであります。
2. 嘱託及び臨時従業員数は、[ ]内に当事業年度の平均人員を外書で記載しております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 平均年間給与は、出向者を含んでおりません。
5. 当行の従業員組合は、新生銀行従業員組合と称し、組合員数は1,018人であり、労使間においては特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### 金融経済環境

当連結会計年度は、平成21年3月にバブル後最安値となる7000円台を記録した日経平均株価が、平成21年6月には1万円台を回復するなど、日本のみならず世界全体で危機からの回復を図る年となりました。しかし、回復の足取りは決して順調なものとはならず、11月には終値で14年ぶりとなる1ドル=86円台の円高となり、日経平均株価も再び1万円台を割るなど、景気に関する不透明感は依然として残っています。海外においても、11月にドバイワールドの債務繰延返済要請が発表され、いわゆるドバイショックとして信用懸念が表面化したほか、年明けにはギリシャやポルトガルなどで、国家財政への懸念から国債が売られるなど、回復過程にある中で、なお解決すべき課題が多くある状況にあります。

この間、わが国では政権の交代が起り、政治・経済両面での改革を推し進めてきていますが、国内外での景気悪化懸念が高まる中、11月の月例経済報告でデフレ宣言を行いました。これに呼応して、日本銀行においても低金利政策の継続・拡充を行うなど、景気の本格的な回復にはなお時間を要するとの認識が示されています。

このような日本銀行による金融緩和策を背景として、短期金利は低下し、代表的な指標となるLIBOR6ヶ月金利は平成21年3月末と比べて0.3%以上低下しました。一方で、10年以上の長期金利は株式市場の回復に伴って横這いしないし上昇したため、長短金利差は拡大しました。これまでの各種政策を通じて金融事情は徐々に改善しており、今後はこの改善傾向が定着するかが注視されています。また、今般の金融危機を教訓として、バーゼル銀行監督委員会では金融機関に対する規制、監督、リスク管理のあり方の見直しに着手しています。

#### 企業集団の営業の経過及び成果

当行は、法人のお客さま向け銀行業務やリース業務を担う法人・商品部門と、個人のお客さまへのリテールバンキング業務とコンシューマーファイナンス業務を担う個人部門において、グループ全体で、幅広い金融商品・サービスを、お客さまの視点に立って、より効率よく、迅速に、提供するように努めております。

#### [法人・商品部門]

法人・商品部門では、大企業から中堅企業を中心とした事業法人、地域金融機関をはじめとする幅広い金融法人、公共法人のお客さまに対し、伝統的な法人向け金融商品・サービスに加え、お客さまを担当するリレーションシップ・マネージャー（営業担当）と金融商品・サービスの専門家（商品担当）が協働しながら、革新性や機動性を活かした付加価値の高い金融商品・サービス・ソリューションのご提供に取り組んでおります。

当連結会計年度は、米国・欧州経済に加え、日本経済においても景気回復の兆しをみせる中、お客さまの声に今まで以上に注意深く耳を傾け、適切にリスク管理を行いながら、お客さまのニーズに応える商品・サービスを提供する、という基本に立ち返り、業務を運営してまいりました。自己勘定による海外投融資などのリスク資産削減を引き続き実施すると同時に、事業法人部署の改編、中小企業向け取引推進のための部署の新設、法人向け銀行業務における各ビジネスの見直し、リスク管理体制の再構築などに努めてまいりました。一方、国内不動産関連投資や、不動産ノンリコースファイナンスに対して、経済環境や市場の変化に対応した評価損の計上や引当金の大幅な積み増しを実施するなど、法人・商品部門においては、当連結会計年度において、リスク資産への更なる手当てを可能な限り実施いたしました。また、平成22年3月にはインドにおけるアセットマネジメント子会社を譲渡することにつき買い手と合意するなど、経営資源の戦略的な再配分に努めております。

法人向け銀行業務の中心のひとつである貸出については、収益性と資産の質に留意しながら、お客さまのニーズにお応えするよう努め、不良債権の購入・回収・売却を行うクレジットトレーディングについては、国内において堅調な実績を積み上げてまいりました。また、昭和リース株式会社（以下「昭和リース」）においては、引き続き業務の効率化に努めるとともに、動産一括処分など収益拡大に向けたビジネス展開も積極的に推進しているところです。

当行といたしましては、こうした取り組みなどを通じて、厳しい環境を乗り越え、当行の本来持つ強みを生かした法人向け業務を行ってまいりたいと考えております。具体的には、伝統的な銀行業務以外においても、資産の証券化、不動産ファイナンス、クレジットトレーディングなどのプリンシパル・トランザクション、アドバイザー等で培ってきた実績と経験を引き続き活かしながら、お客さまの多様なニーズに応えてまいります。

## 〔個人部門〕

銀行本体のリテールバンキング業務と子会社を通じたコンシューマーファイナンス業務を担う個人部門では、600万人以上のお客さまに対して革新的なソリューションを提供しております。

リテールバンキング業務では、預金を中心とした運用に限らぬより多様な資産運用へのお客さまのニーズにお応えするために、引き続き各種預金・投信・保険商品等幅広い金融商品を提供すると共に、住宅ローンをはじめとしたローン商品の提供にも積極的に取り組んでまいりました。利便性の高いインターネットやコールセンターといったリモートチャネルを通じた商品・サービスの拡充を図ると同時に、費用効率の高い小型店舗で、専門スタッフによる資産運用相談サービスを提供する「新生コンサルティングスポット」を首都圏、関西圏を中心に増設する等、一部店舗の改廃を実施しながら、お客さまのニーズにより適切にお応えできるようネットワークチャネルの充実・拡大を図っております。

このような施策の結果、当連結会計年度において、リテールバンキング業務の業績は順調に推移するとともに、顧客基盤も引き続き拡大いたしました。総合口座「PowerFlex」（パワーフレックス）の口座数は平成22年3月末には従来からの口座を含め250万口座を超え、当行の安定的な資金調達基盤である個人預金残高は、同3月末現在で5兆3,000億円を超えるとともに、仕組預金、年金、保険投資商品を含む個人預り資産残高全体で同3月末現在、6兆3,000億円を超えました。また、住宅ローンについても、手数料無料の自動繰上返済機能や貸越サービス、さらに柔軟性の高い商品設計などが評価され、「パワースマート住宅ローン」の取扱いも堅調に推移しております。

一方、コンシューマーファイナンス業務においては、当連結会計年度、市場の縮小を受けた営業資産の減少と利ざやの低下が続く中、改正貸金業法の完全施行を前に、過払利息返還に対する手当として株式会社アプラスフィナンシャル（平成22年4月1日付で株式会社アプラスから商号変更。以下「アプラスフィナンシャル」）、株式会社シンキ（以下「シンキ」）において、利息返還損失引当金を大幅に積み増すなど、大変厳しい業績となりました。なお、新生フィナンシャル株式会社（以下「新生フィナンシャル」）については、過払利息返還請求を受けるリスクのある取得資産のうち相当な部分について、GE（ゼネラル・エレクトリック）グループによる損失補償が付与されており、リスクは限定的となっております。

このような環境下、コンシューマーファイナンス業務については、引き続き当行グループとしての収益力・競争力の向上に向けた施策を講じております。平成21年9月には、連結子会社であるシンキの完全支配化手続が完了し、平成22年3月には、シンキを新生フィナンシャルの子会社とするなど、より一体的な業務運営を行う態勢を整えました。また、連結子会社であるアプラスフィナンシャルが、事業持株会社へ移行（平成22年4月1日付）するのに先立ち、平成22年3月には同社に対する当行出資比率の引き上げを行い、当行の同社に対する姿勢をより明確にし、業務の再編、見直しを更に推進することいたしました。当行は、今後とも、当行コンシューマーファイナンス業務の効率性の向上、競争力の強化に、当行の強みであるITシステムを活用しながら取り組んでまいります。

## 〔財務基盤〕

平成21年10月に、当行が議決権を100%保有する海外特別目的子会社が、当行グループのTier 1資本の強化を図るため、国内において総額90億円の優先出資証券を発行いたしました。また、平成21年12月には、多様化する個人のお客さまの運用ニーズに応えらるとともに、当行グループの資本調達手段の多様化を図るべく、国内の個人投資家を主な対象とする劣後特約付社債を50億円発行いたしました。平成22年3月末においては、既述の資本政策に取り組んだことに加え、リスク資産の削減に徹底的に取り組んできた結果、当連結会計年度が赤字決算とはなりましたが、自己資本比率については8.35%と前連結会計年度末比横ばいの水準を確保し、Tier 1比率については6.35%と同比若干改善いたしました。

## 〔あおぞら銀行との経営統合の見合わせ〕

平成22年5月14日、当行は、株式会社あおぞら銀行（以下「あおぞら銀行」）との間で平成21年7月1日に締結した統合契約を解消することいたしました。当行は今後、単独での営業基盤並びに財務基盤の強化に注力しつつ、あおぞら銀行との新たな業務提携を検討し、協調関係の継続強化に努めてまいります。

## 業績の概況

以上のような事業の経過のもと、当連結会計年度の業績は以下のとおりとなりました。なお、連結子会社は銀行業以外に一部で証券、信託等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業全体の業績を記載しております。

### (経営成績)

当連結会計年度の経常収益は5,663億円（前連結会計年度比353億円減少）、経常費用は6,390億円（同比1,259億円減少）となり、この結果、連結経常損失は726億円（前連結会計年度は連結経常損失1,633億円）となりました。

資金利益については、貸出金の減少等により資金運用収益は減少したものの、それ以上に資金調達費用が減少したため、前連結会計年度に比べて若干増加いたしました。一方、非資金利益（ネットの役務取引等利益、特定取引利益、その他業務利益）については、金融市場や実体経済の正常化が遅れる等、引き続き厳しい事業環境にあって、海外向け投資や国内不動産向け投資に係る減損・評価損を計上いたしました。債務担保証券（CLO）や社債等の売却益をその他業務利益に計上したこと等により、トータルでは前連結会計年度に比べて大きく改善いたしました。次に、与信関連費用については、前連結会計年度に比較すると減少しておりますが、経済環境や市場動向に対応して国内不動産向け貸出を中心に貸倒引当金の積み増しを行っております。人件費、物件費といった経費につきましては、全ての業務にわたって継続的かつ厳正な経費の統制を行っており、総額で前連結会計年度比5.8%減少し、さらに新生フィナンシャル（前連結会計年度は下半期のみ計上）の直接経費を除いたベースでは同比16.7%減少しております。

さらに、特別利益347億円、特別損失851億円を計上いたしました。このうち、特別利益は主に当行劣後債の消却益、及び当行やコンシューマーファイナンス子会社における償却債権取立益です。また、特別損失は、主にアプラスフィナンシャルに係るのれん減損損失や無形資産減損損失です。

これに法人税等合計82億円（損）、少数株主利益88億円（損）を控除し、連結当期純損失は1,401億円（前連結会計年度は連結当期純損失1,430億円）となりました。

### (財政状態)

当行グループの当連結会計年度末における総資産は11兆3,767億円（前連結会計年度末比5,724億円減少）、純資産は6,349億円（同比1,325億円減少）となりました。主要な勘定残高といたしましては、貸出金は資金需要の低迷等の影響から5兆1,637億円（同比7,131億円減少）となりました。また、有価証券は国債運用分の増加により3兆2,333億円（同比1兆591億円増加）となり、このうち国債の残高は2兆3,616億円となっております。一方、預金・譲渡性預金は当行の安定的な資金調達基盤である個人のお客さまの預金が順調に集まっていることから6兆4,753億円（同比2,032億円増加）となり、また、債券・社債は6,719億円（同比2,700億円減少）となりました。

不良債権につきましては、景気低迷の影響あるいは不動産ファイナンスにおける最終処理に向けた措置等により、金融再生法ベースの開示債権（単体）において、当事業年度末は3,330億円（前事業年度末1,458億円）、不良債権比率は6.70%（前年度末2.51%）となりました。

銀行法に基づく連結自己資本比率（国内基準）は、当連結会計年度末で8.35%（Tier 1比率6.35%）となっております。

### (キャッシュ・フロー)

当連結会計年度における連結キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、債券の減少等に対して、貸出金の減少、資金運用による収入等により9,582億円の収入（前連結会計年度は1兆1,077億円の収入）、投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出が、売却・償還による収入を上回ったこと等により1兆633億円の支出（同1兆86億円の支出）、財務活動によるキャッシュ・フローは、個人向け劣後特約付社債の発行、少数株主からの払込みによる収入に対して、劣後特約付社債の償還、少数株主への配当及び払戻し等により439億円の支出（同217億円の支出）となりました。この結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末比1,490億円減少し、3,342億円となりました。

国内・海外別貸出金残高の状況  
業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成21年3月31日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	5,759,546	100.00
製造業	243,152	4.22
農業	2	0.00
林業	-	-
漁業	2,700	0.05
鉱業	3,611	0.06
建設業	13,058	0.23
電気・ガス・熱供給・水道業	45,478	0.79
情報通信業	48,144	0.84
運輸業	336,970	5.85
卸売・小売業	132,180	2.29
金融・保険業	1,152,756	20.01
不動産業	1,011,326	17.56
各種サービス業	332,776	5.78
地方公共団体	156,533	2.72
その他	2,280,855	39.60
海外及び特別国際金融取引勘定分	117,364	100.00
政府等	1,495	1.27
金融機関	-	-
その他	115,869	98.73
合計	5,876,910	-

業種別	平成22年3月31日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	5,077,688	100.00
製造業	249,077	4.91
農業，林業	2	0.00
漁業	2,500	0.05
鉱業，採石業，砂利採取業	2,762	0.05
建設業	8,745	0.17
電気・ガス・熱供給・水道業	32,357	0.64
情報通信業	17,069	0.34
運輸業，郵便業	293,641	5.78
卸売業，小売業	109,617	2.16
金融業，保険業	1,095,904	21.58
不動産業	875,695	17.25
各種サービス業	262,742	5.17
地方公共団体	171,346	3.37
その他	1,956,224	38.53
海外及び特別国際金融取引勘定分	86,074	100.00
政府等	1,964	2.28
金融機関	1,863	2.17
その他	82,246	95.55
合計	5,163,763	-

- (注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。  
2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。  
3. 日本標準産業分類の改訂（平成19年11月）に伴い、当連結会計年度から業種の表示を一部変更しております。

( 単体情報 )

( 参考 ) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

## 1. 損益状況 ( 単体 )

## (1) 損益の概要

	前事業年度 ( 百万円 ) ( A )	当事業年度 ( 百万円 ) ( B )	増減 ( 百万円 ) ( B ) - ( A )
業務粗利益	7,324	104,268	96,943
経費 ( 除く臨時処理分 )	78,492	67,314	11,178
人件費	29,889	23,083	6,805
物件費	45,150	40,810	4,340
税金	3,452	3,420	32
業務純益 ( 一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前 )	71,168	36,953	108,122
のれん償却額	-	-	-
業務純益 ( 一般貸倒引当金繰入前 )	71,168	36,953	108,122
一般貸倒引当金繰入額	53,644	11,532	42,111
業務純益	124,812	25,420	150,233
実質業務純益	65,397	20,981	86,379
うち債券関係損益	80,971	25,270	106,242
臨時損益	32,450	64,201	31,751
株式関係損益	7,694	2,106	5,587
金銭の信託運用損益	5,770	15,972	21,742
不良債権処理損失	24,324	41,105	16,780
貸出金償却	1,853	16,351	14,498
個別貸倒引当金繰入額	22,210	24,614	2,403
特定海外債権引当勘定繰入額	1	1	0
その他の債権売却損等	262	140	121
その他臨時損益	6,201	5,017	1,183
経常利益 (  は経常損失 )	164,860	44,205	120,654
特別損益	13,461	4,896	8,565
うち固定資産処分損益	1,021	680	340
税引前当期純利益 (  は税引前当期純損失 )	151,399	39,309	112,089
法人税、住民税及び事業税	4,184	34	4,150
法人税等調整額	9,833	8,369	1,464
当期純利益 (  は当期純損失 )	157,048	47,644	109,403

- (注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支
2. 実質業務純益 = 業務粗利益 + 金銭の信託運用損益 - 経費 (除く臨時処理分)  
金銭の信託運用損益は臨時損益に含まれますが、当行が注力している投資銀行業務部門の損益であることから、本来業務にかかる損益ととらえております。
3. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費 (除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額
4. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除されているものであります。
5. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
6. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償却
7. 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却
8. 前事業年度の貸倒引当金は全体で75,853百万円の繰入超となっております。なお当事業年度の貸倒引当金は全体で36,146百万円の繰入超となっております。
9. 前事業年度は、関係会社株式及び出資評価損55,684百万円を特別損失に計上しております。また当事業年度は、関係会社株式及び出資等の評価損7,387百万円及び子会社株式等売却損10,483百万円を特別損失に計上しております。

(2) 営業経費の内訳

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
給料・手当	25,344	18,485	6,858
退職給付費用	5,554	5,067	486
福利厚生費	3,707	3,188	518
減価償却費	7,291	6,771	520
土地建物機械賃借料	5,122	4,995	127
営繕費	2,098	2,072	26
消耗品費	1,002	680	321
給水光熱費	891	739	151
旅費	629	378	250
通信費	2,176	2,135	40
広告宣伝費	1,535	1,502	32
租税公課	3,452	3,420	32
その他	22,936	20,342	2,593
計	81,741	69,780	11,960

(注) 損益計算書中「営業経費」の内訳であります。



2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前事業年度（％） （A）	当事業年度（％） （B）	増減（％） （B） - （A）
(1) 資金運用利回	1.75	1.50	0.25
貸出金利回	1.79	1.75	0.04
有価証券利回	2.02	1.31	0.71
(2) 資金調達原価	1.83	1.45	0.38
資金調達利回	0.85	0.68	0.17
預金利回	0.77	0.72	0.05
債券利回	0.70	0.68	0.02
(3) 総資金利鞘	-	0.08	0.05
(4) 資金運用利回 - 資金調達利回	-	0.90	0.08

（注）1. 「国内業務部門」とは本邦店の居住者向け円建諸取引であります（但し特別国際金融取引勘定を除く）。

2. 預金には譲渡性預金を含んでおります。

3. ROE（単体）

	前事業年度（％） （A）	当事業年度（％） （B）	増減（％） （B） - （A）
実質業務純益ベース	10.10	3.76	13.86
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前）	11.00	6.61	17.61
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前）	11.00	6.61	17.61
業務純益ベース	19.28	4.55	23.83
当期純利益ベース	24.26	8.53	15.74

4. 預金・債券・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・債券・貸出金の残高

	前事業年度（百万円） （A）	当事業年度（百万円） （B）	増減（百万円） （B） - （A）
預金（未残）	6,897,491	6,824,464	73,026
預金（平残）	6,348,521	7,224,772	876,251
債券（未残）	676,767	487,513	189,253
債券（平残）	705,969	563,152	142,817
貸出金（未残）	5,168,004	4,732,858	435,146
貸出金（平残）	5,345,547	4,750,076	595,471

（注）預金には譲渡性預金を含んでおります。

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前事業年度(百万円) (A)	当事業年度(百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	5,045,864	5,302,626	256,762
法人	1,582,662	1,230,470	352,192
合計	6,628,526	6,533,096	95,430

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前事業年度(百万円) (A)	当事業年度(百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	860,539	883,172	22,631
住宅ローン残高	860,014	882,371	22,356
その他ローン残高	525	800	275

(4) 中小企業等貸出金

		前事業年度 (A)	当事業年度 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	2,937,846	2,822,292	115,553
総貸出金残高	百万円	5,096,729	4,684,913	411,816
中小企業等貸出金比率	/ %	57.64	60.24	2.60
中小企業等貸出先件数	件	70,589	73,509	2,920
総貸出先件数	件	71,028	73,901	2,873
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.38	99.47	0.09

(注) 1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の会社及び個人であります。

3. 「中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の施行等を受け、体制整備等を図り、中小企業及び個人のお客さまからのご相談に対して真摯にかつきめ細かく対応してきております。

5. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前事業年度		当事業年度	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	-	-	-	-
信用状	-	-	-	-
保証	59	12,556	45	11,266
計	59	12,556	45	11,266

6. 内国為替の状況(単体)

区分		前事業年度		当事業年度	
		口数(千口)	金額(百万円)	口数(千口)	金額(百万円)
送金為替	各地へ向けた分	14,089	12,628,581	12,342	13,078,592
	各地より受けた分	9,775	19,442,387	9,033	17,563,113
代金取立	各地へ向けた分	0	2,714	0	2,622
	各地より受けた分	0	74	0	50

7. 外国為替の状況(単体)

区分		前事業年度	当事業年度
		金額(百万米ドル)	金額(百万米ドル)
仕向為替	売渡為替	7,071	3,937
	買入為替	4	14
被仕向為替	支払為替	3,845	3,456
	取立為替	169	13
合計		11,090	7,421

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。また、「告示」の特例である平成20年金融庁告示第79号に基づき算出しております。

また、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成21年3月31日	平成22年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	476,296	476,296
	うち非累積的永久優先株	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本剰余金	43,554	43,554
	利益剰余金	152,855	12,438
	自己株式( )	72,558	72,558
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額( )	-	-
	その他有価証券の評価差損( )	-	-
	為替換算調整勘定	1,297	741
	新株予約権	1,808	1,672
	連結子法人等の少数株主持分	183,760	168,929
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	171,380	159,863
	営業権相当額( )	-	-
	のれん相当額( )	132,952	57,844
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額( )	44,791	25,249
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額( )	14,060	9,402
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額( )	15,173	46,320
	繰延税金資産の控除前の基本的項目計 (上記各項目の合計額)		
	繰延税金資産の控除金額( )		
計 (A)	580,036	490,775	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	88,905	83,470	

項目		平成21年3月31日	平成22年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	-	-
	一般貸倒引当金	13,065	10,991
	適格引当金が期待損失額を上回る額	-	-
	負債性資本調達手段等	314,254	257,754
	うち永久劣後債務 (注2)	64,285	38,084
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	249,968	219,670
	計	327,319	268,746
	うち自己資本への算入額 (B)	327,319	268,746
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	-	-
	うち自己資本への算入額 (C)	-	-
控除項目	控除項目(注4) (D)	103,913	114,092
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	803,441	645,429
リスク・ア セット等	資産(オン・バランス)項目	7,068,918	5,988,044
	オフ・バランス取引等項目	1,750,400	994,281
	信用リスク・アセットの額 (F)	8,819,319	6,982,325
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%) (G)	340,229	164,321
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	27,218	13,145
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((J)/8%) (I)	461,494	575,453
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	36,919	46,036
	信用リスク・アセット調整額 (K)	-	-
	オペレーショナル・リスク相当額調整額 (L)	-	-
	計((F) + (G) + (I) + (K) + (L)) (M)	9,621,043	7,722,100
連結自己資本比率(国内基準) = E / M × 100 (%)		8.35	8.35
(参考)Tier 1比率 = A / M × 100 (%)		6.02	6.35

- (注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。
4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成21年3月31日	平成22年3月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 （Tier 1）	資本金	476,296	476,296
	うち非累積的永久優先株	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本準備金	43,558	43,558
	その他資本剰余金	-	-
	利益準備金	11,035	11,035
	その他利益剰余金	143,418	95,773
	その他	171,380	159,863
	自己株式（ ）	72,558	72,558
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額（ ）	-	-
	その他有価証券の評価差損（ ）	-	-
	新株予約権	1,808	1,672
	営業権相当額（ ）	-	-
	のれん相当額（ ）	-	-
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（ ）	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（ ）	13,801	9,337
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額（ ）	15,344	51,246
	繰延税金資産の控除前の基本的項目計 （上記各項目の合計額）		
	繰延税金資産の控除金額（ ）		
計（A）	745,793	655,057	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	88,905	83,470	
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	171,380	159,863	

項目		平成21年3月31日	平成22年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	-	-
	一般貸倒引当金	3,450	2,893
	適格引当金が期待損失額を上回る額	-	-
	負債性資本調達手段等	297,754	257,754
	うち永久劣後債務 (注2)	47,785	38,084
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	249,968	219,670
	計	301,204	260,648
	うち自己資本への算入額 (B)	301,204	260,648
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	-	-
	うち自己資本への算入額 (C)	-	-
控除項目	控除項目(注4) (D)	75,014	86,695
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	971,983	829,010
リスク・ア セット等	資産(オン・バランス)項目	7,286,384	6,518,312
	オフ・バランス取引等項目	1,062,234	389,122
	信用リスク・アセットの額 (F)	8,348,619	6,907,434
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%) (G)	308,126	156,668
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	24,650	12,533
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((J)/8%) (I)	218,792	177,712
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	17,503	14,217
	信用リスク・アセット調整額 (K)	-	-
	オペレーショナル・リスク相当額調整額 (L)	-	-
	計((F) + (G) + (I) + (K) + (L)) (M)	8,875,539	7,241,815
単体自己資本比率(国内基準) = E / M × 100 (%)		10.95	11.44
(参考)Tier 1比率 = A / M × 100 (%)		8.40	9.04

- (注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(\*) 優先出資証券の概要

当行は、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、連結自己資本比率（国内基準）における「基本的項目」の中の「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」及び単体自己資本比率（国内基準）における「基本的項目」の中の「その他」「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」に計上しております。

発行体	Shinsei Finance (Cayman) Limited	Shinsei Finance (Cayman) Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	同左
償還期日	定めなし	同左
任意償還	平成28年7月以降の各配当支払日に任意償還可能（但し、金融庁の事前承認が必要）	同左
発行総額	653百万米ドル	481百万米ドル
払込日	平成18年2月23日	平成18年3月23日
配当支払日	毎年7月20日（但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする）	毎年7月25日（但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする）
配当率	平成28年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年6.418%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用されるとともにステップアップ配当が付与される。	平成28年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年7.16%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。なお、ステップアップ配当は付与されない。
配当支払に関する条件概要	以下の強制的配当停止事由及び任意配当停止事由のいずれにも該当しない場合、本優先出資証券に対して満額の配当が行われる。	同左
	強制的配当停止事由 破産事由、更生事由、清算事由、民事再生事由、支払不能事由、政府による宣言（注1）が発生した場合には、配当の支払は停止される。配当可能利益制限又は優先株式配当制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止又は減額される。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	配当可能利益制限 当行の配当可能金額（前年度末の配当可能利益から当年度に当行優先株式（注2）に対して行われた又は行われる配当を控除した額、本優先出資証券と類似する証券が存在する場合は配当可能金額はさらに調整される。）が本優先出資証券の当年度の配当額を下回る場合には、その配当可能金額を上限として本優先出資証券に対する配当は支払われる。当年度に配当可能金額が無い場合には、配当は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	優先株式配当制限 当行優先株式への配当が減額又は支払われない場合には、本優先出資証券に対する配当も同割合に減額され又は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左



発行体	Shinsei Finance (Cayman) Limited	Shinsei Finance (Cayman) Limited
配当支払に関する条件概要(続き)	任意配当停止事由 当行は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額(監督事由でない場合)することができる。但し、下記(2)の場合でも、当行が当行優先株式に配当を行う場合には、同割合で本優先出資証券に対しても配当を支払うものとする。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。 (1)監督事由(注3)が発生した場合。 (2)直近に終了した会計年度について当行が当行普通株式に対する配当を行わない場合。	同左
残余財産請求権	当行優先株式と実質的に同順位	同左

発行体	Shinsei Finance (Cayman) Limited	
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	同左
償還期日	定めなし	同左
任意償還	平成26年7月以降の各配当支払日に任意償還可能 (但し、金融庁の事前承認が必要)	同左
発行総額	15,900百万円	20,100百万円
払込日	平成21年3月30日	同左
配当支払日	毎年7月23日(但し、当該日が営業日でない場合は 翌営業日とする)	同左
配当率	平成26年7月の配当支払日までの配当期間については 固定配当率(年5.5%)が適用される。それ以降の 配当期間については変動配当率が適用される。な お、ステップアップ配当は付与されない。	平成31年7月の配当支払日までの配当期間につい ては固定配当率(年5.0%)が適用される。それ以 降の配当期間については変動配当率が適用される とともにステップアップ配当が付与される。
配当支払に関する 条件概要	以下の強制的配当停止事由及び任意配当停止事由 のいずれにも該当しない場合、本優先出資証券に対 して満額の配当が行われる。	同左
	強制的配当停止事由 破産事由、更生事由、清算事由、民事再生事由、支払 不能事由、政府による宣言(注1)が発生した場合 には、配当の支払は停止される。配当可能利益制限 又は優先株式配当制限が適用される場合には、その 適用に応じて配当は停止又は減額される。停止又は 減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	配当可能利益制限 当行の配当可能金額(前年度末の配当可能利益か ら当年度に当行優先株式(注2)に対して行われ た又は行われる配当を控除した額、本優先出資証券 と類似する証券が存在する場合は配当可能金額は さらに調整される。)が本優先出資証券の当年度の 配当額を下回る場合には、その配当可能金額を上限 として本優先出資証券に対する配当は支払われる。 当年度に配当可能金額が無い場合には、配当は支払 われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に 累積しない。	同左
	優先株式配当制限 当行優先株式への配当が減額又は支払われない場 合には、本優先出資証券に対する配当も同割合に減 額され又は支払われない。停止又は減額された配当 は翌年度以降に累積しない。	同左

発行体	Shinsei Finance (Cayman) Limited	
配当支払に関する条件概要(続き)	<p>任意配当停止事由</p> <p>当行は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額(監督事由でない場合)することができる。但し、下記(2)の場合でも、当行が当行優先株式に配当を行う場合には、同割合で本優先出資証券に対しても配当を支払うものとする。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。</p> <p>(1)監督事由(注3)が発生した場合。</p> <p>(2)直近に終了した会計年度について当行が当行普通株式に対する配当を行わない場合。</p>	同左
残余財産請求権	当行優先株式と実質的に同順位	同左

発行体	Shinsei Finance (Cayman) Limited	
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	同左
償還期日	定めなし	同左
任意償還	平成26年7月以降の各配当支払日に任意償還可能 (但し、金融庁の事前承認が必要)	同左
発行総額	2,500百万円	6,600百万円
払込日	平成21年3月30日	同左
配当支払日	毎年7月23日(但し、当該日が営業日でない場合は 翌営業日とする)	同左
配当率	平成31年7月の配当支払日までの配当期間については 固定配当率(年5.0%)が適用される。それ以降の 配当期間については変動配当率が適用されると ともにステップアップ配当が付与される。	平成26年7月の配当支払日までの配当期間につ いては固定配当率(年5.5%)が適用される。それ 以降の配当期間については変動配当率が適用され る。なお、ステップアップ配当は付与されない。
配当支払に関する 条件概要	以下の強制的配当停止事由及び任意配当停止事由 のいずれにも該当しない場合、本優先出資証券に対 して満額の配当が行われる。	同左
	強制的配当停止事由 破産事由、更生事由、清算事由、民事再生事由、支払 不能事由、政府による宣言(注1)が発生した場合 には、配当の支払は停止される。配当可能利益制限 又は優先株式配当制限が適用される場合には、その 適用に応じて配当は停止又は減額される。停止又は 減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	配当可能利益制限 当行の配当可能金額(前年度末の配当可能利益か ら当年度に当行優先株式(注2)に対して行われ た又は行われる配当を控除した額、本優先出資証券 と類似する証券が存在する場合は配当可能金額は さらに調整される。)が本優先出資証券の当年度の 配当額を下回る場合には、その配当可能金額を上限 として本優先出資証券に対する配当は支払われる。 当年度に配当可能金額が無い場合には、配当は支払 われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に 累積しない。	同左
	優先株式配当制限 当行優先株式への配当が減額又は支払われない場 合には、本優先出資証券に対する配当も同割合に減 額され又は支払われない。停止又は減額された配当 は翌年度以降に累積しない。	同左

発行体	Shinsei Finance (Cayman) Limited	
配当支払に関する条件概要(続き)	<p>任意配当停止事由</p> <p>当行は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額(監督事由でない場合)することができる。但し、下記(2)の場合でも、当行が当行優先株式に配当を行う場合には、同割合で本優先出資証券に対しても配当を支払うものとする。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。</p> <p>(1)監督事由(注3)が発生した場合。</p> <p>(2)直近に終了した会計年度について当行が当行普通株式に対する配当を行わない場合。</p>	同左
残余財産請求権	当行優先株式と実質的に同順位	同左

発行体	Shinsei Finance (Cayman) Limited	
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	同左
償還期日	定めなし	同左
任意償還	平成27年7月以降の各配当支払日に任意償還可能 (但し、金融庁の事前承認が必要)	同左
発行総額	4,000百万円	5,000百万円
払込日	平成21年10月2日	同左
配当支払日	毎年7月23日(但し、当該日が営業日でない場合は 翌営業日とする)	同左
配当率	平成27年7月の配当支払日までの配当期間につい ては固定配当率(年5.5%)が適用される。それ以降 の配当期間については変動配当率が適用される。な お、ステップアップ配当は付与されない。	変動配当率(円LIBOR(12ヶ月物)+4.55%)が 適用される。なお、ステップアップ配当は付与さ れない。
配当支払に關する 条件概要	以下の強制的配当停止事由及び任意配当停止事由 のいずれにも該当しない場合、本優先出資証券に対 して満額の配当が行われる。	同左
	強制的配当停止事由 破産事由、更生事由、清算事由、民事再生事由、支払 不能事由、政府による宣言(注1)が発生した場合 には、配当の支払は停止される。配当可能利益制限 又は優先株式配当制限が適用される場合には、その 適用に応じて配当は停止又は減額される。停止又は 減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	配当可能利益制限 当行の配当可能金額(前年度末の配当可能利益か ら当年度に当行優先株式(注2)に対して行われ た又は行われる配当を控除した額。本優先出資証券 と類似する証券が存在する場合は配当可能金額は さらに調整される。)が本優先出資証券の当年度の 配当額を下回る場合には、その配当可能金額を上限 として本優先出資証券に対する配当は支払われる。 当年度に配当可能金額が無い場合には、配当は支払 われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に 累積しない。	同左
	優先株式配当制限 当行優先株式への配当が減額又は支払われない場 合には、本優先出資証券に対する配当も同割合に減 額され又は支払われない。停止又は減額された配当 は翌年度以降に累積しない。	同左

発行体	Shinsei Finance (Cayman) Limited	
配当支払に関する条件概要(続き)	<p>任意配当停止事由 当行は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額(監督事由でない場合)することができる。但し、下記(2)の場合でも、当行が当行優先株式に配当を行う場合には、同割合で本優先出資証券に対しても配当を支払うものとする。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。</p> <p>(1)監督事由(注3)が発生した場合。 (2)直近に終了した会計年度について当行が当行普通株式に対する配当を行わない場合。</p>	同左
残余財産請求権	当行優先株式と実質的に同順位	同左

- (注) 1. 破産事由：破産法に基づく破産手続の開始決定  
 更生事由：会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定  
 清算事由：会社法に基づく解散や清算手続の開始  
 民事再生事由：民事再生法に基づく民事再生手続の開始決定  
 支払不能事由：債務不履行又はその恐れのある場合、又は当該配当により債務不履行又はその恐れのある場合。  
 債務超過であるか又は当該配当により債務超過となる場合。  
 政府による宣言：監督当局が、当行が支払不能又は債務超過の状態にあること、あるいは当行を公的管理下に置くこと、又は第三者に譲渡することを宣言した場合。
2. 当行により直接発行され、配当支払に関して最も優先順位の高い優先株式。
3. 当行の自己資本比率又は基本的項目の比率が、銀行規制により要求される最低水準を下回っているか、又は当該配当により下回ることとなる場合。

## (資産の査定)

## (参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

なお、区分対象となる社債のうち、「その他有価証券」目的で保有しているものは、当事業年度末から時価(貸借対照表計上額)で区分されております。

## 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

## 2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

## 3. 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

## 4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1.から3.までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

## 資産の査定額

債権の区分	平成21年3月31日	平成22年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	833	1,122
危険債権	557	2,157
要管理債権	69	51
正常債権	56,697	46,371



## 2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

## 3【対処すべき課題】

当行グループは、当連結会計年度において、お客さまのニーズに徹底的に応えるという、基本に立ち返る姿勢で業務に取り組む一方、早期の収益力回復に向け、ノンコア業務に対する適切な対応、リスク資産に対する保守的な手当てを実施いたしました。今後とも、収益力の回復に向け、以下の通り各種戦略施策、体制の強化に取り組んでまいります。

### 1．お客さまのニーズに応える商品・サービスの提供による当行グループ全体の長期的・安定的な収益の計上

当行グループは、多様化・高度化するお客さまのニーズに対して、最新のITを活用した柔軟性の高いシステム基盤を活用し、付加価値の高い商品・サービスをスピーディーにご提供するとともに、グループ全体で徹底した合理化に取り組むことで、長期的・安定的な収益の計上を目指してまいります。今般、新たに、法人ならびに個人のお客さま向けのビジネスへの注力を柱とする「中期経営計画」を策定し、まずは営業基盤の再構築と、財務基盤の強化に取り組んでまいります。

#### （法人・商品部門）

お客さまの、従来からのニーズの中心である、貸出などのベーシックバンキング、適切なリスク・リターン水準を確保しながら取り組む不動産ノンリコースローン、お客さまとの取引を中心としたキャピタルマーケット、金融環境の変化を捉えながら取り組むクレジットトレーディングなどのプリンシパル・インベストメンツ、企業の合併・買収などの仲介をするアドバイザーなど、対顧客業務と当行が強みを持ち、差別化可能な業務をコア業務として積極的に展開すると同時に、自己勘定による投融資などをノンコア資産として圧縮し、法人・商品部門全体の収益力の回復に取り組んでまいります。事業法人向け貸出については、中堅企業に加え中小企業との取引も推進し、顧客基盤拡大を図ります。また、公共法人との取引拡大や、地域金融機関との連携といった金融法人取引の分野もより一層の充実を図り、従来以上に営業担当と商品担当が協働しつつ、付加価値の高い金融商品・サービスの提供に積極的に取り組んでまいります。

#### （個人部門）

リテールバンキング業務においては、お客さまのライフステージにあわせた資産運用商品・ローン商品の提供力の強化になお一層取り組むと同時に、個人のお客さまの金融取引・商品にかかわるニーズに対し、あらゆるチャネルを通じて適切に対応できる提案力を強化してまいります。また、法規制の変更、市場の縮小、業界再編等、厳しい事業環境にあるコンシューマーファイナンス業務については、グループ子会社間の経営資源の有効活用やITを最大限に活用した経費構造の見直しと適切な与信費用管理に加え、リテールバンキング、子会社間の垣根を越えた、個人向け金融サービスのシームレスな展開と幅広い商品・サービスの提供により、真に信頼される個人向け総合金融サービスの確立へ向けて着実に施策を実行してまいります。

### 2．リスク管理、コーポレート・ガバナンスの強化と透明性の高い経営

当行は、グループ会社を含めた、「パーゼル」（銀行法に基づく自己資本比率規制で、当行は基礎的内部格付手法を採用）のスムーズな運用とリスク管理の高度化及びリスク・リターンの的確な把握を通じて、経営資源の最適な配分を実現し、バランスのとれた業務運営により一層努めてまいります。

当行は、委員会設置会社として、取締役会に加えて指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を設置し、経営の監督にあたるとともに、執行役に対して大幅に業務執行権限を委譲する経営体制を採用してまいりましたが、第10期定時株主総会での決議を前提として、監査役会設置会社に移行する方針です。監査役会設置会社への移行により、組織の最高意思決定機関である取締役会に業務執行の権限・責任を集中させ、業務執行及び取締役会から独立した監査役及び監査役会に監査機能を担わせることで、経営判断・業務執行を適切に行うガバナンス体制を確立してまいります。

当行グループは、前連結会計年度末から適用の「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」（いわゆる“J-SOX”）への対応体制を確立し、内部統制システムの運用強化と、監査機能の充実を図るとともに、金融商品取引法の規定に沿い、お客さま保護を念頭にいたコンプライアンス体制の強化による法令遵守の一層の徹底に引き続き努めてまいります。加えて上場企業として、投資家の目線に立った適時、適切かつ透明性の高い情報開示に取り組んでまいります。

### 3. 経営健全化計画の達成

当行は、当事業年度においては、国内不動産ポートフォリオをはじめリスク資産の処理を積極的に行ったことによる損失処理により、単体実質業務純益は209億円と経営健全化計画の目標数値を上回ったものの、単体当期純損失は476億円となり、同計画の目標数値を大幅に下回る結果となりました。平成19年6月には平成19年3月期決算が経営健全化計画の収益目標を大きく下回ったことから業務改善命令を金融庁から受け、さらに平成21年3月期においては、米国・欧州そして日本における市場環境悪化の影響や、子会社アプラスフィナンシャルに対する投資有価証券の減損処理などから、収益実績が経営健全化計画の目標値と大幅に乖離したことにより、平成21年7月にも金融庁から業務改善命令を受けました。公的資金による資本注入を受けている銀行としまして、2期連続で経営健全化計画を達成できなかったことは誠に遺憾であります。修正計画を提出する予定であります。今後は新たな経営健全化計画の達成に向けて、より一層、ガバナンスの強化、各業務における収益基盤の強化、経費の効率的運用を含めた業務の改善に向けて、全行が一丸となって業務に取り組んでまいります。

（注記）3については、子会社等を含まない記述となっております。

#### 4【事業等のリスク】

以下において、当行及び当行グループ（当行並びにその連結子会社及び関連会社）の事業その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、当行は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

##### 1 当行の経営戦略について

当行は、平成12年3月に民間銀行として再スタートして以降、資産内容を健全化し財務体質の強化を図るとともに、債券・預金・貸出・内国為替・外国為替・有価証券投資・デリバティブ等の従来からの伝統的な銀行業務に加えて、収益基盤の多様化、安定化を図るために、投資銀行業務とリテールバンキング業務を拡充・強化してまいりました。さらに、近時は投資銀行業務、リテールバンキング業務に並ぶ業務としてコンシューマーファイナンス業務、コマーシャルファイナンス業務の積極的事業展開を図っております。

当行は、財務の健全性を維持し、長期的・安定的な収益の計上を実現することを経営目標の根幹に据えておりますが、そのために当行は、以下の戦略を中心に、伝統的な預貸業務中心の運営といった過去の金融慣行・枠組みにとらわれることなく、顧客のニーズの変化に合わせ、新しく、かつ競合相手より優れた商品・サービスを提供してまいります。

当行は、平成20年6月25日に実施した組織再編により、これらの業務を法人業務及びコマーシャルファイナンス業務を統括する法人・商品部門（当該部門名は平成21年3月11日より使用）と、リテールバンキング業務とコンシューマーファイナンス業務を統括する個人部門とに再構築し、法人・個人のお客さまに幅広い商品・サービスを提供しております。

##### 〔法人・商品部門〕

・法人業務においては、平成14年1月に、投資銀行業務を推進する金融商品部門と顧客担当の法人部門を「インスティテューショナルバンキング部門」として有機的に融合して以来、現在の「法人・商品部門」においても、顧客の有する事業・財務上の様々なニーズに最適なソリューションを迅速に提供する体制の下、伝統的な融資業務に加えて、手数料収入を中心とする非金利収入を継続的に増やすべく、クレジットトレーディング、ノンリコースファイナンス、M & A、企業再生などの投資銀行業務を積極的に推進しております。

クレジットトレーディング：貸出債権やリース料債権等の売買業務であります。当行は、当該業務の事務管理などを行う新生銀ファイナンス株式会社（旧商号：株式会社ピーエムファイナンス）や新生債権回収株式会社などの子会社と共に当該業務を推進しております。当該業務で購入した資産を証券化するなど、当該業務と証券化業務は密接な関係にあります。

ノンリコースファイナンス：貸出の対象となる資産（主として不動産）から生じるキャッシュ・フローを元利払いの原資とする貸出業務であります。

M & A：企業（あるいはその一部の事業部門）の売却、買収、合併、提携等に係るアドバイザー業務であります。

企業再生：リストラクチャリングに取り組む企業に対して、財務体質の強化や資産の効率化、事業再編など、企業の収益力と競争力を高めるためのソリューションを提供する業務であります。

これらの業務においては、適正なリスク・リターン水準の確保に努めるとともに、対顧客取引に注力し、お客さまのニーズに対して付加価値の高い商品・サービスの提供を図り、安定的な収益計上を図ってまいります。

今後は、金融仲介機能を積極的に果たすべく、国内事業法人に係る顧客基盤の再構築に注力し、中堅事業法人顧客を中心とするお客さまに対する与信供与の強化とともに、これまでに培ってきた投資銀行業務のノウハウを活かし、お客さまにとって有益なソリューションの提供にも力を入れてまいります。特に、企業再生業務、及び成長資金を必要とする企業への支援業務の一層の強化に努めてまいります。

- ・ コマーシャルファイナンス業務については、平成17年3月に子会社化いたしました大手リース会社である昭和リース株式会社（以下「昭和リース」という。）を中心として、中小企業などに対する幅広い金融ソリューションの提供を行うことによって収益機会の拡大を目指してまいります。

#### 〔個人部門〕

- ・ 平成13年6月にスタートした新しいリテールバンキング業務においては、低コストで利便性の高いインターネット、ATM、コールセンター及びフィナンシャルセンターなどのサービス・チャネルの展開をベースに、富裕層顧客へのコンサルティングや資産運用サービス、仕組預金等を含めた新型定期預金をはじめ、顧客ニーズに合った金融商品・サービスを拡充してまいります。投資信託委託業務・投資顧問業務などを営む子会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社などと共に当該業務を推進しております。また、平成17年6月には楽天証券株式会社との提携による証券仲介業務のサービスを開始するなど、外部との提携を含めた商品・サービスの拡充を図っております。

また、当行の安定した資金調達基盤の維持・向上の観点からも、個人預金の積み上げを推進してまいります。

- ・ 当行は、個人に対する幅広い金融ソリューションの提供によって収益機会の拡大が可能なコンシューマー・ファイナンス業務につきまして、以下のとおり、積極的に展開しております。

平成16年9月に大手信販会社である株式会社アプラス（現在の株式会社アプラスフィナンシャル。なお、下記6.に記載のとおりアプラスは平成22年4月1日付けで組織再編を行っているが、「事業等のリスク」においては、同社及び傘下の子会社を包括して引き続き「アプラス」という。）を子会社化、平成19年12月13日に当行資本・業務提携先であったシンキ株式会社（以下「シンキ」という。）の新規普通株式を引受けて子会社化いたしました。さらに平成20年9月22日にGEコンシューマー・ファイナンス株式会社とその子会社を買収し当行グループの完全子会社としました（詳細は下記5.をご参照ください。）。なお、同社は平成21年4月より新生フィナンシャル株式会社（以下「新生フィナンシャル」という。）に商号変更いたしました。これらに加え、新生プロパティファイナンス株式会社などの他のコンシューマーファイナンス業務を営む子会社と共に、当該業務を推進しております。

消費者金融（コンシューマーファイナンス）分野につきましては、下記26.に記載のとおり上限金利の引下げ及び総量規制の導入が実施されることや過払金の返還請求に伴う負担などにより取り巻く環境は厳しさを増しておりますが、営業力のさらなる強化を図るとともに、徹底した合理化・経費削減に取り組み、加えてシステムやリスク管理など当行の持つノウハウを活用した経営効率化を推進することにより、収益性・効率性が高いコンシューマーファイナンスの事業基盤を構築してまいります。

さらに、当行は、これらの業務遂行のために、リスク管理、効果的なITの活用を推進しております。

- ・ 当行は、先進的なリスク管理手法・アプローチにより、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務関連リスク、法務・コンプライアンスリスク等、多様なリスクの管理厳正化・高度化を図っております。これにより、不良資産の発生を最小限に抑え、財務の健全性を維持すると共に、安定的な収益拡大を目指します。
- ・ IT分野においては、法人業務、リテールバンキングにおける新しい金融商品・サービスの提供、並びに収益、リスク管理の厳正化・高度化を実現するため、大型機中心ではないオープン系のシステムを採用するなど、従来の金融機関の常識にとらわれない最新の技術による情報システムの構築と事務の合理化・効率化を推進しております。さらには、コンシューマーファイナンス業務・コマーシャルファイナンス業務を運営する子会社を含めた当行グループとしての共通のITプラットフォームの構築にも努めております。今後とも、当行グループの収益力・競争力の向上を実現するため、効果的なITの活用を進めてまいります。

当行のビジネスモデルは伝統的な銀行業務と革新的な投資銀行業務、リテールバンキング業務、コンシューマーファイナンス業務及びコマーシャルファイナンス業務を組み合わせたものですが、日本のマーケットでは比較的新しいものです。これらの業態の組合せは相互に補完し合うものであり長期的には継続的利益を上げるために有効であると考えておりますが、その理解が正しいという保証はありません。また、当行グループの業務拡大のためには顧客に当行グループのビジネスモデルが認知される必要がありますが、当行グループのビジネスモデルが顧客にとって馴染みの薄いものである場合、顧客に認知されにくい可能性があります。

## 2. 法人向け銀行業務の戦略的拡充について

当行は、法人向け銀行業務の拡充のため企業向け貸出及び貸出以外の業務を強化する戦略を掲げております。当行がかかる戦略を実行するに際しては、わが国経済全体の景気動向に加えて、下記のような重要なリスク及び課題に直面しております。

- ・法人顧客ベースの規模が、国内大手銀行グループより小さいため、既存の顧客に対する貸出増強には限界がある可能性があります。
- ・わが国の銀行業界における過当競争により、他行の貸出利率が当行が考えるリスク見合いより低い水準となった場合、新規融資獲得における競争力に欠けることがあります。
- ・当行が経営資源を投入しているノンリコースローンやレバレッジドファイナンス等の新しい貸出形態は、更なる成長やその収益性の維持・拡大が保証されているわけではありません。
- ・政府並びに政府系金融機関が企業再生を主導・関与することにより、企業再生に対する融資及びアドバイザー業務の機会が縮小したり、収益性が低下する可能性があります。
- ・わが国の銀行業界における競争が厳しいことから、貸出利率における利幅の増加や債務者のリスクに応じた適切な貸出金利設定が困難となる場合があり、全体としての取引関係の維持及び関連業務の獲得のため、当該顧客の信用格付に鑑みて適切と判断される利率より低い貸出利率で貸付を実行しなければならないことがあります。

## 3. フルサービス型のリテールバンキング業務への参入について

当行は、平成13年6月に、フルサービス型のリテールバンキング業務を開始し、リテールバンキング業務に必要な人員及び情報システムに多大な経営資源を投入しています。当行のリテールバンキング業務を将来に亘って拡大していくに当たって直面している課題には、以下のようなものがあります。

- ・当行は、参入後順調に顧客基盤を拡大してきましたが、メガバンクと呼ばれる他の大手銀行と比較した場合には、相対的にリテール顧客基盤の規模がまだ小さいため、当行が企図する収益性を実現できない可能性があります。
- ・ATMやテレフォンバンキング、インターネットバンキングで24時間365日いつでもお取引頂けるといった当行が提供するサービスに匹敵するサービスを、競合他社も提供し、或いは提供しようとしており、これにより、他社との差別化が困難となる可能性があります。
- ・当行が導入する投資商品が、顧客に受け入れられない可能性があります。
- ・顧客の嗜好が、当行の手数料収入源のひとつとなっている仕組預金から、他へ移り変わっていく傾向を示しており、当行はこの局面に適切に対応していく必要があります。
- ・将来の規制や行政処分が当行のリテールバンキング業務の成長を阻害する可能性があります。

## 4. コンシューマーファイナンス業務及びコマーシャルファイナンス業務の経営環境について

当行は、平成16年9月にアプラス（大阪証券取引所市場第一部上場）を子会社化（発行済普通株式数の約67%を取得。その後下記6.に記載のとおり、平成22年3月に実施した同社の資本再編により当行の普通株式保有割合は93.5%に増加）し、平成17年3月に昭和リースを子会社化（同約96%を取得）し、平成19年12月にシンキを子会社化（同約68%を取得。その後下記7.に記載のとおり、当行と新生フィナンシャルによる共同公開買付けを行い、さらに完全支配化手続きを完了）したことにより、当行のコンシューマーファイナンス業務及びコマーシャルファイナンス業務を大きく拡大しました。

さらに、平成20年9月22日に新生フィナンシャル及びその子会社を買収し、当行グループの完全子会社化しております（詳細は下記5.をご参照ください。）。

また、これまでに、上記のほか、例えば、新生プロパティファイナンス株式会社（旧商号：株式会社エクイオン）及びアポロファイナンス株式会社の買収、帝人ファイナンス株式会社からの個品割賦事業の譲受並びに株式会社ユニコ・コーポレーションからの事業譲受を通じて、中小企業向け融資、消費者金融（コンシューマーファイナンス）及び個品割賦市場等に参入してきました。

これらの買収が成功するかどうかは、1つには、これらの企業の効率性や収益性を強化するために業務運営及び提供する商品を改善することができるかどうかにかかっています。我々の直面している課題には、取引先との緊密な関係を維持する必要があること、いくつかの商品は市場規模が縮小していること、及びアプラスやその他の子会社の業務の効率性を向上させるために当行のIT技術を用いることが困難な可能性があること等が含まれます。これらの目標を達成できない場合、当行の収益が減少し、収益の多様化を目標とする当行の取組みが阻害される可能性があります。

アプラス及びその他のコンシューマーファイナンス業務については、最近の上限金利及びいわゆる「グレーゾーン金利」の取扱に関する法令及び規制の変更により影響を受け、当行は平成19年3月期の連結会計年度において、アプラスの買収に伴って計上したのれん及び無形資産の減損を実施するとともに、当行の持分法適用関連会社であるシンキに係る持分法による投資損失を計上いたしました（ただし、シンキは平成19年12月13日以降当行の連結子会社となっております。）。平成20年3月期においては、連結ベースで新たな減損損失は計上されていませんが、シンキの被った損失により、当行の業績は悪影響を受けました。さらに、平成21年3月期においては、連結ベースでアプラスに係るのれんの追加償却を行いました。加えて、平成22年3月期においては、アプラス買収に係るのれん及び無形資産の減損、シンキの無形資産の減損を実施いたしました。下記6.において述べるアプラスの経営変革がアプラスの収益性を回復するのに十分でない場合、又は、下記7.において述べる、シンキがコンシューマーファイナンス業界の経営環境の変化に対応するために採る方策が十分でない場合、コンシューマーファイナンス業務が当行グループの経営成績に将来に亘って悪影響を与え続ける可能性があります。（法令及び規制の変更については下記26.をご参照ください。）

コンシューマーファイナンス業界が新たな上限金利規制へ移行する過程で、アプラス、シンキ及び新生フィナンシャルはさらなる貸付費用（クレジットコスト）の増加という影響を受けるものと予想されます。返済期限を迎えたコンシューマーローンの債務者は、借り換えが不可能な場合、かかる返済金の支払ができなくなる可能性があります。こうした債務者は複数の貸主から借入れを行っておりますが、改正法の成立後、アプラス、シンキ及び新生フィナンシャルを含む多くの貸金業者は、厳格化された信用査定基準に従って、これらの債務者に対する追加貸付を制限しております。こうした債務者が貸金業者から借入れを続けることができなくなると、アプラス、シンキ及び新生フィナンシャルからのローンも含め、既存のローンについて債務不履行となる可能性があります。アプラス、シンキ及び新生フィナンシャルは必要に応じて追加の引当てを実施していますが、昨今の急速な状況変化に鑑みれば、状況変化による影響が予想を上回る可能性があります。なお、新生フィナンシャルについては、将来のグレーゾーン損失に備えた利息返還損失引当金2,210億円及び貸倒引当金640億円が、平成20年9月の買収完了時点で既に計上されております（新生フィナンシャル買収に関する詳細は下記5.をご参照ください）。

## 5. 新生フィナンシャル株式会社の買収について

当行は、平成20年9月22日に、ゼネラル・エレクトリック（以下「GE」という。）グループにおける消費者金融業務を行うGEジャパン・ホールディングス株式会社より、同年7月11日における同社との合意に基づき、新生フィナンシャル（旧商号：GEコンシューマー・ファイナンス株式会社）とその子会社を取得いたしました。

新生フィナンシャル及びその子会社においては、「レイク」ブランドの個人ローン、住宅ローン、クレジットカード及び割賦販売業務を行っており、それらの資産8,790億円（個人ローン6,470億円、住宅ローン1,050億円、クレジットカード・割賦債権810億円など）を総額5,800億円で取得しております。本件買収は、消費者金融業界を新しい方向へ変革する絶好の機会であり、上述のローン関連資産とともに、経験豊かで優秀な経営陣、220万人に上る顧客等が、当行のリテールバンキング及び既存のコンシューマーファイナンスの業務基盤に加わりました。

本件買収に際して、将来のグレーゾーン金利関連費用発生に備えた利息返還損失引当金2,210億円がクロージングの段階で計上されております。また、契約上、取得したグレーゾーン損失を受ける可能性のある資産の相当の部分について、買収時の消費者ローン及びクレジットキャッシング顧客からの将来の過払利息請求については、当行の負担は合計で最大2,039億円であり、それを超えるグレーゾーン金利関連費用につき、GEグループが負担することとなっているため、過去のグレーゾーン金利に関する当行のリスクはきわめて限定的であります。なお、クロージングの段階では、上述の利息返還損失引当金のほかにも、貸倒引当金640億円を計上しております。

本件買収による効果としては、新生フィナンシャル自体の有する収益力により連結業績へのプラスの貢献が見込まれるのは勿論のこと、当行預金を新生フィナンシャルの資金調達に活用することによる調達コスト削減、さらに拡充されることとなる当行グループの顧客基盤への、預金、消費者・住宅ローン、クレジットカード、保険、証券仲介等といった多種多様な商品・サービスの提供、当行の信頼性の高いITプラットフォームを活用した更なる業務効率の向上等、収益・経費両面での多くのシナジー効果が期待できます。そのためにも、当行の質の高いコーポレートガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を可能な限り新生フィナンシャルに導入し、その土台を一層強固なものとしてまいります。

法的規制の強化等により消費者金融業界は大きな影響を受けてきておりますが、消費者向けの金融サービスは多様化・高度化を遂げつつ拡大する余地があるものと考えております。その中で、真に信頼のおけるソリューションの提供は、個人のお客さまのニーズに応えるために大変重要となります。当行は、本件買収により、日本の新しいコンシューマーファイナンスのあり方を構築するという先駆的な取り組みを一層推進してまいります。

## 6. アプラスの経営変革について

コンシューマーファイナンス業界の急速な状況変化に対応するため、アプラスは平成19年1月16日、経営変革の実施について公表しました。当該経営変革の主な内容は、大幅な人員削減、既存店舗や業務センターの統廃合、並びに引下げ後金利の前倒し適用、及び割賦購入やコンシューマーファイナンスといった主要なビジネス・ラインにつき厳格なリスクマネジメントを行うことからなります。また、アプラスの経営陣の強化も行いました。

当該経営変革の実行にあたって直面する課題は、下記のようなものがあります。

- ・コンシューマーファイナンス業界に影響を与えている急速な状況変化により、他社との競争環境及び業務規制においてさらなる予期しない変化に直面する可能性があります。
- ・コスト削減努力が不十分であったり、或いは、それがアプラスの業務運営を混乱させる可能性があります。
- ・成長を達成するための業務上の提携や新商品が、期待したほどの発展性を持たない可能性があります。

かかる経営変革を支援するため、当行は、平成19年3月26日に総額200億円の、平成20年3月28日に総額500億円の、アプラスの新規優先株式をそれぞれ引受けました。かかる追加資本によって、アプラスは十分な純資産を維持することができ、これにより、他の投資家によって保有されているD種優先株式について早期償還請求権（現金を対価とする取得請求権）の発動を回避することができ、さらに、アプラスがその他の資金調達を継続することが容易になるものと考えられます。平成21年3月、アプラスはD種優先株式の投資家（当行を除く。）の一部から同投資家が保有するD種優先株式を現金で買戻しました。当行はアプラスがD種優先株式を買い戻す資金を提供するため、同社のH種優先株式を新たに引き受けましたが、D種優先株式の投資家はそれによって得た手取金の一部を当行の海外特別目的会社が発行する優先出資証券の購入に充て、当行グループに再投資していただきました。さらに、平成22年3月には、アプラスが投資家（当行を除く）からD種・E種優先株式を全て買い戻すとともに、当行が保有していたE種・F種優先株式の全てとG種優先株式の一部をアプラス普通株式に転換し、さらに上記買戻し及び当行による転換請求（取得請求）の結果アプラスが自ら保有することとなった優先株式については全て消却いたしました。これら一連の資本再編により、当行によるアプラス普通株式の保有割合は93.5%となり、またアプラス優先株式の全てを保有しております。

さらに、アプラスは、同社をめぐる経営環境の変化に機動的に対応できる組織とするため、平成22年4月より事業持株会社の体制に移行し、事業持株会社となった同社の商号を「株式会社アプラスフィナンシャル」に変更いたしました。なお、「事業等のリスク」全体を通して、特段の付記がない限り、同社及び傘下の子会社に関する事項は、引き続き「アプラス」と表記いたします。

しかしながら、アプラスがさらなる損失を出して状況が悪化した場合、あるいはコンシューマーファイナンス業界に対する認識のためにアプラスが通常の方法により資金調達を行うことに制限を受ける場合、アプラスが追加支援を必要とする可能性があります。

## 7. シンキ及び新生フィナンシャルの業務統合・再編成等について

平成19年12月13日、当行はシンキの資本増強を図るため総額約77億円のシンキの新規普通株式を引受けました。かかる追加資本によって、シンキは新しい環境下での事業展開のため積極的にビジネスモデルの転換を図ることが可能になるものと考えられます。

さらに、消費者金融業界の経営環境が厳しくなっていることに鑑み、新生フィナンシャルとシンキの経営効率の最大化を図るため、平成21年2月3日、当行は、新生フィナンシャルとシンキの大幅な業務の統合、再編成を推進すべく両社と基本合意を締結しました。これにより今後、新生フィナンシャルとシンキとの間で各種経営資源（対顧客営業及びリスク管理のための各種インフラ等を含む。）の共有及び相互に重複する業務等を始めとしたシンキの業務の大幅な統合・再編成を検討・実施していく予定です。これに伴い、当行と新生フィナンシャルは共同で平成21年2月4日から同年3月18日までの間、シンキ株式の公開買付けを実施し、その結果、シンキの発行済株式の96.80%を保有するに至り、その後、シンキの完全支配化手続きを完了し、さらに平成22年3月にはシンキを新生フィナンシャルの子会社として、より一体的な業務運営を行う態勢を整えました。ただし、今後の当行グループを巡る経営環境の変化や、その他予期せぬ事態等が発生した場合、かかる業務の統合・再編成を当行が最終的に期待する内容・規模・時期に実施できる保証はありません。

## 8. アプラス及びシンキの引当金について

「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」（以下、「出資法」という。）の改正以前から、「利息制限法」は貸付金額に応じて年15%から年20%を、貸付債権に適用できる上限金利として定めていました。そして、「出資法」の上限金利と「利息制限法」の上限金利との差額は一般に「グレーゾーン」金利あるいは超過利息と呼ばれていました。「利息制限法」の下では、超過利息の支払を定める契約は、かかる超過部分に関して無効であるとされます。しかし、かかる利息制限にかかわらず、「貸金業の規制等に関する法律」（平成19年12月に施行された法改正により、同法の題名は「貸金業法」に改められた。以下、「貸金業法」という。）では、超過利息の支払が任意になされ、かつ貸金業者が貸付実行及び返済に関する各種書面交付義務を遵守している限りは、「出資法」の上限金利以下であれば、超過利息の支払は有効であるとされておりました。

しかし、平成18年1月の最高裁判所の判決では、超過利息の支払は原則として任意になされたものとはみなされないものとされました（詳細は下記26.をご参照ください）。

アプラス及びシンキは過払金返還及びそれに関連する貸倒損失について引当金を計上しておりますが、過払金返還のための引当てに関する平成18年10月日本公認会計士協会公表の監査委員会報告を適用した影響もあり、平成18年9月中旬間に、両社は引当金を増額しました。さらに、上限金利を引き下げる改正法が平成18年12月20日に最終的に成立したことを受けて、アプラスは、大手貸金業者が高リスク債務者への貸付を制限することやそれによって生じる債務不履行の増加及び過払金返還請求の最新の動向を含む、マーケットの変化を考慮して、改めて引当金計上の前提を検討し、現在に至るまで、必要に応じて相当額の追加引当てを行ってきております。また、シンキも、同様に、適宜引当金の積み増しを行ってきております。

しかしながら、アプラス及びシンキの引当金額は過去の経験に基づく要素をもとに計算されており、これは将来的に発生する過払金返還請求を考慮するために適切ではない可能性があるため、アプラス及びシンキの現在の引当金額が過払金返還請求によって生じる損失に対処するために十分であるという保証はありません。アプラス及びシンキの現在の引当金額が将来の過払金返還請求及び関連する貸倒損失への対応として不十分である場合、アプラス及びシンキに将来追加の費用が生じる可能性があり、当行グループの財務成績に相当な影響が及び可能性もあります。



## 9. 金融商品及びサービスの範囲の拡大について

当行の主要な事業戦略は、金融商品、サービス及び投資活動の範囲を拡大することであり、今後もそのような事業戦略を実施してまいります。アプラス、昭和リース、新生フィナンシャルその他のコンシューマーファイナンス業務及びコマースファイナンス業務の買収もまた事業多様化の一環です。法人・商品部門は平成14年1月に「インスティテュショナルバンキング部門」として設立以来業務活動を拡大しており、今後についても適正なリスク管理の下、様々な資産への投資を検討してまいります。フルサービス型のリテールバンキング業務開始もあり、当行は提供する業務内容を着実に拡大させております。また、平成17年6月には楽天証券株式会社との提携により、顧客に株式取引サービスの提供も開始いたしました。当行は、その事業活動を拡充するにあたり、以下を含むリスク及び課題に直面いたします。

- ・新規の業務活動は、見込みどおりとは限らず、また、収益を生むものとなる保証もありません。
- ・当行は、新規事業活動を監督し、指導することのできる人材を獲得し、継続的に雇用することが必要となります。
- ・情報システム、特に顧客が直接にアクセスできるサービスをさらに拡充する必要があります。

## 10. マーケットの変動及び不安定要因による影響について

当行は、債券、株式、デリバティブ商品等の多種の金融商品に対し、日本の国内外において、広く取引・投資活動を行っております。これらの活動による業績は、金利、外国為替、債券及び株式市場の変動等により変動します。例えば、金利の上昇は、一般的に、債券ポートフォリオに悪影響を与えます。さらに、当行のポートフォリオ中の債券に対する信用格付けの格下げもしくはデフォルトは、当行業績に悪影響を与える可能性があります。当行が当行の取引・投資に関連して、将来において投資による損失を計上しない保証はありません。

また、近時、米国を中心としたサブプライムローン問題等に端を発する世界的な金融・資本市場の不安定性は依然解消するに至っておらず、また、新興国の一部等を除き、世界経済の回復は遅れております。かかる状況の下では、貸出先顧客の破綻による貸倒等の損失の発生、貸出先顧客の信用力低下によるリスクアセットの増加、株式を含む有価証券等の価格の下落に伴う資産の目減り、優良な貸出先顧客の減少等に伴う貸出業務や投資銀行業務等における収益の減少、円高の進行に伴う外国資産の時価の下落等が予想され、これらが当行グループの経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

## 11. ローン及びその他の資産への投資に関するリスクについて

当行は、クレジットトレーディングや証券化業務において、住宅ローン、不良債権、売掛債権、リース資産等の多様な資産に対する投資を行っており、最終的には、これを回収、売却もしくは証券化することを目的としております。また、特定の資産又は特定の格付けもしくは種類の有価証券を集中的に保有する場合があります。かかる営業資産から得られる当行収益が予想より少ない場合（当行により証券化された資産のプールにおいて、当行グループ自身がその残余持分を保有している場合におけるその残余持分の価値の下落を含む）には、当行及び当行グループの損益及び財政面が悪影響を受ける可能性があります。こうした当行が取得できる資産の市場規模及びその価格は常に変動していることから、当行が魅力的な投資機会を常に得られるとは限らず、投資活動の結果が大きく変動する場合があります。

## 12. 海外業務の拡大による新たなリスクについて

当行の業務の大部分は日本国内におけるものですが、その他の市場における事業・投資の可能性について選別的に検討しております。たとえば、平成17年5月には、当行は新設の在英国子会社であるShinsei International Limitedを通じて、ユーロ債の引受け及び資本市場のアドバイザー業務を開始いたしました。また、平成17年6月には、ドイツにおいて、ドイツの銀行等と共同で不良債権の買取・再編並びに処理を専門に行う合弁会社を設立して不良債権を取得し、また、平成18年7月には、台湾の金融持株会社である日盛金融控股股份有限公司に対し戦略的投資（普通株式及び優先株式の取得）を行いました。さらに、自己勘定によるトレーディング・投資業務を拡大し、米国住宅ローン市場関連、その他の米国・欧州向けを中心としたアセットバック投資等の海外投融資を増加させてまいりました。

しかしながら、近時、世界的な金融市場の混乱の中、海外投融資に係る損失の計上を余儀なくされるに至っております。このため、当行としては、海外業務の見直しを含む経営資源の戦略的な再配分に着手することとし、これらリスクの高い海外投融資の縮小を推進するとともに、リスク管理体制の再構築に取り組んでおります。

当行が海外において行う業務活動は、下記のような一般的に国際的な業務及び投資に関連するリスク及び課題に直面

する可能性があります。

- ・ 外貨建資産及び負債に関連する金利及び為替リスク
- ・ 金融サービスの提供及び直接投資に関連する税務及び規制環境の相違
- ・ 社会的、政治的及び経済的な状況の変化
- ・ 能力があり、地域市場の知識の豊富な従業員の雇用の必要性

このようなリスクは、当行の投資経験の浅い資産及び地域に投資する場合に高まる可能性があります。

### 13. リスクマネジメントポリシーの有効性について

当行は、リスクマネジメントポリシー及びそのための手続の確立に向け、注力してきており、今後もその予定であります。しかしながら、当行は急速に事業を発展させているため、かかるポリシー及び手続が、リスクの認識及び管理に際して十分に機能しない可能性があります。当行のリスク管理方法には、過去の市場動向の観測を基準にしているものがあるため、将来のリスク・エクスポージャーを必ずしも正確に予測できない可能性があります。業務上の諸リスク及び法規制に対応するためには、多くの取引及び事象の検証に基づいて、ポリシー及び手続を適切に制定、改廃する必要があるため、そうした調整が充分に行われるまではこのようなポリシー及び手続は、効果が十分でない可能性があります。また、当行が買収する可能性のある事業については、より広範な統合手続の中の一環として行わなければならないため、リスクマネジメントポリシーの実施及び管理が特に困難なものとなる可能性があります。

### 14. 訴訟及び預金保険機構によるこれに関する補償について

預金保険機構、ニュー・エルティーシービー・パートナーズ・シー・ヴィ及び当行の間の平成12年2月9日付株式売買契約書（以下「株式売買契約書」という。）のもとで、当行は、平成12年3月1日以前の事実に関する訴訟により負担した費用に対する補償を含め、預金保険機構より訴訟等に関連して一定の補償を受けることが可能となっております。

かかる株式売買契約書記載の株式売買契約に基づいて、当行は、預金保険機構に対し、破産者イ・アイ・イーインターナショナル及びその関係者との訴訟により新生銀行に生じた損害等約134億円の補償を求める訴訟ほか計3件の補償請求訴訟を提起していましたが、これら3件の訴訟について、平成21年3月10日、預金保険機構が110億円を支払う旨の訴訟上の和解が成立し、当行は前記和解金を既に受領しております。この和解により、当行と預金保険機構との間で係属中の訴訟はすべて終結いたしました（当該和解時における請求金額は合計約150億円）。

今後も、当行は、株式売買契約に基づいて、預金保険機構に対して補償金の支払いを求める可能性がありますが、かかる請求についてその全額の補償が得られない可能性があります。また、当行は潜在的な請求権の範囲を評価し適正な引当金を積んでおりますが、かかる引当金が当行の被る損失をカバーするのに十分でない可能性があります。

### 15. 貸倒引当金の十分性について

当行は、顧客の状況、当行が保有する担保の価値及び経済全体の見通しに基づいて、貸倒引当金の額を決定しております。当行の実際の貸倒損失は、予測したそれと大きく異なり、引当額を大幅に上回る可能性があり、そのような場合には、当行の貸倒引当金が不十分となる可能性があります。経済状況の悪化により当行が前提及び見通しを変更したり、担保価値が下落したり、又はその他の要因により当行の予測を上回る悪影響が生じた場合には、当行は、貸倒損失に備えて引当金を増やす必要があります。

当行は、一定の貸付金の購入・回収を目的として設立された基金に関する出資について引当金を計上するなど、貸出金以外の資産項目についても、それらの資産項目に関連する潜在的な信用リスクからの損失に備えるため、貸倒引当金を計上しております。当行は、現状の貸倒引当金計上額で、当行が認識する信用リスクからの損失を十分にカバーしていると考えておりますが、今後、これら以外に信用リスクからの損失が発生しない保証はありません。

### 16. ローン・ポートフォリオにおける大口貸出先への集中について

平成22年3月31日付で、当行の上位10位までの貸出先は、当行の単体ベースの貸出金残高の約22%を占めており、このうち、公的セクター（その大半が高い信用格付けを有する）が、約11%を占めております。かかる主要な取引先の業績悪化又は当行との関係の著しい変化により、当行の業績及び財政状況が悪影響を受ける可能性があります。また、公的セク

ターに関しては、これらの民営化もしくはリストラクチャリングにより信用力が低下したり、貸出需要が減少する可能性があります。

平成22年3月31日現在、当行グループの有する貸出金残高のうち、連結ベースで不動産業分野の占める割合は約17%になりますが、その7割程度はノンリコースローンであります。同日現在において最も高い集中度を示しているのが約21%を占めている金融・保険業分野です。当行の貸出先である公的セクターのいくつかは、当行の業種別貸出分類では金融・保険業に含まれております。当行グループの消費者金融会社向けの貸出金は、金融・保険業分野に対する貸出金の約11%、当行グループの有する貸出金の約2%をそれぞれ占めています。

## 17. 資金調達について

近年、資金調達方法を多様化させていますが、下記のとおり、資金の効率的な調達が困難となるリスクがあります。

- ・ 今後、リテールバンキング業務及び同業務にかかる預金の営業基盤・顧客基盤の拡大のテンポが伸び悩む可能性があります。
- ・ 国内の公社債市場の変化や市況動向により、金融債もしくはその他の債券を発行することに制限が生ずる可能性があります。
- ・ 日本銀行による短期金利に係る方針の変更により、金融市場における資金需給が変化した場合、当行の資金調達に何らかの影響を受ける可能性があります。
- ・ 当行は、平成16年4月に普通銀行への転換を行ったこととの関係で、平成26年4月に金融債を発行できなくなります。その場合に、金融債以外の債券もしくはその他の資金調達方法を代替手段として十分に整備できない可能性があります。
- ・ 人々の認識や市場環境の著しい変化により、資金調達のコストが増加し、又は十分な流動性を確保することが予期に反して困難となる可能性があります。

## 18. 信用格付けの影響について

格付機関により信用格付けが下げられると、銀行間市場での短期資金調達あるいは資本調達活動等において相手方との取引を有利な条件で実施できず、又は一定の取引を行うことができない可能性があります。そのため、当行の資金調達コスト増加ないし流動性の制約、デリバティブ取引あるいは信託業務上の制約等により当行及び当行グループの損益・財務面が悪影響を受ける可能性があります。

## 19. 有能な従業員の雇用について

既存の市場における当行の地位及び顧客基盤を最大限活かすために、卓越した商品知識・技術及び専門的で豊富な経験や実績を有した従業員を採用し、活用することが事業戦略上重要であります。当行は、投資銀行業務、リテールバンキング業務や財務会計などのさまざまな分野において、豊富な実績と経験を有する従業員を必要としております。さらに、情報システムにおけるインフラを維持し、向上させるためには、熟練した技術者を雇用し、訓練し、かつ定着させる必要があります。当行は、他の銀行のみならず、証券会社及びその他の金融機関との間で、このような従業員の採用において競合関係にありますので、当行が有能な人材を採用し、定着させられる保証はありません。

## 20. 重要な経営陣の退社による事業への影響について

事業を引き続き成功させることは、上級経営陣の業務能力にかかっています。

平成22年6月には、平成22年3月期決算において大幅な赤字を計上し、普通株式の配当を見送ることになったことを踏まえ、取締役会長代表執行役社長であった八城政基をはじめとして複数の上級経営陣が退任し、委員会設置会社から監査役会設置会社への移行とともに、新しく代表取締役社長として当麻茂樹が就任するなど、経営体制の一新を図ることといたしました。

上級経営陣の誰かの将来における退社が、当行の業務遂行に悪影響を与える可能性があります。

## 21. 情報システムへの依存について

当行の業務の中でも、とりわけリテールバンキング業務においては、その業務戦略の一つとして、当行の情報システム及びインターネットにより顧客にサービスを提供しております。この方法は費用効率がよいものではありませんが、当行の業務はシステムの容量及び信頼性に大きく依存しております。平成18年4月後半から5月上旬にかけて、ATMやインターネットバンキング・サービスにおける不具合が一部発生しました。それ以外には広範囲な顧客へのサービスの停止が生じたことはありませんが、顧客数及び取引数の増加もしくはその他の理由により、今後ともサービスの停止が生じない保証はありません。また、当行のハードウェア及びソフトウェアは、人為的なミス、地震等の自然災害、停電、妨害行為、コンピューターウイルス等の事故もしくはインターネットプロバイダー等の第三者からのサポートサービスの中断により、損害を受け、又は機能しなくなる可能性があります。

当行の情報システムは、バックアップ機能をあらゆる場面で備えており、東京もしくは大阪において、データ及び機能を回復することができるように設計されておりますが、これらの機能が十分である保証はありません。さらに、当行のバックアップ・プランは、サービスの大規模な中断時に生じるおそれのあるあらゆる偶発事象に対処できない可能性があります。

当行の情報システムやノウハウについては、楽天証券株式会社との合併事業による個人顧客向け株式取引業務の提供等の新規サービスやアプラスなどのコンシューマーファイナンス業務及びコマースファイナンス業務等の新規事業にも適用するなど、それらの活用に努めています。こうした新規のサービスや事業の当行の情報システムへの統合にあたっては、その時期が遅れることや別の問題に直面する可能性があり、当行がこうした情報システム統合から期待するような業務効率の向上やその他の恩恵を実現できる保証はありません。

## 22. 年金制度及び年金資産に関するリスクについて

当行の年金資産の時価が下落した場合や、将来の退職給付債務の予測計算の基礎に関する事項が変動した場合（年金資産の期待運用収益率が低下するなど）には、年金費用計上額が増加する可能性があります。当行は、平成15年度においては期待運用収益率を2.2%に引き下げて計算（平成14年度は3.1%）しており、退職給付費用計上額は2億円増加いたしました。今後も当該期待運用収益率を2.2%からさらに引き下げた場合、今以上に退職給付費用計上額が増加する可能性があります。

さらに、退職給付制度が変更された場合、当行は未認識の過去勤務債務に関する費用を認識しなければならない可能性があります。また、利子率を巡る環境の変化や他の要因が未積立退職給付債務額や毎年の費用処理額に悪影響を及ぼす可能性があります。

## 23. 金融サービス市場における競争について

規制緩和、当行を含む国内銀行による収益源の多様化に対する取組み並びに外国企業及び外国人投資家の台頭により、わが国の金融サービス市場は極めて競争の激しいものとなっております。当行は、数多くの金融サービス企業と競争関係にあり、当行より優位に立つ企業もあります。当行の主要な競争相手は以下のとおりです。

- ・ 大手銀行：わが国における大手銀行グループは、資産、顧客ベース、支店数、及び従業員数の観点から見ても、当行より規模が大きく、また、これらの銀行グループは、様々な投資銀行業務を行っており、かつ、子会社もしくは関係会社として証券会社を有しているうえ、当行同様その収益源を多様化する戦略を採っています。さらに、大手銀行グループ同士の経営統合が成功した場合には、日本の金融市場における競争がより激しくなる可能性があります。また、上記の大手銀行グループのほとんどは、政府が保有していた株式を消却するとともに金融庁への健全化計画の提出義務から解放され、より柔軟な経営が可能となる可能性があります。
- ・ 証券会社/投資銀行：国内の証券会社及び主要な外国投資銀行の日本における関係会社を含み、当行は、コーポレート・アドバイザー及び投資活動を含む様々な事業領域において、このような企業との競争関係にあります。
- ・ その他の銀行：信託銀行、地方銀行、一部の海外商業銀行の日本支店及びリテール専門のオンライン・バンク等とは、これらのその他の銀行が営むそれぞれの分野において競争関係にあります。
- ・ 政府系金融機関：日本のリテールバンキング部門においては、平成19年10月1日に日本郵政公社が民営化・分割化されて誕生した株式会社ゆうちょ銀行が依然として最大の預貯金総額を有しております。平成17年10月14日に「郵政民営化法」等の郵政民営化に関連する一連の法律により、日本郵政公社は、10年間の移行期を経て最終的な民営化を実現することが決定されておりましたが、民主党を中心とする連立政権の下、郵政民営化の見直しを含む「郵政改革基本方針」が閣議決定されました。さらに、これに基づき、日本郵政株式会社や株式会社ゆうちょ銀行（以下「ゆうちょ銀行」という。）に対する政府の将来にわたる経営関与の度合い（保有議決権割合）の強化、簡易な貯蓄・送金等が全国において公平に利用できることを確保するための郵便局ネットワークの維持、ゆうちょ銀行における一の預金者等の現金等の受入れ限度額のあり方等を盛り込んだ関連法律の成立に向けた国会での取り組み等を通じて、民営化見直しに関する議論が進められております。このうち、受入れ限度額については、現行の1,000万円から2,000万円に引き上げを行う方針が所管大臣から発表されており、これらを含む関係法令の改正が施行された場合には、同行と当行を含む他の金融機関との競争がより激しくなる可能性があります。また、政府系金融機関については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が平成18年5月26日に成立し、平成20年10月に、国民生活金融公庫等の4つの機関を1つに統合した株式会社日本政策金融公庫が発足するとともに、日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫も民営化（政府全額出資の株式会社に転換）されました。日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫については、当初、その後概ね5年から7年を目途として完全民営化することなどが予定されておりましたが、公的金融の役割の見直し等の観点から、法律改正がなされ、完全民営化の時期が平成24年4月から起算して概ね5年から7年を目途とする旨延長されたほか、平成23年度末を目途として政府による株式の保有を含めた組織の在り方等を見直すこと、それまでは政府は株式の処分を行わないこと等が定められました。今後、完全民営化等が実現されなかった場合や、新たな形で政府の金融市場への参画が当行の事業に悪影響を及ぼす可能性があります。
- ・ 消費者金融会社及びノンバンク：当行が子会社を通じて行っている業務において競争関係にあります。
- ・ その他の金融サービス提供者：当行もしくは当行の子会社、関連会社は、債権回収会社及びプライベート・エクイティ・ファンド並びに他の投資家と競争関係にあります。

当行の業務にかかる競争は今後も激化を続けることが見込まれ、当行が現在及び将来の競争相手と効果的に競争できない可能性があります。

## 24. 金融機関に対する監督官庁による広範な規制について

近年、わが国の金融サービス市場においては大幅な規制緩和が実施されていますが、当行は依然として、金融機関としての広範な法令上の制限及び監督官庁による監視を受けます。さらに、当行及び当行の関係会社は、金融当局による自己資本規制その他の銀行業務規制に加えて、業務範囲についての制限を受けており、これによって、ビジネスチャンスを追えないことがあります。当行及び当行のいくつかの関係会社は、業務全般及び貸出資産分類に関して、金融庁もしくはその他の政府機関により検査を受けております。関連法規及び規制の遵守を怠った場合には、当行又は当行のそれらの関係会社が銀行法第26条その他の法令の規定に基づく「業務改善命令」や「業務停止命令」といった行政処分を受けることなどにより、当行又は当行のそれらの関係会社の業務に制限を受けたり、評価が悪化することがあります。検査の結果、当行の証券子会社である新生証券株式会社は、「顧客に関する非公開情報を親法人等から受領する行為」があったとして、平成18年1月27日に金融庁から業務改善命令を受け、再発防止策を講じました。また、当行の信託銀行子会社である新生信託銀行株式会社は、不動産管理信託業務において、引受けを行おうとする不動産の受託審査・査定を適正に行わないなど信託法及び信託業法に規定されたいわゆる善管注意義務についての違反などの法令違反行為が認められたこと、並びに法令等遵守（コンプライアンス）及び経営管理（ガバナンス）態勢などに重大な不備が認められたことを理由として、平成18年4月26日に、不動産管理处分信託業務の新規受託業務にかかる業務停止等の命令を受けました。かかる業務停止命令により、新生信託銀行株式会社は、平成18年5月11日から平成19年5月10日までの間、不動産管理处分信託の新規受託業務を行うことができませんでした。当行は、新生証券株式会社に対する業務改善命令及び新生信託銀行株式会社に対する業務停止命令を厳粛に受け止め、再発防止のためにコーポレートガバナンス及び内部のコンプライアンス手続を強化するための抜本的な措置をとっています。さらに、当行は、経営健全化計画に係る平成19年3月期及び平成21年3月期の収益目標と実績とが大幅に乖離したことなどから、それぞれ平成19年6月28日及び平成21年7月28日に金融庁から業務改善命令を受けました（業務改善命令の詳細については、下記30.をご参照ください）。

当行並びにその子会社及び関連会社は、コンシューマーファイナンス業務に関する規制、とりわけ貸金業法（並びに出資法及び利息制限法）の規制に服しています。これらの法令に係る最近の裁判所や金融庁による解釈及び平成18年12月20日に成立した改正法により、アプラスやシンキのコンシューマーファイナンス業務は影響を受けてきました。金融庁や他の政府機関によるコンシューマーファイナンス業務に対する規制上の監視強化によって、かかる業務に従事する当行の子会社や関連会社が適用法令の遵守を怠ったことが判明した場合、これらに対する行政措置がとられる可能性があります。

金融庁及びその他の規制機関は、最近、当行を含む銀行のリテール顧客に対する仕組預金商品の販売に関する監視及び検査を強化しています。仕組預金は通常の預金と異なる投資リスクを内包しているため、銀行は各顧客の知識、経験、財産の状況及び契約を締結する目的に応じて仕組預金の性質や詳細について適切な説明をすることを求められます。仕組預金は当行のリテール預金のかなりの部分を占めており、金融庁や他の規制機関はこの分野の当行を含む銀行による開示実務を精査しています。当行の仕組定期預金商品の広告について、取引条件が一般消費者に誤認されるとして、平成19年3月28日、公正取引委員会は当行に対して排除命令を発令しました。この問題は既に対応済みではありましたが、当行は、この排除命令を厳粛かつ真摯に受け止め、今後とも消費者の視点に立ったよりわかりやすい広告表示に努めてまいる所存であり、再発防止のため、当行は「消費者広告チェック制度」を創設したほか、広告審査委員会を設定いたしました。さらに、平成18年に成立し、平成18年から平成19年にかけて段階的に施行された金融商品取引法には、仕組預金やその他の投資商品についての説明義務を強化する規定が盛り込まれています。これに伴って、銀行法上も、デリバティブ預金、外貨預金及び通貨オプション組入型預金等の投資性の強い預金について、広告等に関する規制や契約締結前の書面交付義務、適合性原則等、金融商品取引法上の行為規制が準用されることになりました。これらの新たな規制の導入に伴い、当行は、内部コンプライアンス体制のより一層の強化をはかる所存ですが、これらの遵守を怠った場合は、民事責任を負い又は行政上の措置を受ける可能性があります。

## 25. 自己資本比率規制について

当行は、銀行法及び金融庁長官の告示に基づく自己資本比率規制に服しています。当行は、海外に支店等の営業拠点を有しない銀行として、自己資本比率を4.0%以上に保つことが義務付けられているのみですが、最近の各事業年度においては、海外に支店等の営業拠点を有する銀行の基準である8.0%を上回る自己資本比率を維持しています。最低比率を維持できない場合には、当行は行政処分を受ける可能性があり、間接的に当行の業務遂行能力に影響を受ける可能性があります。当行が将来追加的な資本を必要となる要因としては、以下のようなものがあります。

- ・将来における重要な事業又は資産の取得：当行は、コンシューマーファイナンス業務及びコマーシャルファイナンス業務を買収によって拡大してきました。また、不良債権やその他の金融資産の市場にも積極的に参加してきました。当行が将来、魅力的な機会を見出した場合、当行はこれらの機会を追求するために必要な追加的な資本を必要とする可能性があります。
- ・政府の保有する当行株式の取得：政府は、現在、当行の普通株式469,128,888株を保有しております。当行は、政府が保有する株式を買い取る義務を負っていませんが、かかる買取り（自己株式の取得）を行えば、当行が現在負っている金融庁への健全化計画の提出及び履行状況の報告の義務がなくなります。かかる買取りを行おうとする場合、当行は追加的な資本を必要とする可能性があります。
- ・バーゼル銀行監督委員会による自己資本に関する新バーゼル合意（「バーゼル」）に沿った新しい自己資本比率規制が平成19年3月末から金融庁により導入されました。新しい自己資本比率規制における主な変更点には、各銀行が有する行内格付を利用して借り手のリスクを反映する内部格付手法の（金融庁の承認を得ての）採用、オペレーショナルリスクに関するリスク資産の割当て、並びにリスク評価方法及び自己資本比率についての当局による検証等があります。なお、サブプライム・ローン問題が表面化した後、世界的な金融市場の混乱を招いた反省に基づき、資本の量・質の強化等規制資本の枠組の見直しについてバーゼル委員会あるいは各国金融当局等で検討が進められており、平成21年12月には、バーゼル委員会から国際的に活動する銀行を対象とした自己資本規制の強化と流動性規制の導入等に関する市中協議文書が公表されました。当行は基礎的内部格付手法を採用しておりますが、内部格付手法においては債務者の信用状況の悪化等により所要規制資本が増大する可能性があります。なお、平成22年3月末における当行の連結自己資本比率は8.35%、Tier 1比率は6.35%となっております。

当行が、かかる状況に対処するための又はその他の理由による追加的な資本増強を適切な時期に行えず、又は資本増強が困難な状況に直面した場合、当行によるビジネスチャンスの追及や事業戦略の遂行は制約される可能性があります。

## 26. コンシューマーファイナンス業務にかかる法的規制等について

当行のコンシューマーファイナンス業務におけるカード・ローン等の融資業務事業（以下「貸金業事業」という。）は、「貸金業法」、「利息制限法」及び「出資法」の適用を受けております。

平成22年6月18日に施行された改正「出資法」の貸付上限金利は年20%であり、これを超える金利で貸付を行うことはできません。

また、「利息制限法」第1条第1項で、金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約は、利息の最高限度（元本金額により年利15%乃至20%）の超過部分について無効とするとされております。

平成22年6月18日施行にかかる改正前の「貸金業法」第43条では、同法所定の書面が金銭貸付時及び弁済時に債務者等に交付され、かつ、当該超過部分について債務者が利息として任意に支払った場合において、その支払が同法に規定する書面が交付された契約に基づく支払に該当するときは、「利息制限法」第1条第1項の規定にかかわらず、有効な利息の債務の弁済とみなすとされておりました。

しかし、貸金業業界において、「貸金業法」に定める契約書記載事項等の不備を理由に、「利息制限法」に定められた利息の最高限度額の超過部分（超過利息）について返還を求める訴訟が多数提起され、これを認める判決も多数下されております。最高裁判所は、平成18年1月、貸付けに関する契約書に、債務者が超過利息を含む約定利息の支払を遅滞したときには期限の利益を喪失する旨の特約が含まれる場合、特段の事情がない限り、当該超過利息は任意に支払われたとは認められないとする判断を下しました。金融庁も、かかる最高裁判所の判断に従った貸金業法の施行規則の改正を行いました。当行の貸金業事業も含め、多くの貸金業者が用いる貸付けに関する契約書には、このような期限の利益喪失特約条項が設けられていたことから、最高裁判所の判断及び金融庁による貸金業法の施行規則改正は、超過利息について支払いを拒む債務者や、既に支払った超過利息の返還を求める債務者の増加等により、当行の貸金業事業を含む貸金業一般に対して重大な悪影響を与えております。

さらに、平成22年6月18日に施行された改正貸金業法では、一人の顧客に対して貸し付けることのできる総額についても新たな規制を課しています。

アプラスの消費者金融、シンキ及び新生フィナンシャルについては、平成19年度より新規顧客及び既存顧客の一部については既に引き下げ後の上限金利を適用して新たな貸付を行ってきましたが、本年6月の最終施行により、新規貸付は全て利息制限法の範囲内で実施しております。また、さらなる業務規制が課せられることによって当行グループのコンシューマーファイナンス業務が影響を受ける可能性があります。

当行グループの信託銀行である新生信託銀行株式会社は、消費者金融会社がオリジネータ及びサービサーを務める消費者向けローンのポートフォリオの証券化において受託者を務めています。上記で述べたように、消費者金融会社は、現在、「グレーゾーン」や「超過利息」と呼ばれる一定の金利の法的上限を超える支払利息の払戻請求にさらされています。新生信託の証券化取引に含まれる消費者向けローンの証券化のオリジネータたる消費者金融会社が倒産した場合、かかるローンの債務者は、かかるローンの法的な債権者である新生信託に対して、超過利息の払戻しを求めることがあります。新生信託は、消費者金融会社及び信託財産に対して補償請求権を持ち、信託財産にかかる債務の支払いについては、一定の預託金を充てることが可能であり、新生信託はかかる払戻請求に対して法令上の抗弁をもちうると思っておりますが、オリジネータの倒産時において、証券化取引に含まれている消費者ローンに関して生じる超過利息の払戻に関する責任を負わない保証はありません。

当行のコンシューマーファイナンス業務における総合あっせん事業及び個品あっせん事業は「割賦販売法」の適用を受けており、これにより各種の事業規制（取引条件の表示、書面の交付、契約解除等に伴う損害賠償等の額の制限、割賦購入あっせん業者に対する抗弁、支払能力を超える購入の防止、継続的役務に関する消費者トラブルの防止等）を受けております。特に割賦購入あっせん業者に対する抗弁に関連し、顧客が商品、指定権利又は役務につき販売者に対し抗弁を有する場合、それをもって割賦購入あっせん業者への支払を停止し又は支払を免れることが可能となる場合があります。このような事態が多数生じた場合、当行の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当行のコンシューマーファイナンス業務が直接適用を受けるものではありませんが、当行のコンシューマーファイナンス業務の提携先の中に「特定商取引に関する法律」（以下「特定商取引法」という。）の適用を受ける提携先があります。「特定商取引法」は、特定商取引（訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引並びに業務提供誘引販売取引）に関する法令ですが、これまでにクーリングオフの延長、役務取引や電話勧誘販売の規制、特定継続的役務における指定役務の追加、訪問販売等における指定商品・指定役務制の廃止等の改正が実施されてまいりました。同法の適用を受ける提携先の動向によっては、包括信用購入あっせん事業及び個別信用購入あっせん事業に影響を及ぼす可能性があります。

## 27. 個人情報等の保護について

近年、企業や金融機関等が保有する個人に関する情報や記録の漏洩又は不正アクセスに関する事件が多発しています。平成17年4月より「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）」が全面的に施行されたことに伴い、当行としても、個人情報を保有する金融機関として、個人情報保護法に従い個人情報の保護に努めております。しかしながら、万一事故があった場合、それによる損害に対し賠償を行わなければならない事態が発生し、又は監督機関の処分を受ける可能性があります。さらに、そうした事故が発生することにより、当行の営業やブランドに対する一般の認識に悪影響が及ぶおそれがあり、その結果として顧客や市場の当行に対する信用が低下する可能性があります。

## 28. わが国の金融システム全般の不振に伴うリスクについて

わが国の金融システムの健全性に懸念が持たれた場合、当行を含む銀行の業務及び財政状態に、以下のような影響を



与える可能性があります。

- ・わが国の金融市場に関する否定的な報道により、預金者からの信頼が損なわれ、当行の企業イメージ又は当行の株価が悪影響を受ける可能性があります。
- ・国際金融市場において、当行を含む国内金融機関がリスク・プレミアムの要求もしくは信用規制を受ける可能性があります、それにより、当行の海外での資金運用・調達に影響を受ける可能性があります。
- ・政府は、社会経済全体の利益を保護する政策を導入する可能性があり、それは個々の銀行の株主の利益とは反する場合がある可能性があります。
- ・金融庁は、当行を含む銀行に対する定期検査又は特別検査の結果、規制、会計等についての政策を変更する可能性があります。

#### 29. 政府による当行の普通株式の売却の可能性について

平成18年7月、預金保険機構は整理回収機構が保有していた第三回乙種優先株式の半数である3億株を普通株式200,033千株に転換し、翌8月に東京証券取引所の立会時間外取引であるToSTNeT-2により売却しました。これを受けて、当行は当該転換にかかる普通株式の87.7%に相当する175,466千株を当該ToSTNeT-2取引により総額1,321億円で買い入れました。その余の普通株式は一般投資家によって購入されました。

また、整理回収機構が保有していた第三回乙種優先株式の残り3億株は、平成19年8月1日に普通株式に一斉転換され、整理回収機構は当行の普通株式2億株を保有することとなりました。

さらに預金保険機構は、当行の第二回甲種優先株式全てを保有しておりましたが、平成20年3月31日、預金保険機構の請求により、360円の転換価額で全て当行の普通株式269,128,888株に転換（当行が優先株式の取得と引換えに行う普通株式の交付をいいます。以下同様。）されました。

その結果、預金保険機構及び整理回収機構は、合計で当行の普通株式を469,128,888株（当行の潜在株式調整後の普通株式の約22.8%）を保有しています（預金保険機構保有分269,128,888株（当行の潜在株式調整後の普通株式の約13.1%）、整理回収機構保有分200,000,000株（当行の潜在株式調整後の普通株式の約9.7%））。当行は、預金保険機構及び整理回収機構が保有する普通株式を買い取る法的義務を負っておりませんが、かかる普通株式は政府により売却される可能性があり、実際に売却された場合には、当行の普通株式の市場価格に影響を与える可能性があります。

#### 30. 当行の経営に対する政府の影響力について

当行の普通株式の保有者である政府（預金保険機構及び整理回収機構）は、当行の経営に影響力を有します。金融庁は、平成17年10月28日に、「公的資金（優先株式等）の処分の考え方について」を公表し、公的資本増強により取得した優先株式等の処分について、「納税者の利益」の立場により重きを置いた財産管理という観点を踏まえ、公的資本増強行の経営の健全性の維持及び市場への悪影響の回避を前提としつつ、金融システム安定化の果実として公的資金から生じる利益を確実に回収することを基本とするの方針を確立しました。また、預金保険機構に対し、公的資本増強行を巡る局面の変化に応じ、今後とも、公的資本増強行自らの資本政策に基づく申出による処分を基本としつつ、あわせて、優先株式の商品性やその時点での株価の状況等を踏まえ、適切かつ柔軟な対応を行いうるよう求めました。預金保険機構は、これを踏まえ、同日、「資本増強のために引受け等を行った優先株式等の処分に係る当面の対応について」を公表し、金融機関からの申出があった場合の対応に加え、新たに、申出がなくても処分を検討する場合の考え方・判断基準を示しました。しかし、政府が当行の普通株式をいつまで保有するかは明らかではありません。政府がこれらの株式を保有する限り、当行が政府から公的資金の注入を受けている状態が継続します。

整理回収機構から公的資金を受ける際に、当行は、法律に基づき経営健全化計画を作成し、これを定期的に見直しするよう義務づけられました。当行は、平成19年3月期において、子会社であるアプラスの優先株式の減損と同社普通株式への投資損失引当金の計上並びに当時関連会社であったシンキの普通株式への投資損失引当金の計上等を主因として、当期純損失419億円を計上いたしました。この結果、当行が平成17年8月に提出した経営健全化計画における平成19年3月期当期純利益計画730億円を大きく下回ることとなり、当行は、平成19年6月28日に金融庁から業務改善命令を受けました。同命令により、当行は、業務改善計画書の提出、及びその後平成19年9月期を初回として同計画の履行が確保されていると認められるまでの間、四半期ごとに実施状況を報告することを求められました。これを受けて、当行は、平成19年7月27日に業務改善計画を提出し、また、当該計画の内容を反映した新たな経営健全化計画を平成19年8月に提出いたしました。また、平成21年3月期においても、米国・欧州そして日本における市場環境悪化の影響や、子会社アプラスに対する投資有価証券の減損処理などから、単体実質業務損失が653億円、単体当期純損失が1,570億円となり、経営健全化計画を大幅に下回る結果となったことから、平成21年7月28日に金融庁から業務改善命令を受けました。このため、平成21年9月に両業務改善命令に基づく業務改善計画を提出し、さらに平成21年10月30日に同計画の内容を盛り込んだ経営健全化計画を提出いたしました。当行は、同計画を達成するよう、より一層、各業務における収益基盤の強化、経費の効率的運用を含めた業務の改善に向けて、全行が一丸となって業務に取り組んでまいり所存ですが、これが達成されないときはさらなる行政処分を受ける可能性があります。なお、当行は、平成13年10月に、中小企業に対する貸出に関連し、計画目標を達成するよう業務改善命令を受けましたが、当行は、これに対し中小企業に対する貸出に関しては計画目標を達成することができました。今後も、政府が当行経営に必要な応じて影響を与える可能性があります。政府は、株主及び監督当局の両方の立場から、当行の経営陣が当行の戦略全般に沿っていないと考える活動を求める可能性があります。

### 31．当行による募集株式の発行・自己株式の処分による影響について

当行の取締役会は、通常は株主総会決議を経ずに、発行可能株式総数の範囲内で募集株式を発行することができます。将来当行が新規に募集株式を発行し、又は自己株式を処分した場合、株式が希薄化するおそれがあります。募集株式の発行等及びその可能性があることが、当行の株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

### 32．普通株式の配当に関する制約について

当行の普通株式の配当につきましては、経営健全化計画等に基づき、原則として、経営健全化計画に記載された普通株式配当金の数値が当該年度の配当金の上限であると考えられております。

かかる制約により、当該年度の当行の利益に照らして十分な配当が行われないおそれがあります。

### 33．将来における規制変更の影響について

当行は現時点の規制に従って業務を遂行していますが、将来における法律、規則、政策、実務慣行、法解釈、財政及びその他の政策の変更並びにそれらによって発生する事態が、当行の業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。しかし、どのような影響が発生しうるかについて、その種類・内容・程度等を予測することは困難であり、当行がコントロールしうるものではありません。

なお、税制改正により、資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人に対して、付加価値額及び資本等の金額を課税標準とする外形標準課税が、平成16年4月1日以後に開始する事業年度から適用され、平成21年度においては、当該外形標準課税による税負担は約7億円でありました。

#### 34. 当行の銀行主要株主について

平成19年11月22日、サターンIサブ(ケイマン)エグゼンプト・リミテッド、サターン・ジャパン サブ・シーブイ、サターン・ジャパン サブ・シーブイ及びサターン サブ・エルピー(以下「公開買付者」といいます。)が、平成20年1月10日までの30営業日を公開買付期間として当行普通株式に対する公開買付けを開始し、その後、同公開買付期間は平成20年1月17日まで延長され同日終了しております。その結果、公開買付者は当行普通株式358,456,000株を取得しました。さらに、当行は平成20年2月4日を払込日とする総額500億円の普通株式(117,647,059株)の第三者割当増資を公開買付者宛てに実施いたしました。公開買付者は、ジェイ・シー・フラワーズ・アンド・カンパニー・エルエルシー(J.C. Flowers & Co. LLC、以下「JCF&Co.」)といいます。)の関係者を含む投資家が本件の公開買付けのために組成した投資ピークルです。公開買付者及びその他のJCF&Co.の関係者は、既存保有分、公開買付け及び第三者割当増資による取得分を含め、現在当行の潜在株式調整後の普通株式を約3割弱保有しております。

当行は、当行の銀行主要株主等との取引について、通常の手続に加えて第三者的視点から、銀行主要株主等からの独立性確保・事業リスク遮断の状況を確認することを目的とする「銀行主要株主等との取引に係るガイドライン」を定めております。

また、公開買付者及びその他のJCF&Co.の関係者は、当行の株主基盤及びビジネスモデルを強化し、顧客に提供される金融商品及びサービスを拡大することを目的として当行の長期的な事業計画に対する自らのコミットメントを強めたいとの意向を示しておりますが、かかる普通株式は公開買付者及びその他のJCF&Co.の関係者により売却される可能性があり、実際に売却された場合には、当行の普通株式の市場価格に影響を与える可能性があります。

#### 35. 当行本店の移転について

当行は、資産効率を最大限に高めるために常に当行グループの保有資産の見直しを行っております。このうち、現本店は、当行の業容拡大に伴い既に手狭となっており、また多様化した当行グループのビジネスにも十分対応できなくなっている現状を踏まえ、本店の設置方法についても見直しを検討してまいりました。

こうした資産効率化・本店設置形態の見直しの観点から、当行は、平成20年3月に、当行の連結子会社であった有会社ドルフィン・ジャパン・インベストメントの保有する当行本店不動産の信託受益権を売却いたしました。

今後につきましては、現本店売却後3年以内にその機能を移転する予定となっており、それまでは現本店を使用してまいります。移転先については、当行のビジネス戦略、お客様の利便性、当行グループの一体感の向上等、様々な要素を考慮に入れ、最適な立地を追求し、日本橋室町野村ビル(東京都中央区)とする予定であります。

## 5 【経営上の重要な契約等】

平成22年5月14日、当行は、当日開催の取締役会において、当行とあおぞら銀行との間で平成21年7月1日に締結した、両行の合併に向けた統合契約の解消について決議いたしました。

## 6 【研究開発活動】

該当ありません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### 1. 経営成績の分析

#### (1) 連結損益の状況

当連結会計年度の経常損失は726億円（前連結会計年度の同損失は1,633億円）となりました。

資金運用収益から資金調達原価を控除したネットの資金利益については、貸出金等の減少等により資金運用収益は減少したものの、それ以上に資金調達費用が減少したため、前連結会計年度比50億円増加の2,079億円となりました。

役務取引等収益・特定取引収益・その他業務収益から各費用を控除したネットの非資金利益については、金融市場や実体経済の正常化が遅れる等、引き続き厳しい事業環境にあつて、海外向け投資や国内不動産向け投資に係る減損・評価損を計上いたしました。債務担保証券（CLO）や社債等の売却益をその他業務利益に計上したこと等により、トータルでは前連結会計年度に比べ大きく改善いたしました。

また、その他経常費用については、与信関連費用は前連結会計年度に比較すると減少しておりますが、経済環境や市場動向に対応して国内不動産向け貸出を中心に貸倒引当金の積み増しを行っております。また、消費者金融ファイナンス子会社に係る利息返還損失引当金の積み増しを実施いたしました。

人件費、物件費といった経費については、全ての業務にわたって継続的かつ厳正な経費の統制を行っており、総額で前連結会計年度比5.8%減少、また新生フィナンシャル（前連結会計年度は下半期のみ計上）の直接経費を除いたベースでは同比16.7%減少となっております。

当連結会計年度の特別損益は 504億円となりました。

このうち特別利益は、主に当行劣後債の消却益及び当行や消費者金融ファイナンス子会社における償却債権取立益によるものです。また特別損失は、主にアプラスフィナンシャルに係るのれん減損損失やアプラスフィナンシャル及びシンキに係る無形資産減損損失です。

この結果、当連結会計年度の税金等調整前当期純損失は1,230億円（前連結会計年度の同損失は1,190億円）となりました。

さらに、法人税、住民税及び事業税が15億円（損失）、法人税等調整額が67億円（損失）、少数株主利益が88億円（損失）となり、この結果、当連結会計年度の当期純損失は1,401億円（前連結会計年度の同損失は1,430億円）となりました。

< 連結 >

	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) (億円)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日) (億円)	増減(億円)
経常収益	6,016	5,663	353
資金運用収益	3,034	2,835	198
役務取引等収益	526	511	14
特定取引収益	119	90	29
その他業務収益	2,115	2,080	35
うちリース収入	1,345	1,098	247
うち割賦収入	338	315	23
その他経常収益	220	144	76
経常費用	7,649	6,390	1,259
資金調達費用	1,004	755	248
役務取引等費用	261	260	1
特定取引費用	165	-	165
その他業務費用	2,449	1,704	745
うちリース原価	1,180	938	241
うち割賦原価	17	41	23
営業経費	1,995	1,917	78
のれん償却額	116	132	15
無形資産償却額	58	76	18
その他の営業経費	1,820	1,708	111
その他経常費用	1,773	1,751	21
うち貸倒引当金繰入額	1,249	954	295
うち利息返還損失引当金繰入額	150	296	146
経常利益 (は経常損失)	1,633	726	906
特別損益	442	504	946
うち固定資産処分損益	87	19	107
うち社債等消却益	751	212	538
うち子会社/関連会社株式売却益	82	-	82
うちのれんの追加償却	309	-	309
うちのれんの減損損失	-	615	615
うち無形資産減損損失	-	118	118
税金等調整前当期純利益 (は純損失)	1,190	1,230	40
法人税、住民税及び事業税	34	15	19
法人税等調整額	70	67	2
少数株主利益	135	88	47
当期純利益 (は純損失)	1,430	1,401	29
当期純利益(キャッシュベース)(注3)	970	537	432
1株当たり当期純利益金額 (は純損失金額)	72円85銭	71円36銭	1円49銭
同上(キャッシュベース)	49円39銭	27円37銭	22円02銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(注1)			
同上(キャッシュベース)(注2)			
1株当たり純資産	284円95銭	232円72銭	52円23銭
潜在株式調整後1株当たり純資産	284円95銭	232円72銭	52円23銭

(注) 1. 計算上の当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額は、71円36銭であります。

2. 計算上の当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額(キャッシュベース)は、27円37銭であります。

3. キャッシュベースの当期純利益とは、のれんに係る償却・減損額(追加償却を含む)及び無形資産償却・減損額とそれに伴う繰延税金負債取崩を除いたベースであり、以下のとおりであります。

(単位:億円)

当期純利益(は純損失)	1,401
無形資産償却(+)	+76
無形資産償却に伴う繰延税金負債取崩( )	31
のれん償却(+)	+132
無形資産減損(+)	+118
無形資産減損に伴う繰延税金負債取崩( )	48
のれん減損(+)	+615
当期純利益(キャッシュベース)	537

なお、無形資産償却に伴う繰延税金負債取崩とは、無形資産の会計上の認識時に対応する繰延税金負債も計上することになっており、このため、事後の無形資産の償却にあたって、対応する繰延税金負債も逐次、償却に比例して取り崩すものであります。

4. 連結ベースのビジネスライン別の業務粗利益・経費・実質業務純益・与信関連費用・実質業務純益(与信関連費用勘案後)は、以下のとおりであります。なお、これらは当行の経営管理上の区分であり、基本的に当行単体(経営健全化計画ベース)と同様の基準で作成しております。あくまで、当行の経営管理上の計数であり、連結財務諸表記載の計数ではありません。

	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) (億円)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日) (億円)
法人商品部門		
業務粗利益	293	597
資金利益	446	433
非資金利益	740	163
経費	578	437
実質業務純益(損失)	872	160
与信関連費用	808	660
実質業務純益(損失)+与信関連費用	1,680	500
個人部門		
業務粗利益	2,035	2,082
リテールバンキング	396	415
新生フィナンシャル	649	885
アプラスフィナンシャル	749	626
シンキ	197	140
その他子会社等	41	14

	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) (億円)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日) (億円)
経費	1,201	1,242
リテールバンキング	373	352
新生フィナンシャル	266	426
アプラスフィナンシャル	433	379
シンキ	108	80
その他子会社等	19	3
実質業務純益(損失)	833	840
リテールバンキング	23	63
新生フィナンシャル	383	459
アプラスフィナンシャル	316	246
シンキ	89	60
その他子会社等	21	10
与信関連費用(取崩)	495	462
リテールバンキング	0	0
新生フィナンシャル	149	253
アプラスフィナンシャル	243	210
シンキ	39	8
その他子会社等	61	7
実質業務純益(損失) + 与信関連費用	338	377
リテールバンキング	23	63
新生フィナンシャル	233	206
アプラスフィナンシャル	72	35
シンキ	49	69
その他子会社等	39	3
経営勘定/その他		
業務粗利益	840	175
経費	7	4
実質業務純益(損失)	832	171
与信関連費用(取崩)	13	0
実質業務純益(損失) + 与信関連費用	846	171
合計		
業務粗利益	2,582	2,855
経費	1,787	1,683
実質業務純益(損失)	794	1,171
与信関連費用(取崩)	1,290	1,122
実質業務純益(損失) + 与信関連費用	496	48

(1) 経営勘定/その他には主に、資本調達に関する損益、経営勘定与信関連費用が含まれております。

(2) 当連結会計年度記載様式に則り、前連結会計年度の計数の一部を組替えております。



5. 指標算式は以下をご参照ください。

指標算式

1株当たり当期純利益金額

$$\frac{\text{連結損益計算書上の当期純利益 - 普通株主に帰属しない金額}^{*1}}{\text{普通株式の期中平均株式数}^{*2}}$$

潜在株式調整後<sup>\*3</sup>1株当たり当期純利益金額

$$\frac{\text{連結損益計算書上の当期純利益 - 普通株主に帰属しない金額}^{*1} + \text{当期純利益調整額}^{*4}}{\text{普通株式の期中平均株式数}^{*2} + \text{普通株式増加数}}$$

1株当たり純資産

$$\frac{\text{連結貸借対照表の純資産の部の合計額}^{*5} - \text{控除する金額}^{*6}}{\text{期末発行済普通株式数}^{*2}}$$

潜在株式調整後<sup>\*3</sup>1株当たり純資産

$$\frac{\text{連結貸借対照表の純資産の部の合計額}^{*5}}{\text{期末発行済普通株式数}^{*2} + \text{普通株式増加数}}$$

\*1 優先株式の配当金総額

\*2 自己株式を除く

自己株式控除後期中平均普通株式数（連結）

前連結会計年度 1,963,916,133株 当連結会計年度 1,963,919,464株

自己株式控除後期末普通株式数（連結）

前連結会計年度末 1,963,919,853株 当連結会計年度末 1,963,919,247株

\*3 潜在株式調整後期中平均普通株式数（連結）

前連結会計年度 1,963,916,133株 当連結会計年度 1,963,919,464株

潜在株式調整後期末普通株式数（連結）

前連結会計年度末 1,963,919,853株 当連結会計年度末 1,963,919,247株

\*4 当行の優先株は転換型であることから、優先株式の配当金総額

\*5 期末純資産の部合計から、期末新株予約権及び期末少数株主持分を控除

\*6 優先株式発行金額及び優先株式配当額

また、1株当たり当期純利益金額（キャッシュベース）及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（キャッシュベース）につきましても、上記算式に準じて算出しております。

(2) 単体損益の状況

当事業年度の資金利益は、貸出金の減少等により、前事業年度比134億円減少の805億円となりました。

非資金利益である役務取引等利益・特定取引利益・その他業務利益については、金融市場や実体経済の正常化が遅れる等、引き続き厳しい状況にあって、過去に行った海外向け投資や国内不動産向け投資に係る減損・評価損を計上する一方、CLOや社債の売却益等があったことから、合計で77億円の利益（前事業年度は808億円の損失）となりました。経費につきましては引き続き人件費・物件費とも圧縮に努めた結果、前事業年度比111億円減少の673億円となりました。

以上の結果、実質業務純利益として209億円を計上いたしました（前事業年度の実質業務損失は653億円）。さらに、与信関連費用については、景気低迷の影響を受けて、国内不動産ファイナンスを中心に引当金を積み増しました。その結果、経常損失は442億円（前事業年度の同損失は1,648億円）となりました。

当事業年度の特別損益については48億円となりました。このうち、特別利益は主に当行劣後債の消却益によるものであり、一方、特別損失は主に子会社株式等売却損や関係会社株式及び出資等の評価損によるものです。

この結果、税引前当期純損失は393億円（前事業年度の同損失は1,513億円）となりました。

さらに法人税等調整額83億円（損失）等を計上し、結果、当事業年度の当期純損失は476億円（前事業年度の当期純損失は1,570億円）となりました。この結果、誠に遺憾ながら、経営健全化計画における当事業年度の当期純利益の目標は未達となりました。

< 単体 >

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日) (億円)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日) (億円)	増減(億円)
業務粗利益(注1)	130	882	752
資金利益	939	805	134
役務取引等利益(注1)	113	88	201
うち金銭の信託運用損益	57	159	217
特定取引利益	56	77	133
その他業務利益	865	88	954
うち債券関係損益	809	252	1,062
経費(除く臨時処理分)	784	673	111
人件費	298	230	68
物件費	451	408	43
税金	34	34	0
<b>実質業務純益(注1)</b> (一般貸倒引当金繰入前・ 金銭の信託運用損益加算後)	653	209	863
臨時損益(注2)	994	651	342
株式関係損益	76	21	55
不良債権処理損失	779	526	253
貸出金償却	18	163	144
貸倒引当金繰入額	758	361	397
特定海外債権引当勘定繰入額	0	0	0
その他の債権売却損・処分損等	2	1	1
退職給付関連費用	52	27	24
その他臨時損失・費用(注2)	85	76	9
<b>経常利益(は経常損失)</b>	1,648	442	1,206
特別損益	134	48	85
うち固定資産処分損益	10	6	3
うち子会社株式等売却損	-	104	104
うち社債等消却益	731	227	504
うちアプラス優先株式評価損	309	-	309
税引前当期純利益(は純損失)	1,513	393	1,120
法人税、住民税及び事業税	41	0	41
法人税等調整額	98	83	14
<b>当期純利益(は純損失)</b>	1,570	476	1,094

(注)1. 金銭の信託運用損益は、当行が注力している投資銀行業務部門の損益であることから本来業務にかかる損益ととらえており、業務粗利益・役務取引等利益・実質業務純益に加えて報告しております。

2. 臨時損益には、金銭の信託運用見合費用を含めております。

(3) ROA、ROE

<連結>

		前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) (%)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日) (%)	増減(%)
ROA(注1)	当期純利益ベース	1.2	1.2	0.0
	同上(キャッシュベース)	0.8	0.5	0.4
ROE(注2)	当期純利益ベース	22.4	27.6	5.1
	同上(キャッシュベース)	15.2	10.6	4.6
潜在株式調整後 ROE(注3)	当期純利益ベース	22.4	27.6	5.1
	同上(キャッシュベース)	15.2	10.6	4.6
修正ROE(注4)	キャッシュベース当期純利益	20.2	13.7	6.5

<単体>

		前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) (%)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日) (%)	増減(%)
ROE(注2)	実質業務純益ベース	10.10	3.76	13.86
	当期純利益ベース	24.26	8.53	15.74

(注)1~(期首総資産+期末総資産)/2を計算上、分母として用いております。なおキャッシュベース当期純利益を用いて算出する際の分母は、のれん及び無形資産を除いた総資産の期首・期末平均であります。

2~算出式：
$$\frac{\text{当期純利益} - \text{優先株式配当額}}{(\text{期首の普通株式に係る純資産額} + \text{期末の普通株式に係る純資産額}) / 2}$$

3~算出式：
$$\frac{\{(\text{期首純資産の部合計} - \text{期首新株予約権} - \text{期首少数株主持分}) + (\text{期末純資産の部合計} - \text{期末新株予約権} - \text{期末少数株主持分})\} / 2}{\text{キャッシュベース当期純利益}}$$

4~算出式：
$$\frac{\{[(\text{期首純資産の部合計} - \text{期首新株予約権} - \text{期首少数株主持分}) - \text{期首のれん} - \text{期首無形資産} \times (1 - \text{実効税率})] + [(\text{期末純資産の部合計} - \text{期末新株予約権} - \text{期末少数株主持分}) - \text{期末のれん} - \text{期末無形資産} \times (1 - \text{実効税率})]\} / 2}{\text{当期純利益から、のれんに係る償却・減損額(追加償却を含む)及び無形資産償却・減損額とそれに伴う繰延税金負債取崩を除いたもの。}}$$

(分子) 当期純利益から、のれんに係る償却・減損額(追加償却を含む)及び無形資産償却・減損額とそれに伴う繰延税金負債取崩を除いたもの。

(分母) 純資産の部合計から、新株予約権、少数株主持分、のれん及び無形資産とそれに伴う繰延税金負債を除いたものの期首・期末平均。

(4) 与信関連費用

不良債権処理額の推移は以下のとおりであります。

単体ベースにつきましては、国内不動産ファイナンス等で貸倒引当金の積み増しを行いました。

連結ベースでの不良債権処理額が単体比多くなっておりますのは、新生フィナンシャル及びアプラスフィナンシャルにおける与信関連費用の計上などによるものであります。

< 連結 >

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) (億円)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) (億円)	増減(億円)
貸倒引当金繰入額	1,249	954	295
一般貸倒引当金繰入額	561	400	161
個別貸倒引当金繰入額	688	554	134
特定海外債権引当勘定繰入額 (取崩額)	0	0	0
貸出金償却・債権処分損	31	185	153
リース原価に含まれる不良債権処理額	8	17	25
合計	1,290	1,122	167

< 単体 >

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) (億円)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) (億円)	増減(億円)
貸倒引当金繰入額	758	361	397
一般貸倒引当金繰入額	536	115	421
個別貸倒引当金繰入額	222	246	24
特定海外債権引当勘定繰入額 (取崩額)	0	0	0
貸出金償却・債権処分損	21	164	143
合計	779	526	253

## 2. 財政状態の分析

### (1) 連結貸借対照表

連結貸借対照表の主要勘定の推移は、以下のとおりであります。

< 連結 >

	平成21年3月末(億円)	平成22年3月末(億円)	増減(億円)
資産の部合計	119,491	113,767	5,724
うち貸出金	58,769	51,637	7,131
うち有価証券	21,741	32,333	10,591
うち無形資産	447	252	195
うちのれん	1,329	578	751
うち支払承諾見返	6,752	6,237	514
負債の部合計	111,817	107,418	4,399
うち預金・譲渡性預金	62,721	64,753	2,032
うち債券・社債	9,420	6,719	2,700
うち借入金	10,123	11,868	1,745
うち支払承諾	6,752	6,237	514
純資産の部合計	7,674	6,349	1,325
うち少数株主持分	2,060	1,762	298

総資産……貸出金の等の減少により、前連結会計年度末(平成21年3月末)比5,724億円減となりました。

貸出金……法人・商品部門においてリスク圧縮に努めた結果として貸出残高が減少したこと等により、同比7,131億円減となりました。

有価証券…有価証券の残高は、日本短期国債の購入等により、同比10,591億円増となりました。  
なお、その他有価証券で時価のあるものの評価差額は以下のとおりであります。

< 連結 >

	平成21年3月末 評価差額(億円)	平成22年3月末 評価差額(億円)
株式	34	20
債券	7	11
国債	3	34
地方債	0	0
社債	11	46
その他	259	120
合計	301	87

- (注) 1. 上記評価差額について、実効税率や少数株主持分相当額等を勘案後の金額(平成21年3月末 388億円、同22年3月末13億円)を、連結貸借対照表の純資産の部にその他有価証券評価差額金として計上しております。
2. 平成22年3月末については、従来「時価評価されていない有価証券」に含まれていた社債および外国証券の一部を時価評価しておりますが、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は含まれておりません。
3. 平成22年3月末より「その他」には、外国証券、その他証券のほか、買入金銭債権も含んで表示しております。

無形資産・のれん……アプラスフィナンシャル、昭和リース、シンキ、新生フィナンシャル及びそれらの連結子会社に対する全面時価評価法の適用により、各社の資産・負債の時価評価を行った結果、当連結会計年度末（平成22年3月末）現在で、以下のとおり無形資産及びのれんを連結貸借対照表に計上しております。

アプラスフィナンシャルの買収にかかる無形資産及びのれん、シンキの買収にかかる無形資産については、過払利息の返還請求の高止まりや、平成22年度の改正貸金業法の完全施行等の厳しいビジネス環境による収益性の低下を反映し、当連結会計年度において減損を実施しております。

	償却方法・期間	平成22年3月末 残高（億円）	平成21年度償却額 （億円）	平成21年度減損額 （億円）
アプラスフィナンシャル				
無形資産		-	14	76
商標価値	定額法（10年）	-	2	11
商権価値（顧客関係）	級数法（10年）	-	3	8
商権価値（加盟店関係）	級数法（20年）	-	7	56
のれん	定額法（20年）	50	51	615
昭和リース				
無形資産		49	7	-
商標価値	定額法（10年）	9	1	-
商権価値（顧客関係）	級数法（20年）	34	4	-
契約価値（サブリース契約関係）	定額法（契約残存年数による）	4	0	-
のれん	定額法（20年）	325	22	-
シンキ				
無形資産		-	10	42
商標価値	定額法（10年）	-	0	3
商権価値（顧客関係）	級数法（10年）	-	10	38
負ののれん（ ）	定額法（20年）	63	3	-
新生フィナンシャル				
無形資産		202	44	-
商標価値	定額法（10年）	24	2	-
商権価値（顧客関係）	級数法（10年）	178	41	-
のれん	級数法（10年）	265	62	-
合計				
無形資産		252	76	118
のれん（負ののれん相殺後）		578	132	615

- （注）1. アプラスフィナンシャルののれん残高は全額、全日信販株式会社買収に係る金額であり、のれん償却額には、全日信販株式会社買収に係る金額（8億円）を含めております。なお、全日信販株式会社買収に係るのれんについては、償却期間は10年であります。
2. 昭和リースののれん残高及びのれん償却額には、きらやかリース株式会社買収に係る金額（3億円及び1億円）を含めております。なお、きらやかリース買収に係るのれんについては、償却期間は5年であります。
3. 上記以外の子会社に係るものとして、負ののれん償却額について別途 0億円あります。
4. アプラスフィナンシャル・昭和リース・シンキ・新生フィナンシャル各社の無形資産償却に伴い各社合計で繰延税金負債を31億円取り崩し、また、アプラスフィナンシャル及びシンキの無形資産減損に伴い、繰延税金負債を48億円取り崩しております。

支払承諾見返……主として、アプラスフィナンシャルの信用保証業に係る保証残高を当行連結貸借対照表上の支払承諾見返に計上しているものであり、当該保証残高の減少に伴い当勘定も前連結会計年度末比514億円減となりました。

預金・譲渡性預金……個人のお客様からの預金が引き続き増加したこと等から、同比2,032億円増となりました。なお、定期預金（除く、非居住者円預金・外貨預金）の残存期間別残高は以下のとおりであります。

< 連結 >

	平成21年3月末 (億円)	平成22年3月末 (億円)	増減 (億円)
定期預金合計	44,357	44,207	149
3カ月未満	7,101	14,306	7,204
3カ月以上6カ月未満	6,368	5,907	461
6カ月以上1年未満	9,952	4,528	5,424
1年以上2年未満	8,847	5,154	3,693
2年以上3年未満	4,879	4,521	358
3年以上	7,207	9,789	2,582

債券・社債.....債券は同比1,918億円減少しております。また、社債は当行の劣後債の買入消却等により同比782億円減少しております。

<連結>

	平成21年3月末 (億円)	平成22年3月末 (億円)	増減 (億円)
債券合計	6,755	4,837	1,918
1年以下	2,014	1,734	280
1年超2年以下	1,861	1,009	852
2年超3年以下	1,151	747	404
3年超4年以下	858	669	188
4年超	869	676	192

借入金.....アプラスフィナンシャル及び昭和リース等の当行子会社の、当行以外の第三者からの借入金が含まれております。

当行単体の貸借対照表の推移は、以下のとおりであります。

<単体>

	平成21年3月末(億円)	平成22年3月末(億円)	増減(億円)
資産の部合計	107,134	104,885	2,249
うち貸出金	51,680	47,328	4,351
うち有価証券	26,260	36,745	10,484
負債の部合計	101,486	99,326	2,160
うち預金・譲渡性預金	68,974	68,244	730
うち個人預金	50,458	53,026	2,567
うち債券・社債	10,792	8,300	2,491
純資産の部/資本の部合計	5,648	5,559	88



なお、当行単体の貸出金の残存期間別残高は以下のとおりであります。

< 単体 >

	平成21年3月末 (億円)	平成22年3月末 (億円)	増減 (億円)
貸出金合計	51,680	47,328	4,351
1年以下	17,016	17,080	63
1年超3年以下	13,700	9,614	4,086
3年超5年以下	4,809	5,297	487
5年超7年以下	2,843	2,786	57
7年超	12,010	11,110	899
期間の定めの無いもの	1,299	1,440	140
うち固定金利			
1年以下			
1年超3年以下	1,046	647	399
3年超5年以下	836	927	90
5年超7年以下	807	517	289
7年超	7,195	5,848	1,346
期間の定めの無いもの	297	136	160
うち変動金利			
1年以下			
1年超3年以下	12,653	8,967	3,686
3年超5年以下	3,972	4,369	396
5年超7年以下	2,035	2,268	232
7年超	4,814	5,261	446
期間の定めの無いもの	1,002	1,303	300

(注) 残存期間1年以下の貸出金については、固定金利、変動金利の区別をしておりません。

## (2) 不良債権の状況

## リスク管理債権

リスク管理債権及び貸倒引当金の推移は以下のとおりであります。

リスク管理債権とは、銀行法に基づく開示債権であり、貸出金を元本及び利息の返済状況等に基づき「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」「貸出条件緩和債権」に区分したものであります。開示対象資産は貸出金のみであり、この点、金融再生法の開示基準に基づく債権と異なります。なお、「第一部 企業情報 第2 事業の状況」中、「4 事業等のリスク」の「15.貸倒引当金の十分性について」もご参照ください。

## &lt;連結&gt;

債権区分	平成21年3月末 (億円)	平成22年3月末 (億円)	増減(億円)
破綻先債権額	395	215	180
延滞債権額	1,785	3,467	1,681
3カ月以上延滞債権額	59	27	31
貸出条件緩和債権額	596	613	17
合計(A)	2,836	4,323	1,486
貸出金残高(未残)	58,769	51,637	7,131
貸出金残高比(%)	4.8	8.4	3.6
貸倒引当金(B)	1,925	1,966	41
引当率(B/A×100)(%)	67.9	45.5	22.4

(注) 1. 貸倒引当金は、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の合計であります。

2. 「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、平成21年3月末現在で、破綻先債権額は7億円、延滞債権額は43億円、3カ月以上延滞債権額は10億円、貸出条件緩和債権額は94億円、平成22年3月末現在で、破綻先債権額は10億円、延滞債権額は41億円、3カ月以上延滞債権額は9億円、貸出条件緩和債権額は34億円であります。なお、これらは、上表の各債権額には含まれておりません。

## &lt;単体&gt;

債権区分	平成21年3月末 (億円)	平成22年3月末 (億円)	増減(億円)
破綻先債権額	239	111	128
延滞債権額	1,102	2,900	1,797
3カ月以上延滞債権額	37	20	17
貸出条件緩和債権額	31	30	0
合計(A)	1,410	3,062	1,652
貸出金残高(未残)	51,680	47,328	4,351
貸出金残高比(%)	2.7	6.5	3.7
貸倒引当金(B)	1,189	1,022	167
引当率(B/A×100)(%)	84.3	33.4	51.0

(注) 貸倒引当金は、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の合計であります。

金融再生法の開示基準に基づく債権

金融再生法の開示基準に基づく債権及び貸倒引当金の推移は以下のとおりであります。

金融再生法の開示基準に基づく債権とは、金融再生法に基づく開示債権であり、貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、当行保証付私募債等について（但し、要管理債権は貸出金のみ）、債務者の財政状態や経営成績等に基づき、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」に区分したものであります。

< 単体 >

債権区分	平成21年3月末 (億円)	平成22年3月末 (億円)	増減(億円)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	833	1,122	290
危険債権	557	2,157	1,600
要管理債権	69	51	17
合計(A)	1,458	3,330	1,872
(参考) 要注意債権以下	4,853	7,396	2,542
総与信残高(未残)	58,156	49,701	8,454
総与信残高比(%)	2.5	6.7	4.2
保全額(B)	1,400	3,251	1,851
貸倒引当金	250	297	46
担保保証等	1,150	2,955	1,805
保全率(B/A×100)(%)	96.0	97.6	1.6

当行単体の金融再生法開示債権ベースの不良債権額は約3,330億円程度であり、総与信残高に対する同債権額の割合は6.70%となっております。なお、連結ベースでは、アプラス等の子会社における貸出金があることから、リスク管理債権ベースの不良債権額は約4,320億円程度となっており、貸出金残高に占める同債権額の割合は8.37%となっております。

なお、正常先を含めた債務者区分毎の引当率は以下のとおりであります。

		平成21年3月末 (%)	平成22年3月末 (%)	増減 (%)
実質破綻・破綻先	無担保部分の	100.00	100.00	-
破綻懸念先	無担保部分の	81.89	78.75	3.14
要管理先	無担保部分の	83.41	70.44	12.97
その他要注意先	債権額の	6.85	6.60	0.25
	無担保部分の	46.26	17.24	29.02
正常先	債権額の	0.37	0.45	0.08

## (3) 自己資本比率

当行は、信用リスクの算出手法として基礎的内部格付手法を、オペレーショナル・リスクの算出手法として粗利益配分手法を、またマーケット・リスクの算出方法として内部モデル手法を、それぞれ金融庁の承認を得て採用しております。基礎的内部格付手法の採用については、当行自身の内部格付制度とパラメータ推計値に基づき信用リスクを計測することが認められたものであり、当行の高度なリスク管理能力を規制資本の計算に活用することが可能になると共に、実際のリスクに見合ったより合理的な所要規制資本が算出されることを意味しております。

自己資本比率の推移は以下のとおりであります。

## 連結自己資本比率（国内基準）

項目	平成21年3月31日 (億円)	平成22年3月31日 (億円)	増減(億円)
(1) 自己資本比率(%)	8.35	8.35	0.00
Tier 1比率(%)	6.02	6.35	0.33
(2) 基本的項目(Tier 1)			
資本金	4,762	4,762	-
うち非累積的永久優先株	-	-	-
資本剰余金	435	435	0
利益剰余金	1,528	124	1,404
自己株式( )	725	725	0
社外流出予定額( )	-	-	-
その他有価証券の評価差額( )	-	-	-
為替換算調整勘定	12	7	19
新株予約権	18	16	2
連結子法人等の少数株主持分	1,837	1,689	148
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	1,713	1,598	115
のれん相当額( )	1,329	578	751
企業結合等により計上される無形固定資産相当額( )	447	252	195
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額( )	140	94	46
期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額( )	151	463	312
計	5,800	4,907	893
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券	889	834	55
(3) 補完的項目(Tier 2)			
一般貸倒引当金	130	109	21
負債性資本調達手段等	3,142	2,577	565
うち永久劣後債務	642	380	262
うち期限付劣後債務	2,499	2,196	303
計	3,273	2,687	586
うち自己資本への算入額	3,273	2,687	586

項目	平成21年3月31日 (億円)	平成22年3月31日 (億円)	増減(億円)
(4) 控除項目	1,039	1,140	101
(5) 自己資本額 (2)+(3)-(4)	8,034	6,454	1,580
(6) リスク・アセット			
資産(オン・バランス)項目	70,689	59,880	10,809
オフ・バランス取引等項目	17,504	9,942	7,562
信用リスクアセットの額	88,193	69,823	18,370
マーケット・リスク相当額に係る額	3,402	1,643	1,759
オペレーショナル・リスク相当額に係る額	4,614	5,754	1,140
計	96,210	77,221	18,989
(7) 繰延税金資産計上額(注)	205	174	31
(8) (7)/(2) (%)	3.5	3.5	0.0

(注) 連結貸借対照表に計上された繰延税金資産から繰延税金負債を控除した額であります。

のれん相当額、企業結合等により計上される無形固定資産相当額

・・・アプラスフィナンシャル、昭和リース、新生フィナンシャル等の子会社化に伴い発生した所謂「のれん代」であります。

リスク・アセット・・・オペレーショナル・リスクに係るリスク・アセット額とともに、マーケット・リスク規制の導入によるマーケット・リスクに係るリスク・アセット額が加わっております。

なお、オフ・バランス取引項目には、アプラスフィナンシャル及び全日信販の信用保証業に係る保証残高を中心とする支払承諾見返勘定が含まれております。支払承諾見返(所謂、保証取引)は、銀行経理においては貸借対照表に計上されておりますが、現金を伴わない取引であることや一般事業会社の経理においては貸借対照表に計上されないこと等を勘案し、リスク・アセットの分類上はオフ・バランス取引項目として分類されております。

また、税効果会計に関して当行は今後1年間の収益見込みに基づき繰延税金資産を計上しており、繰延税金資産(繰延税金負債とのネット後)が基本的項目に占める比率は約3.5%となっております。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の主要な設備投資は、当行における業務の効率化等のためのシステム投資や、リテール業務の強化のための店舗の開設等を中心に、総投資額は142億円となりました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

## 2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

### 銀行部門

平成22年3月31日現在

	会社名	店舗名その他	所在地	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
				面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	
当行	-	本店	東京都千代田区ほか	-	-	1,952	736	2,688	918
	-	大阪支店	大阪市中央区	-	-	154	25	179	39
	-	札幌支店	札幌市中央区	-	-	304	29	334	17
	-	名古屋支店	名古屋市中区ほか	-	-	250	26	277	33
	-	福岡支店	福岡市中央区	-	-	354	24	379	23
	-	仙台支店	仙台市青葉区	-	-	533	31	564	20
	-	金沢支店	石川県金沢市	-	-	229	26	255	15
	-	高松支店	香川県高松市	-	-	186	24	210	16
	-	広島支店	広島市中区	-	-	248	25	273	22
	-	横浜支店	横浜市西区ほか	-	-	381	46	427	26
	-	新宿支店	東京都新宿区ほか	-	-	216	38	255	23
	-	池袋支店	東京都豊島区ほか	-	-	225	44	270	24
	-	渋谷支店	東京都渋谷区ほか	-	-	315	65	381	16
	-	梅田支店	大阪市北区ほか	-	-	796	64	861	35
	-	上野支店	東京都台東区	-	-	200	24	225	12
	-	東京支店	東京都中央区	-	-	301	20	322	14
	-	神戸支店	神戸市中央区	-	-	228	27	255	17
	-	大宮支店	さいたま市大宮区	-	-	144	16	160	16
	-	難波支店	大阪市中央区ほか	-	-	240	43	283	22
	-	京都支店	京都市下京区	-	-	324	22	346	12
	-	吉祥寺支店	東京都武蔵野市	-	-	315	30	345	12
	-	藤沢支店	神奈川県藤沢市	-	-	166	21	187	14
	-	八王子支店	東京都八王子市	-	-	116	20	137	8
	-	六本木ヒルズ支店	東京都港区	-	-	106	17	123	3
	-	目黒支店	東京都品川区	-	-	173	18	191	9
	-	広尾支店	東京都渋谷区	-	-	180	14	194	2
	-	ららぽーと支店	千葉県船橋市ほか	-	-	166	40	206	18
	-	二子玉川支店	東京都世田谷区	-	-	95	27	122	10
	-	柏支店	千葉県柏市	-	-	241	34	276	12
	-	町田支店	東京都町田市	-	-	177	58	235	10
-	銀座支店	東京都中央区	-	-	368	28	396	8	
-	事務センター	東京都品川区ほか	-	-	2,794	2,617	5,412	149	
-	その他の施設	神奈川県川崎市ほか	-	-	9	-	9	-	

- (注) 1. 当行の主要な設備の大部分は、店舗、事務センターであるため、銀行部門に一括計上しております。  
2. 本表記載の設備において、リース資産は本店に係る4百万円となっております(表中の金額には含まれておりません)。  
3. 当行の連結子会社からの賃借分を除いた本表記載の建物の年間ネット賃借料は5,580百万円であります。  
4. 動産は、事務機械2,478百万円、その他1,812百万円であります。  
5. 上記にはソフトウェア11,850百万円は含まれておりません。

国内子会社

	会社名	事業 (部門) の別	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地	建物	動産	合計	従業員 数 (人)	
						面積 (㎡)	帳簿価額(百万円)				
国内連結 子会社	新生フィナン シャル株式会社	その他 の業務	LIセン タービル	大阪府 東 大阪市	事務所	4,482	610	583	311	1,504	158
	新生フィナン シャル株式会社		スワン 東京ビル	東京都 千 代田区	事務所	388	1,106	163	5	1,274	38
	新生フィナン シャル株式会社		新生フィナ ンシャル大 阪ビル	大阪市 中 央区	事務所	892	959	302	11	1,272	277

(注) 本表記載の設備におけるリース資産はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末現在において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

	会社名	事業 (部門) の別	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調 達方法	着手年月	完了予定年月
							総額	既支払額			
当行	-	銀行部門	日本橋室町 野村ビル (注2)	東京都 中央区 日本橋	新設	オフィス (賃借)	7,543	1,068	自己資 金	平成21年11月	平成22年11月
	-	銀行部門	アルコ タワ - (注3)	東京都 目黒区 下目黒	新設	オフィス (賃借)	1,945	9	自己資 金	平成22年9月	平成23年5月

(注1) 上記金額には、消費税は含んでおりません。また、IT関連投資分は含まれておりません。

(注2) 当行現本店の機能の移転先として予定しております。

(注3) 当行現目黒プロダクションセンター - のオペレ - ションセンター - 部分の移転先として予定しております。



## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,000,000,000
計	4,000,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成22年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成22年6月23日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,060,346,891	2,060,346,891	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株であります。
計	2,060,346,891	2,060,346,891	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21並びに会社法第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(イ) 平成16年6月24日第4期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	5,298 (注) 1	5,173 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,298,000 (注) 2	5,173,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき684円 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至 平成26年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき684円とし、そのうち1株につき342円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員との間で締結した新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてののみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するとき  
は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(口) 平成16年6月24日第4期定時株主総会決議及び平成16年9月17日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	7(注)1	7(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,000(注)2	7,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき646円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至 平成26年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき646円とし、そのうち1株につき323円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び平成16年9月17日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員との間で締結した第2回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(八) 平成16年6月24日第4期定時株主総会決議及び平成16年12月2日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	25(注)1	25(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,000(注)2	25,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき697円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日至平成26年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき697円とし、そのうち1株につき349円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び平成16年12月2日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員との間で締結した第3回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(二) 平成16年6月24日第4期定時株主総会決議及び平成17年5月24日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	250 (注) 1	250 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	250,000 (注) 2	250,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき551円 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至 平成26年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき551円とし、そのうち1株につき276円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び平成17年5月24日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員との間で締結した第4回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ホ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	2,693 (注) 1	2,476 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の 数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	2,693,000 (注) 2	2,476,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至 平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行 する場合の株式の発行価格及び資本 組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、その うち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約 権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額 は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者は、平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第5回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の行使の条件(続き)	・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第5回新株予約権付与契約の定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(へ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,921 (注) 1	1,693 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,921,000 (注) 2	1,693,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	自平成17年7月1日 至平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、そのうち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成19年7月1日以降とし、さらに平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第6回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第6回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ト) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	689 (注) 1	547 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左



	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	689,000 (注) 2	547,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、そのうち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第7回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第7回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(チ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	237(注)1	237(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	237,000(注)2	237,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成17年7月1日 至 平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、そのうち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第8回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第8回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

( 株式併合の場合は減少株式数を減じる )

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(リ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成17年9月23日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	108 (注) 1	108 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	108,000 (注) 2	108,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき697円 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至 平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき697円とし、そのうち1株につき349円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者は、平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第9回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成17年9月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第9回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1 . 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2 . に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2 . 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(又) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成17年9月23日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	36(注)1	36(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	36,000(注)2	36,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき697円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至 平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき697円とし、そのうち1株につき349円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第10回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成17年9月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第10回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注) 1. 新株予約権 1 個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記 2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ル) 平成17年 6 月24日第 5 期定時株主総会決議及び平成18年 5 月23日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成22年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	2,820 (注) 1	2,686 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,820,000 (注) 2	2,686,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式 1 株につき825円 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年 6 月 1 日 至 平成27年 6 月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は 1 株につき825円とし、そのうち 1 株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者は、原則として平成20年 6 月 1 日から平成21年 5 月31日までの間は、付与された新株予約権の数の 2 分の 1 以内 ( 1 個に満たない数が生じる場合は、1 個の単位に切上げる ) に限って権利を行使することができる。ただし、第13回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成17年 6 月24日開催の第 5 期定時株主総会及び平成18年 5 月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第13回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ヲ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年5月23日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	2,044 (注) 1	1,840 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,044,000 (注) 2	1,840,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき825円 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年6月1日 至平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき825円とし、そのうち1株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年6月1日以降とし、さらに平成20年6月1日から平成21年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第14回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第14回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ワ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年5月23日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	748 (注) 1	636 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	748,000 (注) 2	636,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式 1株につき825円 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年6月1日 至 平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき825円とし、そのうち1株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第15回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第15回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みにに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1 . 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2 . に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2 . 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3 . 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)



また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(カ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年5月23日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	37(注)1	37(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	37,000(注)2	37,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき825円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年6月1日 至平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき825円とし、そのうち1株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第16回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第16回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するとき  
は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{併合} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ヨ) 平成18年6月27日第6期定時株主総会決議及び平成19年5月9日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,831 (注) 1	1,638 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,831,000 (注) 2	1,638,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき555円 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年6月1日 至平成29年5月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき555円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された本新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第17回新株予約権付与契約の定めにより、全ての本新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式(優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。)を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。</li> <li>・その他の条件については、平成18年6月27日開催の第6期定時株主総会及び平成19年5月9日開催の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結する第17回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。</p> <p>(注) 4</p>	同左

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式の併合、分割又は無償割当の比率

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付される新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(行使価額)

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(タ) 平成18年6月27日第6期定時株主総会決議及び平成19年5月9日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,046 (注) 1	1,001 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,046,000 (注) 2	1,001,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき555円 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年6月1日至平成29年5月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき555円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された本新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第18回新株予約権付与契約の定めにより、全ての本新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式(優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。)を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。</li> <li>・その他の条件については、平成18年6月27日開催の第6期定時株主総会及び平成19年5月9日開催の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結する第18回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	-	-

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	<p>当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。</p> <p>(注) 4</p>	同左

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式の併合、分割又は無償割当の比率

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(行使価額)

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(レ) 平成19年6月20日第7期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	140 (注) 1	140 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	140,000 (注) 2	140,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき527円 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年7月1日至平成29年6月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき527円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年7月1日から平成23年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第19回新株予約権付与契約の定めにより、全ての本新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式(優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。)を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。</li> <li>・その他の条件については、平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権者との間で締結する第19回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みにに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。</p> <p>(注) 4</p>	同左

- (注) 1. 新株予約権 1 個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記 2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式の併合、分割又は無償割当の比率

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(ソ) 平成19年6月20日第7期定時株主総会決議及び平成20年5月14日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	2,014 (注) 1	1,921 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,014,000 (注) 2	1,921,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき416円 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年6月1日至平成30年5月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき416円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成22年6月1日以降とし、さらに平成22年6月1日から平成24年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第20回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式(優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。)を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。</li> <li>・その他の条件については、平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会及び平成20年5月14日開催の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結する第20回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	-	-



	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。(注)4	同左

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式の併合、分割又は無償割当の比率

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付される新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(行使価額)

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(ツ)平成19年6月20日第7期定時株主総会決議及び平成20年5月14日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	970(注)1	609(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	970,000(注)2	609,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき416円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年6月1日至平成30年5月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき416円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成22年6月1日以降とし、さらに平成22年6月1日から平成24年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第21回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式(優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。)を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。</li> <li>・その他の条件については、平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会及び平成20年5月14日開催の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結する第21回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	-	-

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。(注)4</p>	同左

(注)1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式の併合、分割又は無償割当の比率}$$

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付される新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(行使価額)

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(ネ) 平成20年6月25日第8期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	193(注)1	193(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	193,000(注)2	193,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき407円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年7月1日至平成30年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき407円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、平成22年7月1日から平成24年6月30日までの間は、付与された本新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限るものとする。ただし、第22回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種および乙種優先株式の取得請求権の行使に基づく当行による取得の対価として交付された当行普通株式を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。</li> <li>・その他の条件については、平成20年6月25日開催の第8期定時株主総会及び同日開催の当行取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権者との間で締結する第22回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みにに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。</p> <p>(注)4</p>	同左

- (注) 1. 新株予約権 1 個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記 2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式の併合、分割又は無償割当の比率}$$

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(ナ) 平成20年6月25日第8期定時株主総会決議及び平成20年11月12日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	76(注)1	64(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	76,000(注)2	64,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき221円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年12月1日至平成30年11月11日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき221円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、平成22年12月1日から平成24年11月30日までの間は、付与された本新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限るものとする。ただし、第23回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種および乙種優先株式の取得請求権の行使に基づく当行による取得の対価として交付された当行普通株式を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。</li> <li>・その他の条件については、平成20年6月25日開催の第8期定時株主総会及び平成20年11月12日開催の当行取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権者との間で締結する第23回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。</p> <p>(注)4</p>	同左

- (注) 1. 新株予約権 1 個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記 2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式の併合、分割又は無償割当の比率}$$

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

平成22年2月1日以降に開始する事業年度に係る有価証券報告書から適用されるため、記載事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(千株)	発行済株式総数 残高(千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
平成18年7月31日 (注1)	99,966	1,933,098	-	451,296,960	-	18,558,337
平成18年11月16日 (注2)	85,000	1,848,098	-	451,296,960	-	18,558,337
平成19年8月1日 (注3)	100,000	1,748,098	-	451,296,960	-	18,558,337
平成20年2月4日 (注4)	117,647	1,865,746	25,000,000	476,296,960	25,000,000	43,558,337
平成20年3月31日 (注5)	194,600	2,060,346	-	476,296,960	-	43,558,337

(注1) 第三回乙種優先株式300,000千株に係る優先株主の取得請求による普通株式200,033千株の交付、及び、当該優先株式300,000千株の消却によるものであります。

(注2) 自己株式(普通株式)85,000千株の消却であります。

(注3) 第三回乙種優先株式300,000千株の一斉取得による普通株式200,000千株の交付、及び、当該優先株式300,000千株の消却によるものであります。

(注4) 第三者割当

主な割当先 サターン サブ(ケイマン)エグゼンプト・リミテッド、

サターン・ジャパン サブ・シーブイ、

サターン・ジャパン サブ・シーブイ、

サターン サブ・エルピー

117,647千株

発行価格 425円

資本組入額 212.5円

(注5) 第二回甲種優先株式74,528千株に係る優先株主の取得請求による普通株式269,128千株の交付、及び、当該優先株式74,528千株の消却によるものであります。



( 6 ) 【所有者別状況】

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	47	57	547	415	103	52,993	54,163	-
所有株式数(単元)	9	335,540	22,724	280,110	1,034,077	89,515	298,139	2,060,114	232,891
所有株式数の割合(%)	0.00	16.29	1.10	13.60	50.20	4.35	14.47	100.00	-

- (注) 1. 当行の知り得る範囲で、実質所有により記載しております。  
 2. 自己株式96,427,644株は「個人その他」に96,427単元、「単元未満株式の状況」に644株含まれております。  
 3. 「その他の法人」欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が8単元含まれております。

(7)【大株主の状況】

平成22年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する所有株式 数の割合 (%)
SATURN SUB LP (JPMCB 380111) (常任代理人 株式会社みずほコーポレ ート銀行 決済営業部)	WALKER HOUSE, 87 MARY STREET, GEORGETOWN, GRAND CAYMAN KY1-9002 CAYMAN ISLANDS (東京都中央区月島4丁目16-13)	322,964	15.67
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号 新有楽町ビルディング内	269,128	13.06
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	200,000	9.70
SATURN JAPAN SUB C.V. (JPMCB 380113) (常任代理人 株式会社みずほコーポレ ート銀行 決済業務部)	717 FIFTH AVENUE, 26TH FLOOR NEW YORK, NY 10022 USA (東京都中央区月島4丁目16-13)	110,449	5.36
株式会社新生銀行	東京都千代田区内幸町2丁目1番8号	96,427	4.68
J. クリストファー フラワーズ	NEW YORK, NY 10022 U.S.A.	88,571	4.29
SANTANDER INVESTMENT SA, C. CENTRAL VALORES (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀 行)	ADVA CANTABRIA S/N 28660 BOADILLA DEL MONTE. MADRID.SPAIN (東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決済事業部)	63,539	3.08
CREDIT SUISSE SEC (EUROPE) LTD PB SEC INT NON-TR CLT (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	ONE CABOT SQUARE LONDON E14 4QJ, UK (東京都品川区東品川2丁目3番14号)	49,705	2.41
MORGAN STANLEY & CO. INC (常任代理人 モルガン・スタンレー証券 株式会社)	1585BROADWAY NEW YORK, NEW YORK 10036, U.S.A. (東京都渋谷区恵比寿4丁目20-3 恵比寿ガーデ ンプレイスタワー)	40,872	1.98
GOLDMAN. SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証 券株式会社)	200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA (東京都港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズ 森タワー)	40,518	1.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	31,473	1.52
計	-	1,313,651	63.75

- (注) 1. 当行の知り得る範囲で、実質所有により記載しております。  
2. J. クリストファー フラワーズ氏は、当行の取締役であります。

( 8 ) 【議決権の状況】  
【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 96,427,000	-	単元株式数1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,963,687,000	1,963,687	(注)1
単元未満株式	普通株式 232,891	-	(注)2
発行済株式総数	2,060,346,891	-	-
総株主の議決権	-	1,963,687	-

(注)1. 株式会社証券保管振替機構名義の株式が8,000株(議決権8個)含まれております。  
2. 当行所有の自己株式が644株含まれております。

【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社新生銀行	東京都千代田区内幸町 二丁目1番8号	96,427,000	-	96,427,000	4.68
計	-	96,427,000	-	96,427,000	4.68

(注)上記「発行済株式」の「完全議決権株式(自己株式等)」の内訳であります。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当行は新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当行の取締役等に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会において特別決議されたもの、会社法第238条及び第239条の規定に基づき、当行の取締役等に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成18年6月27日開催の第6期定時株主総会及び平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会において特別決議されたもの、会社法第238条及び第239条の規定に基づき、当行の取締役等に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会及び平成20年6月25日開催の第8期定時株主総会において特別決議されたもの、会社法第238条及び第239条の規定に基づき、当行の取締役等に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成20年6月25日開催の第8期定時株主総会及び平成21年6月23日開催の第9期定時株主総会において特別決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成16年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当行取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員 平成16年6月24日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行取締役1名、当行執行役10名、当行従業員2,182名及び 当行完全子会社の取締役3名 平成16年9月17日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行従業員3名 平成16年12月2日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行従業員1名 平成17年5月24日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行執行役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、または当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

決議年月日	平成17年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	<p>当行取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員の一部</p> <p>平成17年6月24日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行取締役17名、当行執行役8名、当行従業員437名</p> <p>平成17年6月24日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行取締役1名、当行執行役4名、当行従業員35名</p> <p>平成17年6月24日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行執行役8名、当行従業員127名</p> <p>平成17年6月24日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行執行役1名、当行従業員34名</p> <p>平成17年9月23日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行従業員2名</p> <p>平成17年9月23日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行従業員2名</p> <p>平成18年2月28日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行従業員2名(注2)</p> <p>平成18年2月28日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行従業員2名(注2)</p> <p>平成18年5月23日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行取締役17名、当行執行役12名、当行従業員559名</p> <p>平成18年5月23日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行取締役2名、当行執行役1名、当行従業員28名</p> <p>平成18年5月23日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行執行役12名、当行従業員159名</p> <p>平成18年5月23日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行従業員19名</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注1)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注1) 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{併合} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、または当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(注2) 及び については未行使残高がゼロとなった為、「(2)新株予約権等の状況」には記載しておりません。

決議年月日	平成18年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	<p>当行及び当行子会社の取締役・執行役・従業員並びに当行のシニアアドバイザー</p> <p>平成19年5月9日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行取締役12名、当行執行役13名、当行従業員110名</p> <p>平成19年5月9日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行執行役3名、当行従業員23名</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割若しくは吸収分割若しくは吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

決議年月日	平成19年6月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	<p>当行及び当行子会社の取締役・執行役・従業員並びに当行のシニアアドバイザー</p> <p>平成19年6月20日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行子会社従業員32名</p> <p>平成20年5月14日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行取締役12名、当行執行役8名、当行従業員104名</p> <p>平成20年5月14日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行執行役1名、当行従業員29名</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割若しくは吸収分割若しくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

決議年月日	平成20年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当行及び当行子会社の取締役、執行役及び従業員 平成20年6月25日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行子会社従業員43名 平成20年11月12日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行子会社従業員17名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 本新株予約権割当日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

## 2【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

会社法第155条第3号に基づく普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

#### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当なし

#### (2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成20年6月25日)での決議状況 (取得期間 平成20年7月1日から1年間)(注)	25,000,000	20,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存決議株式の総数及び価額の総額	25,000,000	20,000,000,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	100.0	100.0
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	100.0	100.0

(注) 価額の総額は、会社法第461条に定める分配可能額上限を上回ることはできません。

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成21年6月23日)での決議状況 (取得期間 平成21年7月1日から1年間)(注)	25,000,000	6,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存決議株式の総数及び価額の総額	25,000,000	6,000,000,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	100.0	100.0
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	100.0	100.0

(注) 価額の総額は、会社法第461条に定める分配可能額上限を上回ることはできません。



区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成22年6月23日)での決議状況 (取得期間 平成22年7月1日から1年間) (注)	25,000,000	5,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	100.0	100.0

(注) 価額の総額は、会社法第461条に定める分配可能額上限を上回ることはできません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	606	74,442
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式は平成22年6月14日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	90,427,644	-	90,427,644	-

(注) 当期間における保有株式数には、平成22年6月14日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

### 3【配当政策】

第10期の普通株式の配当金につきましては、通期決算が厳しいものとなったこと等を踏まえて、誠に遺憾ではありますが、配当を見送りとさせていただきます。

当行は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としておりますが、定款上は、別途基準日を定めて剰余金の配当をすることが可能です。これらの剰余金の配当決定機関は、取締役会であります。

当行は「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨定款に定めております。四半期配当につきましては、株主メリットの観点から、今後検討してまいりたいと考えております。

中長期的な今後の配当方針といたしましては、普通株式の配当につきましては、収益動向等の経営成績やその将来の見通しを踏まえた株主重視の収益配分を基本方針と考えておりますが、安全性や内部留保とのバランス及び公的資金の注入を受けている銀行として経営健全化計画にも留意して決定してまいりたいと考えております。

なお、当行の普通株式の配当につきましては、経営健全化計画等に基づき、原則として、経営健全化計画に記載された普通株式配当金の数値が当該年度の配当金の上限であると考えられております。

#### 4【株価の推移】

##### 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
最高(円)	826	894	594	474	166
最低(円)	511	543	301	73	94

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

##### 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成21年10月	11月	12月	平成22年1月	2月	3月
最高(円)	138	130	127	129	118	116
最低(円)	110	94	99	100	94	99

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	最高経営責任 者兼法人・商 品部門長	当麻 茂樹	昭和23年9月29日生	昭和47年4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会 社みずほ銀行および株式会社みず ほコーポレート銀行）入行 平成12年6月 同行執行役員 平成13年5月 同行常務執行役員 平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 常務執行役員 平成14年11月 いすゞ自動車株式会社取締役副社 長 平成19年6月 同社取締役（現職） 平成22年5月 当行顧問 平成22年6月 当行代表取締役社長（現職） 平成22年6月 いすゞ自動車株式会社退社予定	(注3)	-
代表取締役	専務執行役員 リスク管理部 門長	中村 行男	昭和29年9月5日生	昭和53年4月 当行入行 平成12年10月 当行審査業務部長兼ポートフォリ オ・リスク統轄部長 平成19年4月 当行審査業務部長兼ポートフォリ オ・リスク統轄部長兼オペレー ショナルリスク管理部長 平成20年6月 当行事業法人本部長 平成20年6月 当行執行役法人営業統轄本部長 平成21年10月 当行常務執行役法人営業統轄本 部長 平成22年6月 当行代表取締役（現職）	(注3)	3
取締役		J. クリストファー フラワーズ	昭和32年10月27日生	昭和54年3月 ゴールドマン・サックス社入社 昭和63年12月 同社パートナー 平成8年10月 エンスターグループ取締役 （現職） 平成12年3月 当行取締役（現職） 平成14年11月 J.C.フラワーズ社会長 （現職） 平成19年8月 ケスラーグループ取締役 （現職） 平成20年9月 フラワーズ・ナショナル銀行会長 （現職）	(注3)	88,571
取締役		可児 滋	昭和18年9月20日生	昭和41年4月 日本銀行入行 平成4年5月 東京金融先物取引所常任監事 平成8年5月 日本銀行文書局長 平成11年5月 東京証券取引所常務理事 平成14年4月 日本電気株式会社顧問 平成16年6月 当行取締役（現職） 平成18年4月 横浜商科大学教授（現職）	(注3)	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		松本 大	昭和38年12月19日生	昭和62年4月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社入社 平成2年4月 ゴールドマン・サックス証券会社入社 平成6年11月 同社東京支店常務取締役 平成6年11月 ゴールドマン・サックス・グループ, L.P.ゼネラル・パートナー 平成11年4月 株式会社マネックス代表取締役 平成16年8月 マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社(現マネックスグループ株式会社)代表取締役社長(現職) 平成17年5月 マネックス・ビーンズ証券株式会社(現マネックス証券株式会社)代表取締役社長(現職) 平成20年6月 株式会社東京証券取引所グループ取締役(現職) 平成20年6月 当行取締役(現職)	(注3)	-
取締役		高橋 弘幸	昭和12年3月1日生	昭和34年4月 三井物産株式会社入社 平成8年6月 同社代表取締役常務取締役人事部 平成9年6月 同社監査役 平成12年6月 同社顧問 平成12年10月 社団法人日本監査役協会専務理事兼事務局長 平成17年10月 同協会理事 平成18年6月 当行取締役(現職) 平成18年6月 松下電器産業株式会社(現パナソニック株式会社)監査役(現職) 平成19年6月 協和発酵工業株式会社(現協和発酵キリン株式会社)監査役(現職)	(注3)	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役		渡部 晃	昭和34年7月22日生	昭和58年4月 当行入行 平成15年7月 当行マーケティング部部長 平成15年11月 当行資金部部長兼キャピタルマーケティング部部長 平成17年9月 当行I B業務管理部部長兼キャピタルマーケティング部部長 平成18年4月 当行監査委員会事務局部長 平成21年1月 当行財務部門部長 平成22年6月 当行常勤監査役(現職)	(注4)	-
監査役		志賀 こそ江	昭和23年11月23日生	昭和42年11月 日本航空株式会社入社 平成5年4月 横浜地方検察庁検事 平成10年4月 第一東京弁護士会登録 平成11年8月 志賀法律事務所開設 平成14年6月 サン総合法律事務所パートナー 平成16年6月 日本興亜損害保険株式会社監査役(現職) 平成17年10月 白石総合法律事務所パートナー(現職) 平成19年3月 F Xプライム株式会社監査役(現職) 平成19年4月 特種東海ホールディングス株式会社監査役(現職) 平成21年9月 株式会社東横イン取締役(現職) 平成22年6月 当行監査役(現職)	(注4)	-
監査役		田村 達也	昭和13年10月11日生	昭和36年4月 日本銀行入行 平成4年1月 同行理事 平成8年4月 A.T.カーニー株式会社社長 平成14年5月 株式会社グローバル経営研究所代表取締役(現職) 平成15年3月 特定非営利活動法人全国社外取締役ネットワーク代表理事(現職) 平成20年6月 株式会社オートバックスセブン取締役(現職) 平成21年6月 日本興亜損害保険株式会社取締役(現職) 平成22年6月 当行監査役(現職)	(注4)	-
計						88,575

- (注) 1. 取締役J.クリストファー フラワーズ、可児 滋、松本 大及び高橋 弘幸は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役志賀 こそ江及び田村 達也は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、平成22年6月23日開催の第10期定時株主総会終結の時から、平成23年6月開催予定の第11期定時株主総会終結の時まで。
4. 監査役の任期は、平成22年6月23日開催の第10期定時株主総会終結の時から、平成26年6月開催予定の第14期定時株主総会終結の時まで。
5. 所有株式数は、平成22年5月末日現在であります。

6. 任期満了により、以下の代表執行役が退任となっております。

氏名	職名	生年月日	当該異動の年月日	当該異動日における 所有株式数 (千株)
八城 政基	取締役会長 代表執行役社長	昭和4年2月14日	平成22年6月23日	-
加藤 正純	代表執行役副社長	昭和27年1月29日	平成22年6月23日	16
富井 順三	代表執行役副社長	昭和26年11月1日	平成22年6月23日	17

7. 当行では、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役として、弁護士である保田 眞紀子を選任しております。

8. 当行では、迅速な経営の意思決定を実現するため、執行役員制度を導入しております。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### (1) 企業統治の体制について

当行は、平成22年6月23日の定時株主総会の終結時をもって定款を変更し、従来の委員会設置会社から監査役会設置会社に経営体制を移行いたします。

委員会設置会社においては、通常の業務執行は執行役が担い、取締役の主たる責務は業務執行の監督にありました。監査役会設置会社への移行により、経営の最高意思決定機関である取締役に業務執行の権限・責任を集中させ、業務執行および取締役会から独立した監査役および監査役会に取締役会に対する監査・監督機能を担わせることで、経営判断の機動性を確保しつつ業務執行を適切に行うとともに、チェック・アンド・バランスをより重視したガバナンス体制を実現いたします。

新体制における取締役会は、日常の業務執行を担う社内取締役2名と、さまざまな分野での経験・知識が豊かな社外取締役4名により、バランスよく構成いたします。また、経営および業務執行の意思決定を、取締役会における慎重な議論に基づいて行うことにより、適切な業務推進体制を維持してまいります。

また、従来同様に迅速な経営の意思決定を実現するため、新たに執行役員制度を導入いたします。取締役会は、各業務部門の長として執行役員を配置し、それぞれが所管する業務執行機能を担わせることで、効率的かつ適切な経営体制の実現を図ってまいります。

監査役会は、当行での業務経験豊かな常勤監査役1名と、外部専門家である非常勤監査役2名により構成し、業務執行から完全に独立した監査・監督体制を構築します。法令に従い、4年間の任期を持つ監査役を置くことで、整合性のある監督・監査の実施を着実なものとしてまいります。

当行は、監査役会設置会社移行後においても、以下に記載する、従来の委員会設置会社の体制下において整備・構築してきた社内管理体制を一層強化・発展させ、ガバナンス体制の充実に努めてまいります。

#### 《従来の体制下における企業統治の概要等》

当行は、委員会設置会社として、取締役会と業務執行陣の責任と役割を明確にすることにより、長期的な経営戦略に関する基本的な方針の決定を行いつつ環境変化や顧客ニーズに柔軟かつ迅速に対応していくための、透明、厳正かつ効率的なガバナンス体制を確立し、様々なステークホルダーの期待に応えるよう業務を進めてまいりました。なお、取締役、執行役の員数はそれぞれ20名以内、また、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う旨を定款に定めておりました。

#### 会社の機関の内容

当行は委員会設置会社であり、取締役会は経営方針など重要事項の決定・業務執行の監督に専念する一方、日常の業務執行を行う執行役は、取締役会から業務執行に関する権限を委譲されることによって迅速な業務執行・意思決定を行ってまいりました。

#### [取締役会及び指名・監査・報酬の各委員会]

取締役会につきましては、これを構成する取締役11人のうち9人が国内外の経済界で豊富な経験を有する経営者や法律専門家などの社外取締役であり、専門的かつグローバルな視点からの経営の監督や戦略方針の策定を行ってまいりました。

法令に基づき設置される指名委員会、監査委員会及び報酬委員会は、指名委員1名を除きいずれも社外取締役により構成され、各委員会の規則に従って、客観的かつ高度な観点から議論を行うことが可能な体制を確保してまいりました。各委員会とも迅速かつ円滑に活動を行っており、経営の透明性の向上と経営の妥当性・効率性の確保に注力してまいりました。



## [業務執行]

取締役会から業務執行権限の移譲を受ける執行役は、取締役会により選任されており、各部門の部門長、本部長等として、業務執行に当たってまいりました。業務執行に関する重要事項については、執行役社長が業務執行に関する決定を行う機関として設けられた経営委員会にて、協議や意思決定が行われてきております。また、個別の業務運営において重要な事項については、部門横断的に各種の委員会を設置し、担当執行役を中心に審議・検討を経て意思決定をする体制としておりました。

## [内部統制システムの整備とリスク管理体制の状況]

日常の業務執行のための内部統制システムの概略は、取締役会で規定された「内部統制規程」に定められております。さらに、取締役会において定期的に内部統制システムの整備状況の検討を行うことにしています。委員会設置会社の枠組みのもとでは、執行役が自らの所管業務に関する内部統制システムを構築・運用する義務を負うとともに、全執行役・従業員がこれに従うことが義務付けられておりました。内部統制規程は会社法第416条第1項第1号ロ・ホ及び会社法施行規則第112条に基づき必要な体制を定めたものであり、この中で監査委員会の独立性と監査の実効性を確保するための体制の整備が図られ、また子会社・関連会社ポリシー、情報セキュリティポリシー、新生銀行リスクマネジメントポリシー、執行役規程、新生銀行行動規範及び内部監査規程を基礎となる規程として定め、連結企業グループ全体を通じた業務の適正・透明性・効率性の確保に努めるものとなっております。さらに内部統制規程において反社会的勢力との関係の遮断を定めるとともに、反社会的勢力による様々な被害を防止し業務の適正を確保する体制の整備が図られております。

前述の新生銀行リスクマネジメントポリシーは、金融機関として健全性・収益性の高い業務運営を確保するために当行及び当行グループの抱える様々なリスクをコントロールする必要があるとの認識のもと、そのリスクの総和を把握し、能動的な管理を行うための基本方針として定められているものです。このポリシーの下で、信用リスク、ALM・流動性・市場リスク、リーガル・事務・システムのオペレーショナルリスクなど、各種リスクの内容に応じてリスクポリシー委員会、複合リスク案件委員会、クレジット委員会、債権管理委員会、ALM委員会、市場リスク委員会、新規事業・商品委員会等の各種委員会を設置し、各種リスクを一元的に管理する体制が構築されております。またコンプライアンスについては、新銀行の発足当時よりリスク管理と並んで経営の最重要課題と位置づけしており、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設け、2名の弁護士を外部委員として招聘し、第三者によるチェック体制も備えております。

(なお、当行及び当行グループに関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項の詳細については、「第一部 企業情報」「第2 事業の状況」「4 事業等のリスク」の項をご参照ください。)

## 内部監査及び監査委員会監査の状況

## [内部監査体制]

当行の監査部は、執行役社長に直属するとともに、監査委員会にも報告を行います。監査部は、執行役社長の業務管理責任の遂行、特に有効な内部統制システムを確立する責任の遂行を補佐し、リスク管理およびガバナンス体制の有効性、情報およびITシステムの信頼性ならびに法令規則などの遵守性について、独立した客観的立場からの評価を行うとともに、経営のためのソリューションを提供します。監査部はまた、監査委員会と緊密な連携を保持し、内部監査関連情報を監査委員会に提供します。さらに、会計監査人と定期的及び必要に応じて意見交換を行い、監査機能の有効性・効率性を高めるために相互に連携することに努めております。

監査部は、監査対象となるすべての組織から独立しており、また、定型的な予防的・発見的コントロールを含むあらゆる日常業務および内部管理プロセスから独立しています。

監査の方法は、リスクアプローチを採用しており、当行が直面するリスクを全行的視点からとらえたマクロリスク評価と、各部店固有のリスクを個別にとらえたマイクロリスク評価との組み合わせにより、包括的なリスク評価を行っています。相対的にリスクが大きいと考えられる業務やプロセスに対しては、優先的に監査資源を投入しています。

内部監査の有効性・効率性を高めるためには、業務部門の情報収集が重要です。監査部では、重要な会議への出席や内部管理資料の閲覧および各業務部門のマネジメントとの定期的な会合を行うなど、日常的なオフサイトモニタリング機能を充実させています。

監査部は、ビジネス監査チーム、IT監査チームおよび品質管理・企画チームで構成され、平成22年3月末現在の人員は38名です。監査部では、監査要員の専門性向上に力を入れており、公認内部監査人や公認情報システム監査人の資格取得も精力的に行っています。また、新たな監査手法の開発・導入に加え、監査業務にかかる基盤の整備も継続的に行っています。

監査部は、これらの内部監査の活動について第三者機関による品質評価を定期的に受けることにより、自らの問題点

を客観的に評価・識別し、改善活動に取り組んでいます。これらの活動は、当行グループ会社の内部監査部門とも連携して取り組んでいます。

[監査委員会の体制及び会計監査人等との相互連携]

監査委員会は社外取締役5名により構成されており、月1回程度の頻度で開催されておりました。取締役が承認した当行及び当行グループに必要な内部統制のフレームワークを、執行役が的確に構築し、業務の推進に当たって有効かつ効率的に運用しているかを監視・検証し、執行役に対して必要な勧告等も行ってきております。

監査委員会の職務を補佐するため監査委員会事務局（3名）が設置され、監査委員会事務局部長及び同事務局所属の従業員は執行役の指揮命令に属さない監査委員会の職務を補助すべき使用人となっております。監査委員会の監査は、取締役会で定めた監査委員会規則に従うほか、監査委員会が定めた監査規程及び年度毎に策定する監査計画に基づいて遂行されてきております。

なお監査委員会は、内部統制に関連する各部署（リスク管理部門、財務部門、法務部、コンプライアンス統轄部、与信管理部、総合企画部、監査部等）から報告を受け連携を保持しております。子会社等については所管する当行執行役や子会社等の取締役、監査役から報告を受けるとともに、グループ監査役連絡会を通じて、子会社の常勤監査役との連携を図っております。また会計監査人については、監査委員会毎に招請し、会計監査人の立場での当行及びグループ会社に関する内部統制の検証状況や会計についての重要事項の説明を受け、意見交換を行い、効率的な監査の実施に努めております。

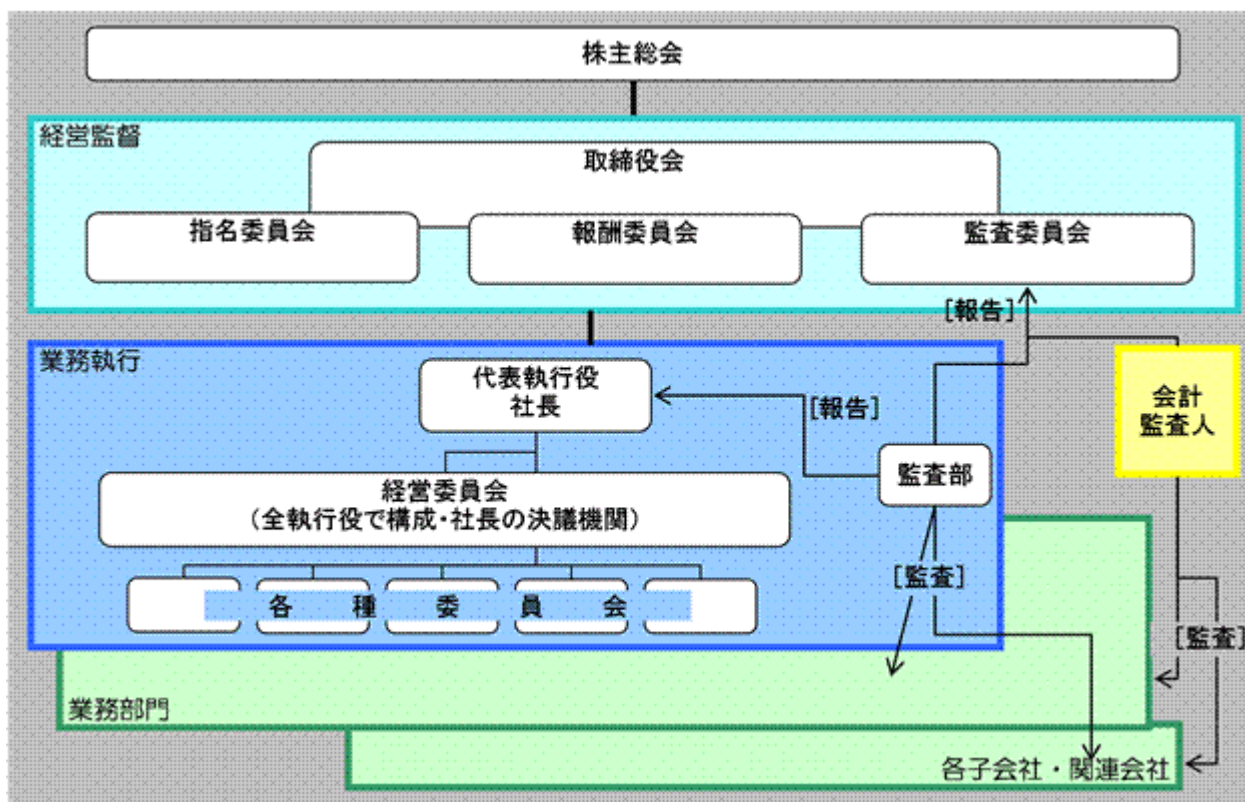
会計監査の状況

当行は有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けております。当期において業務を執行した公認会計士（指定有限責任社員）は、手塚仙夫氏（継続監査年数1年）、石塚雅博氏（同1年）、松本繁彦氏（同3年）及び鈴木順二氏（同2年）です。

補助者は、税務、デリバティブリスク評価、年金数理、不動産評価、システムなどの専門家も含め計52名となっております。

業務執行・監督・監査の仕組み

委員会設置会社の体制下においては、以下の図のとおりであります。



社外取締役と提出会社の人的・資本的または取引上の関係

委員会設置会社の体制下においては、社外取締役9名は当行と会社法第427条第1項に基づき責任限定契約を締結しております。その内容は任務を怠ったことによる損害賠償責任が限定されるものとし、かかる任務懈怠により当行に

損害を与えた場合、社外取締役が職務を行うにつき善意で重大な過失がない時は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとなっております。

社外取締役であるJ. クリストファー フラワーズ、伊藤 侑徳（平成22年6月23日付で退任）及びジョン S. ワズワース Jr.（同上）は、当行の株式を保有(\*)しております。

(\*)実質的に保有している株式を含んでおります。なお、伊藤 侑徳及びジョン S. ワズワース Jr.については、平成22年3月31日現在のものです。

社外取締役であるJ. クリストファー フラワーズは、当行との間で取引があり、その内容は、「第一部 企業情報」「第5 経理の状況」「1. 連結財務諸表等」「関連当事者情報」に記載のとおりであります。なお、それ以外の社外取締役は、当行のその他の取締役・業務執行者と人的関係を有さず、当行との間に特に利害関係はありません。

## (2)役員報酬の状況

当該年度にかかる役員報酬等の総額

区分	支給人数	基本報酬 (百万円)	業績連動報酬 (百万円)	株価連動報酬(ストック オプション費用) (百万円)	退職慰労金 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
取締役	12名 (内 退任済み3名)	110	-	8	28	-	146
執行役	17名	584	-	62	-	106	752
計	29名 (内 退任済み3名)	694	-	70	28	106	898

(注) 1. 上記区分においては、取締役兼執行役は執行役として分類し、また執行役を兼務する取締役には取締役としての報酬は支給しておりません。また、上記において取締役に区分されている人数・金額は社外取締役のみが対象となっております。

2. 取締役に対する業績連動報酬の支給はしていません。

3. 基本報酬には、定額報酬とフリンジベネフィットが含まれます。

4. その他は、個人との契約において保証した一時金の支給等になります。

5. 当該年度にかかる役員ごとの当行および連結子会社の役員としての報酬総額、その種類別金額は次のとおりであります

(報酬総額1億円以上のものに限ります)。

氏名および地位	基本報酬 (百万円)	業績連動報酬 (百万円)	株価連動報酬(ストック オプション費用) (百万円)	退職慰労金 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
ラフルー グプタ 取締役兼専務執行役	103	-	3	-	10	116
ダナンジャヤ デュイベディ 専務執行役	90	-	23	-	-	113
サンホー ソン 専務執行役	86	-	24	-	-	110
マイケル クック 専務執行役	54	-	-	-	95	149

6. 報酬委員会によって定められた取締役及び執行役の報酬等の額又はその算定方法にかかる決定に関する方針は、次のとおりであります。

基本方針

役員報酬は、以下の項目に基づき決定するものとする。

- ・ 役員の業績
- ・ 当行の収益動向
- ・ マーケット水準

取締役報酬について

取締役報酬は定額報酬、株価連動報酬、退職慰労金その他の報酬により構成されるものとする。

執行役報酬について

トータル報酬の目的は以下のとおりとする。

- ・ 業務執行能力の高い人材の確保
- ・ 当行の業績向上への然るべきインセンティブを与えること

執行役報酬は定額報酬、業績連動報酬、株価連動報酬、退職慰労金その他の報酬により構成されるものとする。また、執行役には一定のフリンジベネフィットを供与することがあるものとする。なお、ここでは取締役兼執行役は執行役として分類するものとする。

(3) 剰余金の配当等の決定機関

当行は、剰余金の配当等会社法第459条第1項第1号から第4号までに定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的としております。

なお、当行は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

(4) 取締役および執行役の責任免除について

当行は、取締役および執行役が期待される役割を十分発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役および執行役（取締役および執行役であったものを含む。）の損害賠償責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる旨定款に定めておりました。

(5) 株主総会の特別決議要件

当行は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としております。

(6) 株式の保有状況

当行の保有する株式のうち、保有目的が純投資目的以外の目的の投資株式は53銘柄、その貸借対照表計上額は11,218百万円であります。

保有目的が純投資目的以外の目的の投資株式（みなし保有株式および非上場株式を除く）のうち、当事業年度の貸借対照表計上額の大きい順の10銘柄は次のとおりであります。

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
信越化学工業(株)	1,000,000	5,430	引き続き幅広く取引を展開していくため
山崎製パン(株)	1,000,000	1,157	主要行として、引き続き緊密な取引を展開していくため
三井化学(株)	3,739,000	1,058	引き続き幅広く取引を展開していくため
全日本空輸(株)	3,000,000	801	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
(株)池田泉州ホールディングス	2,664,000	452	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
石原産業(株)	5,000,000	385	主要行として、引き続き緊密な取引を展開していくため
東洋ゴム工業(株)	1,161,000	253	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
(株)関西スーパーマーケット	300,000	237	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
南海電気鉄道(株)	570,000	211	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
日本ピストンリング(株)	1,650,000	181	主要行として、引き続き緊密な取引を展開していくため

保有目的が純投資目的である投資株式の貸借対照表計上額、受取配当金、売却損益および評価損益

	前事業年度 (百万円)	当事業年度(百万円)			
	貸借対照表計上 額の合計額	貸借対照表計上 額の合計額	受取配当金の 合計額	売却損益の 合計額	評価損益の 合計額
非上場株式	-	8,969	86	22	(注)
上記以外の株式	-	7,518	115	2,226	2,165

(注) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「評価損益の合計額」は記載していません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

当行の監査公認会計士等である有限責任監査法人トーマツあて報酬は以下の通りです。

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	421	58	400	112
連結子会社	380	26	360	4
計	801	85	761	116

【その他重要な報酬の内容】

有限責任監査法人トーマツが所属する国際的会計事務所デロイト トウシュ トーマツのメンバーファームに対する報酬は以下の通りであります。(除く、有限責任監査法人トーマツあて)

監査証明業務は、主に海外子会社に対する現地メンバーファームによる会計監査、非監査業務は、投資案件等にかかる税務を含めた調査・助言に対する報酬などを含みます。

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	232	-	49
連結子会社	58	63	64	43
計	58	296	64	92

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度及び当連結会計年度において、非監査業務には、自己資本比率の内部管理体制についての調査報告等が含まれます。

【監査報酬の決定方針】

前年度実績比、同業他社比及び経営環境の変化を考慮し、監査委員会による同意を得て決定してまいりました。今後、監査役会設置会社に移行後は、監査役会の同意を得て決定してまいります。

## 第5【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。  
なお、前連結会計年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）は改正前の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当連結会計年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）は改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。  
なお、前事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）は改正前の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）は改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）及び当連結会計年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）の連結財務諸表並びに前事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）及び当事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けております。  
なお、有限責任監査法人トーマツは、有限責任監査法人へ移行したことにより、平成21年7月1日付で監査法人トーマツから名称を変更しております。
4. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて  
当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、企業会計基準委員会の行うセミナーに参加しております。

1【連結財務諸表等】  
(1)【連結財務諸表】  
【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	9 605,089	9 493,141
コールローン及び買入手形	-	19,129
債券貸借取引支払保証金	280	2,801
買入金銭債権	9 408,035	252,761
特定取引資産	2, 9 375,107	2 223,279
金銭の信託	348,840	292,227
有価証券	1, 2, 9, 18 2,174,198	1, 2, 9, 18 3,233,312
貸出金	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10 5,876,910	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10 5,163,763
外国為替	7 37,138	7 10,976
リース債権及びリース投資資産	9 232,554	9 213,702
その他資産	3, 4, 5, 6, 9, 11 1,125,768	3, 4, 5, 6, 9, 11 863,272
<b>有形固定資産</b>	12, 13 50,964	12, 13 52,154
建物	9 20,544	9 18,899
土地	9 9,667	9 9,134
有形リース資産	14 10,821	14 15,495
建設仮勘定	105	1,091
その他の有形固定資産	9,826	7,534
<b>無形固定資産</b>	209,175	109,953
ソフトウェア	29,099	25,216
のれん	15 132,952	15 57,844
無形リース資産	14 755	14 206
無形資産	44,791	25,249
その他の無形固定資産	1,576	1,436
債券繰延資産	161	176
繰延税金資産	22,254	18,969
支払承諾見返	675,225	623,786
貸倒引当金	192,511	196,642
<b>資産の部合計</b>	<b>11,949,196</b>	<b>11,376,767</b>



	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
<b>負債の部</b>		
預金	9 6,012,455	9 6,190,477
譲渡性預金	259,659	284,909
債券	675,567	483,713
コールマネー及び売渡手形	9 281,513	9 310,487
売現先勘定	9 53,805	9 8,430
債券貸借取引受入担保金	9 569,566	9 548,479
コマーシャル・ペーパー	9 198	-
特定取引負債	307,562	177,835
借入金	9, 16 1,012,324	9, 16 1,186,837
外国為替	4	17
短期社債	11,500	17,700
社債	9, 17 266,489	17 188,278
その他負債	9 819,900	9 619,201
賞与引当金	10,425	8,842
役員賞与引当金	318	126
退職給付引当金	18,219	7,718
役員退職慰労引当金	234	244
利息返還損失引当金	193,850	70,088
固定資産処分損失引当金	7,559	7,212
訴訟損失引当金	3,662	5,873
特別法上の引当金	4	3
繰延税金負債	1,665	1,547
支払承諾	9 675,225	9 623,786
<b>負債の部合計</b>	<b>11,181,714</b>	<b>10,741,812</b>
<b>純資産の部</b>		
資本金	476,296	476,296
資本剰余金	43,554	43,554
利益剰余金	152,855	12,438
自己株式	72,558	72,558
<b>株主資本合計</b>	<b>600,147</b>	<b>459,730</b>
その他有価証券評価差額金	38,813	1,398
繰延ヘッジ損益	2,996	3,327
為替換算調整勘定	1,297	741
<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>40,511</b>	<b>2,669</b>
新株予約権	1,808	1,672
少数株主持分	206,037	176,221
<b>純資産の部合計</b>	<b>767,481</b>	<b>634,954</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>11,949,196</b>	<b>11,376,767</b>

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
経常収益	601,677	566,343
資金運用収益	303,421	283,581
貸出金利息	256,180	245,289
有価証券利息配当金	37,997	30,560
コールローン利息及び買入手形利息	883	114
買現先利息	7	-
債券貸借取引受入利息	779	75
預け金利息	1,887	210
その他の受入利息	5,685	7,331
役務取引等収益	52,676	51,190
特定取引収益	11,918	9,014
その他業務収益	<sup>1</sup> 211,588	<sup>1</sup> 208,085
その他経常収益	<sup>2</sup> 22,071	<sup>2</sup> 14,471
経常費用	764,993	639,002
資金調達費用	100,425	75,595
預金利息	47,426	51,659
譲渡性預金利息	4,871	1,323
債券利息	5,026	3,880
コールマネー利息及び売渡手形利息	4,897	297
売現先利息	5	55
債券貸借取引支払利息	2,650	637
コマースナル・ペーパー利息	0	1
借入金利息	17,001	10,208
短期社債利息	757	414
社債利息	11,509	6,517
その他の支払利息	6,278	598
役務取引等費用	26,162	26,060
特定取引費用	16,582	-
その他業務費用	<sup>3</sup> 244,914	<sup>3</sup> 170,405
営業経費	199,597	191,772
のれん償却額	11,673	13,242
無形資産償却額	5,880	7,685
その他の営業経費	182,043	170,845
その他経常費用	177,311	175,168
貸倒引当金繰入額	124,973	95,433
その他の経常費用	<sup>4</sup> 52,338	<sup>4</sup> 79,734
経常損失( )	163,316	72,659

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
特別利益	100,947	34,711
固定資産処分益	10,410	125
償却債権取立益	5,791	10,760
社債等消却益	75,106	21,269
その他の特別利益	<sup>5</sup> 9,637	2,555
特別損失	56,684	85,140
固定資産処分損	1,623	2,087
のれん償却額	<sup>6</sup> 30,905	-
のれん減損損失	-	<sup>7</sup> 61,538
無形資産減損損失	-	<sup>7</sup> 11,857
その他の減損損失	<sup>8</sup> 1,456	<sup>8</sup> 2,349
固定資産処分損失引当金繰入額	3,900	266
訴訟損失引当金繰入額	3,662	2,210
金融商品取引責任準備金繰入額	0	-
その他の特別損失	<sup>9</sup> 15,135	4,830
税金等調整前当期純損失( )	119,054	123,089
法人税、住民税及び事業税	3,466	1,540
法人税等調整額	7,004	6,713
法人税等合計	10,471	8,254
少数株主利益	13,558	8,807
当期純損失( )	143,084	140,150

## 【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
前期末残高	476,296	476,296
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	476,296	476,296
<b>資本剰余金</b>		
前期末残高	43,558	43,554
当期変動額		
自己株式の処分	4	
当期変動額合計	4	-
当期末残高	43,554	43,554
<b>利益剰余金</b>		
前期末残高	302,535	152,855
当期変動額		
剰余金の配当	5,773	
当期純損失( )	143,084	140,150
連結子会社増加による減少高		0
連結子会社減少による減少高	822	266
当期変動額合計	149,680	140,416
当期末残高	152,855	12,438
<b>自己株式</b>		
前期末残高	72,566	72,558
当期変動額		
自己株式の取得	0	0
自己株式の処分	9	
当期変動額合計	8	0
当期末残高	72,558	72,558
<b>株主資本合計</b>		
前期末残高	749,823	600,147
当期変動額		
剰余金の配当	5,773	
当期純損失( )	143,084	140,150
連結子会社増加による減少高		0
連結子会社減少による減少高	822	266
自己株式の取得	0	0
自己株式の処分	5	
当期変動額合計	149,676	140,416
当期末残高	600,147	459,730

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
前期末残高	35,073	38,813
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,739	40,211
当期変動額合計	3,739	40,211
当期末残高	38,813	1,398
<b>繰延ヘッジ損益</b>		
前期末残高	1,057	2,996
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,938	330
当期変動額合計	1,938	330
当期末残高	2,996	3,327
<b>為替換算調整勘定</b>		
前期末残高	1,872	1,297
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	575	2,038
当期変動額合計	575	2,038
当期末残高	1,297	741
<b>評価・換算差額等合計</b>		
前期末残高	34,258	40,511
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	6,253	37,842
当期変動額合計	6,253	37,842
当期末残高	40,511	2,669
<b>新株予約権</b>		
前期末残高	1,257	1,808
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	550	135
当期変動額合計	550	135
当期末残高	1,808	1,672
<b>少数株主持分</b>		
前期末残高	248,437	206,037
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	42,399	29,816
当期変動額合計	42,399	29,816
当期末残高	206,037	176,221

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<b>純資産合計</b>		
前期末残高	965,261	767,481
<b>当期変動額</b>		
剰余金の配当	5,773	
当期純損失 ( )	143,084	140,150
連結子会社増加による減少高		0
連結子会社減少による減少高	822	266
自己株式の取得	0	0
自己株式の処分	5	
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	48,103	7,889
<b>当期変動額合計</b>	<b>197,779</b>	<b>132,527</b>
当期末残高	767,481	634,954

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純損失( )	119,054	123,089
減価償却費(リース賃貸資産を除く)	15,158	14,532
のれん償却額	42,578	13,242
無形資産償却額	5,880	7,685
のれん減損損失	-	61,538
無形資産減損損失	-	11,857
その他の減損損失	1,456	2,349
持分法による投資損益( は益)	2,717	4,181
貸倒引当金の増減( )	46,628	4,131
賞与引当金の増減額( は減少)	5,602	1,583
退職給付引当金の増減額( は減少)	8,236	10,505
利息返還損失引当金の増減額( は減少)	68,420	123,761
その他の引当金の増減額( は減少)	6,622	1,777
資金運用収益	303,421	283,581
資金調達費用	100,425	75,595
有価証券関係損益( )	101,796	64
金銭の信託の運用損益( は運用益)	3,030	11,213
為替差損益( は益)	5,594	4,221
固定資産処分損益( は益)	8,787	1,961
社債等消却益	75,106	21,269
特定取引資産の純増( )減	59,820	153,064
特定取引負債の純増減( )	102,551	129,727
貸出金の純増( )減	439,904	714,081
預金の純増減( )	783,011	177,619
譲渡性預金の純増減( )	317,530	25,249
債券の純増減( )	13,132	191,853
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減( )	77,753	174,826
社債(劣後特約付社債を除く)の純増減( )	14,572	24,082
預け金(無利息預け金を除く)の純増( )減	18,445	37,469
コールローン等の純増( )減	2,014	19,129
買入金銭債権の純増( )減	35,423	129,506
債券貸借取引支払保証金の純増( )減	18,473	2,520
コールマネー等の純増減( )	296,798	16,401
コマーシャル・ペーパーの純増減( )	198	198
債券貸借取引受入担保金の純増減( )	421,144	21,087
外国為替(資産)の純増( )減	19,286	-
外国為替(負債)の純増減( )	34	-
外国為替の純増( )減	-	26,175
短期社債(負債)の純増減( )	62,100	6,200
信託勘定借の純増減( )	1,699	570
資金運用による収入	307,784	296,156
資金調達による支出	99,252	58,660

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
売買目的有価証券の純増( )減	45,761	14,421
運用目的の金銭の信託の純増( )減	12,957	35,585
リース債権及びリース投資資産の純増( )減	22,799	22,674
その他	124,297	36,237
小計	1,114,103	961,674
法人税等の支払額	6,358	3,407
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,107,745	958,266
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	2,770,791	3,344,226
有価証券の売却による収入	1,081,186	1,474,571
有価証券の償還による収入	1,316,087	812,391
金銭の信託の設定による支出	43,677	46,484
金銭の信託の解約及び配当による収入	49,363	56,164
有形固定資産(リース賃貸資産を除く)の取得による支出	4,391	5,167
有形固定資産(リース賃貸資産を除く)の売却による収入	19,598	-
無形固定資産(リース賃貸資産を除く)の取得による支出	-	9,615
子会社株式の取得による支出	70,405	485
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	2 574,179	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	13,989	-
その他	25,420	483
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,008,640	1,063,336
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の返済による支出	6,000	-
劣後特約付社債の発行による収入	-	4,951
劣後特約付社債の償還による支出	39,706	23,351
少数株主からの払込みによる収入	50,247	9,001
少数株主への払戻による支出	6,143	25,174
配当金の支払額	5,773	-
少数株主への配当金の支払額	14,349	9,374
自己株式の取得による支出	0	0
自己株式の売却による収入	4	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	21,721	43,948
現金及び現金同等物に係る換算差額	50	3
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	77,332	149,021
現金及び現金同等物の期首残高	405,926	483,259
現金及び現金同等物の期末残高	1 483,259	1 334,238



【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 126社</p> <p>主要な連結子会社名は、「第1企業の概況4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。</p> <p>なお、Shinsei Asset Management (India) Private Limited他15社は設立により、新生フィナンシャル株式会社他11社(注)は株式取得により、KNE 2 Loan Gm bH他4社は支配権の獲得により、Gabbro Limitedは重要性が増加したことにより、当連結会計年度から連結しております。</p> <p>また、Shinsei Capital (USA), Ltd.他5社は清算により、昭和オートレンタリース株式会社及びサルサービス株式会社は株式売却により、株式会社ワイエムエス・シックス他2社は重要性が減少したことにより、パン信販株式会社はシンキ株式会社との合併により、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(注) 新生フィナンシャル株式会社及びその子会社5社は、平成20年9月22日付で当行の子会社となったことから、損益計算書については同年10月1日以降の分を連結しております。</p> <p>なお、旧GEコンシューマー・ファイナンス株式会社は、平成21年4月1日付で新生フィナンシャル株式会社に社名変更しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 99社</p> <p>主要な会社名 エス・エル・パシフィック株式会社</p> <p>子会社エス・エル・パシフィック株式会社他68社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、連結財務諸表規則第5条第1項第2号により、連結の範囲から除外しております。</p> <p>また、その他の非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲か</p>	<p>(1) 連結子会社 125社</p> <p>主要な連結子会社名は、「第1企業の概況4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。</p> <p>なお、株式会社アプラスパーソナルローン他6社は設立により、有限会社エス・エル・アストロは重要性が増加したことにより、当連結会計年度から連結しております。</p> <p>また、株式会社アプラスビジネスサービス他4社は清算により、株式会社エス・エス・ソリューションズは昭和リース株式会社との合併により、長和建物株式会社は新生ビジネスサービス株式会社との合併により、ジーシー有限会社は株式会社エヌシーカード仙台との合併により、ビッグスカイ2008-1特定目的会社は実質的な支配力の喪失により、連結の範囲から除外しております。</p> <p>なお、旧株式会社アプラスは、平成22年4月1日を効力発生日とする事業持株会社体制移行に伴い、同日付で株式会社アプラスフィナンシャルに社名変更しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 88社</p> <p>主要な会社名 エス・エル・パシフィック株式会社</p> <p>子会社エス・エル・パシフィック株式会社他66社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、連結財務諸表規則第5条第1項第2号により、連結の範囲から除外しております。</p> <p>また、その他の非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲か</p>

	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
	ら除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。	ら除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 0社 (2) 持分法適用の関連会社 30社 主要な会社名 Hillcot Holdings Limited 日盛金融控股?有限公司</p> <p>なお、Woori SB Tenth Asset Securitization Specialty Co., Ltd. 他2社は設立により、当連結会計年度から持分法を適用しております。 また、新生マッコーリーアドバイザー株式会社は清算により、Servicegesellschaft Kreditmanagement GmbH及び昭和レンタリース盛岡株式会社は株式売却により、持分法の適用対象から除外しております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 99社 主要な会社名 エス・エル・パシフィック株式会社</p> <p>子会社エス・エル・パシフィック株式会社他68社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、連結財務諸表規則第10条第1項第2号により、持分法の対象から除いております。 その他の持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 0社</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 0社 (2) 持分法適用の関連会社 22社 主要な会社名 Hillcot Holdings Limited 日盛金融控股?有限公司</p> <p>なお、TYC Company Limited他3社は清算により、SB-HSH Seed Holding他2社は株式売却により、Pensions First Group LLPは影響力の低下により、持分法の適用対象から除外しております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 88社 主要な会社名 エス・エル・パシフィック株式会社</p> <p>子会社エス・エル・パシフィック株式会社他66社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、連結財務諸表規則第10条第1項第2号により、持分法の対象から除いております。 その他の持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 0社</p>

	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <p>3月末日 72社 9月末日 1社 12月末日 49社 1月末日 1社 2月末日 3社</p> <p>(2) 3月末日以外の日を決算日とする連結子会社のうち9社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <p>3月末日 67社 9月末日 1社 12月末日 52社 1月末日 1社 2月末日 4社</p> <p>(2) 3月末日以外の日を決算日とする連結子会社のうち12社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p> <p>なお、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積に当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>同左</p>

	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、売買目的有価証券(特定取引を除く)については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(イ)と同じ方法により行っております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、売買目的有価証券(特定取引を除く)については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 同左</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p>
	<p>(4) 買入金銭債権の評価基準及び評価方法 売買目的の買入金銭債権(特定取引を除く)の評価は、時価法による評価を行います。</p>	<p>(4) 買入金銭債権の評価基準及び評価方法 同左</p>
	<p>(5) 減価償却の方法 有形固定資産(借手側のリース資産を除く) 有形固定資産の減価償却は、建物及び当行の動産のうちパソコン以外の電子計算機(ATM等)については主として定額法、その他の動産については主として定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：3年～50年 その他：2年～15年</p>	<p>(5) 減価償却の方法 有形固定資産(借手側のリース資産を除く) 同左</p>

	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)																																																																																							
	<p>無形固定資産(借手側のリース資産を除く)</p> <p>無形固定資産のうち無形資産は、株式会社アプラス、昭和リース株式会社、シンキ株式会社及び新生フィナンシャル株式会社並びにそれらの連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上されたものであり、償却方法及び償却期間は次のとおりであります。</p> <p>(株式会社アプラス)</p> <table border="1" data-bbox="475 808 935 1032"> <thead> <tr> <th></th> <th>償却方法</th> <th>償却期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商標価値</td> <td>定額法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (顧客関係)</td> <td>級数法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (加盟店関係)</td> <td>級数法</td> <td>20年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(昭和リース株式会社)</p> <table border="1" data-bbox="475 1104 935 1473"> <thead> <tr> <th></th> <th>償却方法</th> <th>償却期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商標価値</td> <td>定額法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (顧客関係)</td> <td>級数法</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>契約価値 (保守契約関係)</td> <td>定額法</td> <td>契約残存 年数による</td> </tr> <tr> <td>契約価値 (サブリース 契約関係)</td> <td>定額法</td> <td>契約残存 年数による</td> </tr> </tbody> </table> <p>(シンキ株式会社)</p> <table border="1" data-bbox="475 1545 935 1697"> <thead> <tr> <th></th> <th>償却方法</th> <th>償却期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商標価値</td> <td>定額法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (顧客関係)</td> <td>級数法</td> <td>10年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(新生フィナンシャル株式会社)</p> <table border="1" data-bbox="475 1787 935 1939"> <thead> <tr> <th></th> <th>償却方法</th> <th>償却期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商標価値</td> <td>定額法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (顧客関係)</td> <td>級数法</td> <td>10年</td> </tr> </tbody> </table>		償却方法	償却期間	商標価値	定額法	10年	商権価値 (顧客関係)	級数法	10年	商権価値 (加盟店関係)	級数法	20年		償却方法	償却期間	商標価値	定額法	10年	商権価値 (顧客関係)	級数法	20年	契約価値 (保守契約関係)	定額法	契約残存 年数による	契約価値 (サブリース 契約関係)	定額法	契約残存 年数による		償却方法	償却期間	商標価値	定額法	10年	商権価値 (顧客関係)	級数法	10年		償却方法	償却期間	商標価値	定額法	10年	商権価値 (顧客関係)	級数法	10年	<p>無形固定資産(借手側のリース資産を除く)</p> <p>無形固定資産のうち無形資産は、株式会社アプラスフィナンシャル、昭和リース株式会社、シンキ株式会社及び新生フィナンシャル株式会社並びにそれらの連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上されたものであり、償却方法及び償却期間は次のとおりであります。</p> <p>なお、株式会社アプラスフィナンシャル及びシンキ株式会社並びにそれらの連結子会社にかかる無形資産については、当連結会計年度末において全額減損処理しております。</p> <p>(株式会社アプラスフィナンシャル)</p> <table border="1" data-bbox="951 808 1410 1032"> <thead> <tr> <th></th> <th>償却方法</th> <th>償却期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商標価値</td> <td>定額法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (顧客関係)</td> <td>級数法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (加盟店関係)</td> <td>級数法</td> <td>20年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(昭和リース株式会社)</p> <table border="1" data-bbox="951 1104 1410 1361"> <thead> <tr> <th></th> <th>償却方法</th> <th>償却期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商標価値</td> <td>定額法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (顧客関係)</td> <td>級数法</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>契約価値 (サブリース 契約関係)</td> <td>定額法</td> <td>契約残存 年数による</td> </tr> </tbody> </table> <p>(シンキ株式会社)</p> <table border="1" data-bbox="951 1545 1410 1697"> <thead> <tr> <th></th> <th>償却方法</th> <th>償却期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商標価値</td> <td>定額法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (顧客関係)</td> <td>級数法</td> <td>10年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(新生フィナンシャル株式会社)</p> <table border="1" data-bbox="951 1787 1410 1939"> <thead> <tr> <th></th> <th>償却方法</th> <th>償却期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商標価値</td> <td>定額法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (顧客関係)</td> <td>級数法</td> <td>10年</td> </tr> </tbody> </table>		償却方法	償却期間	商標価値	定額法	10年	商権価値 (顧客関係)	級数法	10年	商権価値 (加盟店関係)	級数法	20年		償却方法	償却期間	商標価値	定額法	10年	商権価値 (顧客関係)	級数法	20年	契約価値 (サブリース 契約関係)	定額法	契約残存 年数による		償却方法	償却期間	商標価値	定額法	10年	商権価値 (顧客関係)	級数法	10年		償却方法	償却期間	商標価値	定額法	10年	商権価値 (顧客関係)	級数法	10年
	償却方法	償却期間																																																																																							
商標価値	定額法	10年																																																																																							
商権価値 (顧客関係)	級数法	10年																																																																																							
商権価値 (加盟店関係)	級数法	20年																																																																																							
	償却方法	償却期間																																																																																							
商標価値	定額法	10年																																																																																							
商権価値 (顧客関係)	級数法	20年																																																																																							
契約価値 (保守契約関係)	定額法	契約残存 年数による																																																																																							
契約価値 (サブリース 契約関係)	定額法	契約残存 年数による																																																																																							
	償却方法	償却期間																																																																																							
商標価値	定額法	10年																																																																																							
商権価値 (顧客関係)	級数法	10年																																																																																							
	償却方法	償却期間																																																																																							
商標価値	定額法	10年																																																																																							
商権価値 (顧客関係)	級数法	10年																																																																																							
	償却方法	償却期間																																																																																							
商標価値	定額法	10年																																																																																							
商権価値 (顧客関係)	級数法	10年																																																																																							
商権価値 (加盟店関係)	級数法	20年																																																																																							
	償却方法	償却期間																																																																																							
商標価値	定額法	10年																																																																																							
商権価値 (顧客関係)	級数法	20年																																																																																							
契約価値 (サブリース 契約関係)	定額法	契約残存 年数による																																																																																							
	償却方法	償却期間																																																																																							
商標価値	定額法	10年																																																																																							
商権価値 (顧客関係)	級数法	10年																																																																																							
	償却方法	償却期間																																																																																							
商標価値	定額法	10年																																																																																							
商権価値 (顧客関係)	級数法	10年																																																																																							

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	<p>また、のれん及び負ののれんの償却については、主として20年間で均等償却しております。但し、重要性の乏しいものについては、発生年度に一括償却しております。</p> <p>上記以外の無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年または8年）に基づいて償却しております。</p> <p>リース資産（借手側）            所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>	<p>また、のれん及び負ののれんの償却については、主として20年間で均等償却しております。但し、重要性の乏しいものについては、発生年度に一括償却しております。</p> <p>上記以外の無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年または8年）に基づいて償却しております。</p> <p>リース資産（借手側）            同 左</p>
	<p>(6) 繰延資産の処理方法            当行の繰延資産は、次のとおり処理しております。</p> <p>(イ) 社債発行費            社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。            また、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。</p> <p>(ロ) 債券発行費用            債券発行費用は債券繰延資産として計上し、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。</p> <p>連結子会社の創立費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。            また、連結子会社の社債発行費は、主としてその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。</p>	<p>(6) 繰延資産の処理方法            当行の繰延資産は、次のとおり処理しております。</p> <p>(イ) 社債発行費            同 左</p> <p>(ロ) 債券発行費用            同 左</p> <p>同 左</p>

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	<p>(7) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行及び国内信託銀行子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>当行では破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。</p>	<p>(7) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行及び国内信託銀行子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>当行では破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。</p>

	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産査定管理部門が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>国内信託銀行子会社以外の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、当行及び一部の連結子会社では破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は158,361百万円であります。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産査定管理部門が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>国内信託銀行子会社以外の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、当行及び一部の連結子会社では破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は198,293百万円であります。</p>
	<p>(8) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(8) 賞与引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>
	<p>(9) 役員賞与引当金の計上基準</p> <p>役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(9) 役員賞与引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>
	<p>(10) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p>	<p>(10) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p>



	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
	<p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を主としてそれぞれの発生年度から損益処理</p> <p>なお、当行の会計基準変更時差異（9,081百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。</p>	<p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を主としてそれぞれの発生年度から損益処理</p> <p>なお、当行の会計基準変更時差異（9,081百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。（会計方針の変更）</p> <p>当連結会計年度末から「『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号平成20年7月31日）を適用しております。</p> <p>なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。</p>
	<p>(11) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、一部の連結子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(11) 役員退職慰労引当金の計上基準 同 左</p>
	<p>(12) 利息返還損失引当金の計上基準</p> <p>連結子会社の利息返還損失引当金は、将来の利息返還の請求に伴う損失に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。</p> <p>なお、新生フィナンシャル株式会社を買収した際に当行がGEジャパン・ホールディングス株式会社（旧GEジャパン・ホールディングス合同会社）と締結した新生フィナンシャル株式譲渡契約において、買収後の新生フィナンシャル株式会社の過払利息返還額について、双方の負担割合を取り決めているため、新生フィナンシャル株式会社の利息返還損失引当金の算定に際しては、当該契約条項を勘案しております。</p>	<p>(12) 利息返還損失引当金の計上基準 同 左</p>
	<p>(13) 固定資産処分損失引当金の計上基準</p> <p>固定資産処分損失引当金は、将来移転を予定している当行及び一部の連結子会社の本店並びに当行目黒フィナンシャルセンターについて見込まれる原状回復費用等の額を、契約書等に基づき合理的に算出して計上しております。</p>	<p>(13) 固定資産処分損失引当金の計上基準</p> <p>固定資産処分損失引当金は、将来移転を予定している当行及び一部の連結子会社の本店並びに当行目黒フィナンシャルセンター等について見込まれる原状回復費用等の額を、契約書等に基づき合理的に算出して計上しております。</p>

	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
	<p>(14) 訴訟損失引当金の計上基準 訴訟損失引当金は、係争中の訴訟に係る損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。</p>	<p>(14) 訴訟損失引当金の計上基準 訴訟損失引当金は、係争中の訴訟に係る損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。 なお、当該引当金計上対象の訴訟は平成22年4月8日に和解により終結いたしました。和解により確定した支払債務は平成22年4月21日にその全額の支払を完了し、同日、当該引当金の全額を取り崩しております。これによる翌連結会計年度の損益への影響はありません。</p>
	<p>(15) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、国内証券連結子会社の金融商品取引責任準備金であり、証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項の定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>(15) 特別法上の引当金の計上基準 同左</p>
		<p>(16) 重要な収益及び費用の計上基準 (イ) 信販業務の収益計上方法 信販業務の収益の計上は、期日到来基準とし、主として次の方法によっております。 (アドオン方式契約) 総合・個品あっせん 7・8分法 信用保証(保証料契約 時一括受領) 7・8分法 信用保証(保証料分割 受領) 定額法 (残債方式契約) 総合・個品あっせん 残債方式 信用保証(保証料分 割受領) 残債方式 (注)計上方法の内容は次のとおりであります。 (1)7・8分法とは、手数料総額を分割回数で按分し、各返済期日到来の都度積数按分額を収益計上する方法であります。 (2)残債方式とは、元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、各返済期日の都度算出額を収益計上する方法であります。 (ロ) リース業務の収益の計上方法 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用については、リース期間中の各期に受け取るリース料を各期においてリース収益として計上し、当該金額からリース</p>

	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
		<p>期間中の各期に配分された利息相当額を差し引いた額をリース原価として処理しております。</p> <p>なお、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)適用初年度開始前に取引が開始した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、同会計基準適用初年度の前年度末(平成20年3月31日)における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の同会計基準適用初年度期首の価額として計上しております。これにより、リース取引を主たる事業とする連結子会社において、原則的な処理を行った場合に比べ、税金等調整前当期純損失は2,525百万円減少しております。</p> <p>(八) 消費者金融業務の収益の計上方法</p> <p>消費者金融専門の連結子会社の貸出金に係る未収利息については、利息制限法上限利率または約定利率のいずれか低い利率により計上しております。</p>
	<p>(17) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す非連結子会社株式及び関連会社株式を除き、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(17) 外貨建資産・負債の換算基準 同 左</p>
	<p>(18) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっております。</p> <p>「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号、以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております</p>	<p>(18) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっております。</p> <p>「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号、以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております</p>

	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
	<p>す。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、移行後の各連結会計年度において従来の基準に従い、ヘッジ手段の残存期間にわたり、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は4百万円（税効果額控除前）であります。</p> <p>一部の連結子会社のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは金利スワップの特例処理によっております。</p> <p>（口）為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは時価ヘッジによっております。</p> <p>「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号、以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証</p>	<p>す。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性を評価しております。</p> <p>一部の連結子会社のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは金利スワップの特例処理によっております。</p> <p>（口）為替変動リスク・ヘッジ 同 左</p>

	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
	<p>券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p> <p>(ハ) 連結会社間取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p>	<p>(ハ) 連結会社間取引等 同 左</p>
	<p>(19) 消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(19) 消費税等の会計処理 同 左</p>
		<p>(20) 連結納税制度の適用 当行及び一部の国内連結子会社は、当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。</p>
	<p>(21) その他連結財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>(イ) 連結納税制度の適用 当行及び一部の国内連結子会社は、当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。</p> <p>(ロ) 信販業務の収益計上方法 信販業務の収益の計上は、期日到来基準とし、主として次の方法によっております。</p> <p>(アドオン方式契約) 総合・個品あっせん 7・8分法 信用保証(保証料契約 時一括受領) 7・8分法 信用保証(保証料分割 受領) 定額法 (残債方式契約) 総合・個品あっせん 残債方式 信用保証(保証料分 割受領) 残債方式</p> <p>(注)計上方法の内容は次のとおりであります。</p>	

	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
	<p>(1)7・8分法とは、手数料総額を分割回数の積数で按分し、各返済期日到来の都度積数按分額を収益計上する方法であります。</p> <p>(2)残債方式とは、元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、各返済期日の都度算出額を収益計上する方法であります。</p> <p>(ハ)リース業務の収益の計上方法 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用については、リース期間中の各期に受け取るリース料を各期においてリース収益として計上し、当該金額からリース期間中の各期に配分された利息相当額を差し引いた額をリース原価として処理しております。</p> <p>(ニ)消費者金融業務の収益の計上方法 消費者金融専門連結子会社の貸出金に係る未収利息については、利息制限法上限利率または約定利率のいずれか低い利率により計上しております。</p>	
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同 左
6. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び無利息預け金であります。	同 左

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

<p>前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用し、通常の売買取引に準じた会計処理によっております。</p> <p>これによる連結損益計算書に与える影響は軽微であります。</p> <p>(借手側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。</p> <p>なお、平成20年3月31日以前に取引が開始した当該取引については、前連結会計年度末日における未経過リース料残高又は未経過リース料残高相当額(利息相当額控除後)を取得価額とし、当期首に取得したものとしてリース資産に計上しております。</p> <p>(貸手側)</p> <p>従来、「有形リース資産」及び「無形リース資産」に含めて表示していた所有権移転外ファイナンス・リース取引については、所有権移転ファイナンス・リース取引と合わせて、「リース債権及びリース投資資産」として表示しております。</p> <p>従来、連結キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローに「リース資産の取得・売却等による純支出」、「リース資産減価償却費」及び「リース資産処分損益(益)」として表示していたものについては、「リース債権及びリース投資資産の純増( )減」及び「その他」に含めて表示しております。</p> <p>また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用については、リース期間中の各期に受け取るリース料を各期においてリース収益として計上し、当該金額からリース期間中の各期に配分された利息相当額を差し引いた額をリース原価として処理しております。</p> <p>なお、平成20年3月31日以前に取引が開始した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前連結会計年度末日における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の当期首の価額として計上しております。これにより、リース取引を主たる事業とする連結子会社において、原則的な処理を行った場合に比べ、税金等調整前当期純損失は10,220百万円増加しております。</p>	

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い) 「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」 (実務対応報告第26号平成20年12月5日)が平成20年12月5日に公表されたことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用し、平成20年10月1日付で「その他有価証券」の一部を「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。これにより、従来の区分で保有した場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」はそれぞれ8,598百万円増加しております。なお、区分変更した債券の概要等については、「(有価証券関係)」の「6. 保有目的を変更した有価証券」に記載しております。</p>	
	<p>(金融商品に関する会計基準) 当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。 これにより、従来の方法に比べ、有価証券は7,248百万円減少、買入金銭債権は4,662百万円減少、繰延税金負債は606百万円減少、その他有価証券評価差額金は3,591百万円減少、貸倒引当金は12,753百万円減少し、経常損失及び税金等調整前当期純損失は、それぞれ5,041百万円減少しております。</p>

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(連結キャッシュ・フロー計算書関係) 従来、営業活動によるキャッシュ・フローに「固定資産処分損失引当金の増減額(は減少)」(当連結会計年度2,812百万円)及び「特別法上の引当金の増減額(は減少)」(同0百万円)として表示していたものについては、重要性が乏しいため、当連結会計年度から「その他の引当金の増減額(は減少)」に含めて表示しております。</p>	<p>(連結キャッシュ・フロー計算書関係) 従来、営業活動によるキャッシュ・フローに区分掲記していた「外国為替(負債)の純増減( )」(当連結会計年度13百万円)については、重要性が乏しいため、当連結会計年度から「外国為替(資産)の純増( )減」(同26,162百万円)と合わせ、「外国為替の純増( )減」として表示しております。 従来、投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めていた「無形固定資産(リース賃貸資産を除く)の取得による支出」(前連結会計年度 9,454百万円)については、重要性が増したため、当連結会計年度から区分掲記しております。また、従来区分掲記していた「有形固定資産(リース賃貸資産を除く)の売却による収入」(当連結会計年度332百万円)については、重要性が乏しいため、当連結会計年度から「その他」に含めて表示しております。</p>



【追加情報】

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)</p> <p>変動利付国債は、従来、市場価格をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」はそれぞれ3,230百万円増加しております。</p> <p>変動利付国債の合理的に算定された価額は、ブローカーから入手した理論価格としております。当該価格は、国債のフォワードカーブに基づいて算出した将来の各利払い及び償還時のキャッシュ・フローの現在価値(コンベクシティ調整後)と変動利付国債に係るゼロ・フロア・オプション価値の合計値であり、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。</p>	<p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)</p> <p>変動利付国債は、前連結会計年度末においては、市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、従来の市場価格に代えて合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、市場価格と理論価格が乖離した状態が1年以上継続しているため、市場価格を時価をみなすことが相当と判断し、当連結会計年度末においては、市場価格をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」はそれぞれ3,037百万円減少しております。</p>

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	当連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>1. 有価証券には非連結子会社及び関連会社の株式33,188百万円及び出資金5,150百万円を含んでおります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は76,017百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは54,083百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は39,549百万円、延滞債権額は178,540百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額は766百万円、延滞債権額は4,318百万円であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は5,917百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、3カ月以上延滞債権は1,030百万円であります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は59,669百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、貸出条件緩和債権は9,437百万円あります。</p>	<p>1. 有価証券には非連結子会社及び関連会社の株式36,599百万円及び出資金4,277百万円を含んでおります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは36,301百万円あります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は21,526百万円、延滞債権額は346,705百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額は1,043百万円、延滞債権額は4,154百万円あります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は2,739百万円あります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、3カ月以上延滞債権は919百万円あります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は61,369百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、貸出条件緩和債権は3,464百万円あります。</p>

前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	当連結会計年度末 (平成22年3月31日)																																																																								
<p>6. 貸出金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は283,677百万円であります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は15,552百万円であります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,276百万円であります。</p> <p>8. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金元本の当連結会計年度末残高の総額は50,839百万円であります。</p> <p>原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、78,450百万円であります。</p> <p>9. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 40px;">現金預け金</td><td style="text-align: right;">783百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">買入金銭債権</td><td style="text-align: right;">47,380百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">特定取引資産</td><td style="text-align: right;">15,669百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">有価証券</td><td style="text-align: right;">964,554百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">貸出金</td><td style="text-align: right;">438,946百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">リース債権及びリース投資</td><td style="text-align: right;">20,034百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">資産</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">その他資産</td><td style="text-align: right;">842百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">建物</td><td style="text-align: right;">816百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">土地</td><td style="text-align: right;">581百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">担保資産に対応する債務</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">預金</td><td style="text-align: right;">988百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">コールマネー及び売渡手形</td><td style="text-align: right;">250,000百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">売現先勘定</td><td style="text-align: right;">53,805百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">債券貸借取引受入担保金</td><td style="text-align: right;">569,205百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">コマーシャル・ペーパー</td><td style="text-align: right;">198百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">借入金</td><td style="text-align: right;">225,754百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">社債</td><td style="text-align: right;">9,868百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">その他負債</td><td style="text-align: right;">24百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">支払承諾</td><td style="text-align: right;">909百万円</td></tr> </table>	現金預け金	783百万円	買入金銭債権	47,380百万円	特定取引資産	15,669百万円	有価証券	964,554百万円	貸出金	438,946百万円	リース債権及びリース投資	20,034百万円	資産		その他資産	842百万円	建物	816百万円	土地	581百万円	担保資産に対応する債務		預金	988百万円	コールマネー及び売渡手形	250,000百万円	売現先勘定	53,805百万円	債券貸借取引受入担保金	569,205百万円	コマーシャル・ペーパー	198百万円	借入金	225,754百万円	社債	9,868百万円	その他負債	24百万円	支払承諾	909百万円	<p>6. 貸出金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は432,340百万円であります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は9,582百万円であります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は5,937百万円であります。</p> <p>8. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金元本の当連結会計年度末残高の総額は40,254百万円であります。</p> <p>原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、33,357百万円であります。</p> <p>9. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 40px;">現金預け金</td><td style="text-align: right;">876百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">有価証券</td><td style="text-align: right;">1,499,840百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">貸出金</td><td style="text-align: right;">293,388百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">リース債権及びリース投資</td><td style="text-align: right;">55,515百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">資産</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">その他資産</td><td style="text-align: right;">436百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">建物</td><td style="text-align: right;">765百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">土地</td><td style="text-align: right;">1,121百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">担保資産に対応する債務</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">預金</td><td style="text-align: right;">790百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">コールマネー及び売渡手形</td><td style="text-align: right;">310,000百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">売現先勘定</td><td style="text-align: right;">8,430百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">債券貸借取引受入担保金</td><td style="text-align: right;">548,479百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">借入金</td><td style="text-align: right;">708,999百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">その他負債</td><td style="text-align: right;">24百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">支払承諾</td><td style="text-align: right;">920百万円</td></tr> </table>	現金預け金	876百万円	有価証券	1,499,840百万円	貸出金	293,388百万円	リース債権及びリース投資	55,515百万円	資産		その他資産	436百万円	建物	765百万円	土地	1,121百万円	担保資産に対応する債務		預金	790百万円	コールマネー及び売渡手形	310,000百万円	売現先勘定	8,430百万円	債券貸借取引受入担保金	548,479百万円	借入金	708,999百万円	その他負債	24百万円	支払承諾	920百万円
現金預け金	783百万円																																																																								
買入金銭債権	47,380百万円																																																																								
特定取引資産	15,669百万円																																																																								
有価証券	964,554百万円																																																																								
貸出金	438,946百万円																																																																								
リース債権及びリース投資	20,034百万円																																																																								
資産																																																																									
その他資産	842百万円																																																																								
建物	816百万円																																																																								
土地	581百万円																																																																								
担保資産に対応する債務																																																																									
預金	988百万円																																																																								
コールマネー及び売渡手形	250,000百万円																																																																								
売現先勘定	53,805百万円																																																																								
債券貸借取引受入担保金	569,205百万円																																																																								
コマーシャル・ペーパー	198百万円																																																																								
借入金	225,754百万円																																																																								
社債	9,868百万円																																																																								
その他負債	24百万円																																																																								
支払承諾	909百万円																																																																								
現金預け金	876百万円																																																																								
有価証券	1,499,840百万円																																																																								
貸出金	293,388百万円																																																																								
リース債権及びリース投資	55,515百万円																																																																								
資産																																																																									
その他資産	436百万円																																																																								
建物	765百万円																																																																								
土地	1,121百万円																																																																								
担保資産に対応する債務																																																																									
預金	790百万円																																																																								
コールマネー及び売渡手形	310,000百万円																																																																								
売現先勘定	8,430百万円																																																																								
債券貸借取引受入担保金	548,479百万円																																																																								
借入金	708,999百万円																																																																								
その他負債	24百万円																																																																								
支払承諾	920百万円																																																																								

前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	当連結会計年度末 (平成22年3月31日)												
<p>上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券215,813百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は1,339百万円、保証金は24,308百万円、デリバティブ取引の差入担保金は6,865百万円であります。</p> <p>10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、5,596,451百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが5,343,168百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>11. その他資産には、割賦売掛金404,702百万円が含まれております。</p> <p>12. 有形固定資産の減価償却累計額 96,408百万円</p> <p>13. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,320百万円</p> <p style="text-align: center;">(当連結会計年度圧縮記帳額 - 百万円)</p> <p>14. 「有形リース資産」及び「無形リース資産」は、貸手側のオペレーティング・リース取引に係るリース資産等であります。</p> <p>15. のれん及び負ののれんは相殺して無形固定資産ののれんとして表示しております。</p> <p>相殺前の金額は、次のとおりであります。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">のれん</td> <td style="text-align: right;">139,708百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td style="text-align: right;">6,756百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">132,952百万円</td> </tr> </table> <p>16. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金102,000百万円が含まれております。</p> <p>17. 社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債196,278百万円が含まれております。</p> <p>18. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は64,362百万円であります。</p>	のれん	139,708百万円	負ののれん	6,756百万円	差引額	132,952百万円	<p>上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券231,818百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は227百万円、保証金は19,397百万円、デリバティブ取引の差入担保金は13,776百万円であります。</p> <p>10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、5,306,934百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが5,113,865百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>11. その他資産には、割賦売掛金347,845百万円が含まれております。</p> <p>12. 有形固定資産の減価償却累計額 68,139百万円</p> <p>13. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,315百万円</p> <p style="text-align: center;">(当連結会計年度圧縮記帳額 - 百万円)</p> <p>14. 「有形リース資産」及び「無形リース資産」は、貸手側のオペレーティング・リース取引に係るリース資産等であります。</p> <p>15. のれん及び負ののれんは相殺して無形固定資産ののれんとして表示しております。</p> <p>相殺前の金額は、次のとおりであります。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">のれん</td> <td style="text-align: right;">64,193百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td style="text-align: right;">6,349百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">57,844百万円</td> </tr> </table> <p>16. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金102,000百万円が含まれております。</p> <p>17. 社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債162,965百万円が含まれております。</p> <p>18. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は48,283百万円であります。</p>	のれん	64,193百万円	負ののれん	6,349百万円	差引額	57,844百万円
のれん	139,708百万円												
負ののれん	6,756百万円												
差引額	132,952百万円												
のれん	64,193百万円												
負ののれん	6,349百万円												
差引額	57,844百万円												

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)																	
<p>1. その他業務収益には、リース収入134,594百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他経常収益には、金銭の信託運用益15,414百万円を含んでおります。</p> <p>3. その他業務費用には、リース原価118,021百万円を含んでおります。</p> <p>4. その他の経常費用には、株式等償却12,762百万円、金銭の信託運用損10,279百万円及び利息返還損失引当金繰入額15,029百万円を含んでおります。</p> <p>5. その他の特別利益には、子会社株式売却益8,226百万円を含んでおります。</p> <p>6. 特別損失ののれん償却額は、株式会社アプラスに対する投資にかかるものであります。 「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」(日本公認会計士協会平成19年3月29日会計制度委員会報告第7号)第32項の規定に基づき、のれんを償却したものであります。</p> <p>8. その他の減損損失には、新生フィナンシャル株式会社の以下の資産グループに係る減損損失を含んでおります。</p>	<p>1. その他業務収益には、リース収入109,836百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他経常収益には、金銭の信託運用益6,283百万円を含んでおります。</p> <p>3. その他業務費用には、リース原価93,868百万円を含んでおります。</p> <p>4. その他の経常費用には、貸出金償却18,448百万円、金銭の信託運用損14,455百万円及び利息返還損失引当金繰入額29,656百万円を含んでおります。</p> <p>7. のれん減損損失及び無形資産減損損失は、株式会社アプラスフィナンシャル及びその連結子会社に対する投資にかかるのれん減損損失61,538百万円及び無形資産減損損失7,638百万円並びにシンキ株式会社に対する投資にかかる無形資産減損損失4,219百万円であり、 両社が営むコンシューマーファイナンス事業は、過払利息の返還請求の高止まりや、平成22年度の改正貸金業法の完全施行等の厳しいビジネス環境の影響から収益性が低下したため、のれん及び無形資産について両社グループの営む事業をそれぞれ一つのグルーピング単位として減損処理を行っております。両社グループの回収可能価額については、割引キャッシュ・フロー(DCF)方式を採用し、株式会社アプラスフィナンシャルは向こう5年間のキャッシュ・フロー予測と長期成長率を0.0%と仮定した継続価値の合計額に割引率13.0%、シンキ株式会社は向こう5年間のキャッシュ・フロー予測の合計額に割引率20.0%を適用して算定した使用価値として算定しており、その結果、両社グループに対する投資にかかるのれん及び無形資産の全額を減損損失として計上しております。</p> <p>8. その他の減損損失には、シンキ株式会社における固定資産の減損損失1,283百万円を含んでおります。シンキ株式会社が所有する事業用資産のうち、市場価格の著しい下落が認められた遊休資産やIT統合により将来の使用が見込まれない除却予定の資産などについて帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。その固定資産の種類ごとの減損損失の内訳は、土地104百万円、その他の有形固定資産81百万円、ソフトウェア1,097百万円であり、なお、回収可能価額は、主として正味売却価額により評価しております。</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">パーソナル事業部、モーゲージ事業部、カード事業部</td> <td rowspan="2">支店、営業所及びATMコーナー用建物・設備</td> <td>建物</td> <td>438</td> </tr> <tr> <td>その他の有形固定資産</td> <td>198</td> </tr> <tr> <td>貸付・回収管理システム</td> <td>ソフトウェア</td> <td>709</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>1,346</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	金額 (百万円)	パーソナル事業部、モーゲージ事業部、カード事業部	支店、営業所及びATMコーナー用建物・設備	建物	438	その他の有形固定資産	198	貸付・回収管理システム	ソフトウェア	709	計			1,346	
場所	用途	種類	金額 (百万円)															
パーソナル事業部、モーゲージ事業部、カード事業部	支店、営業所及びATMコーナー用建物・設備	建物	438															
		その他の有形固定資産	198															
	貸付・回収管理システム	ソフトウェア	709															
計			1,346															

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>                             新生フィナンシャル株式会社は、管理会計上の区分を考慮して資産グループを決定しております。                              パーソナル事業部及びモーゲージ事業部については、営業環境等を総合的に勘案した結果、一部店舗の廃店もしくは有人店舗の無人化を決定したため、当該対象資産について、回収可能価額まで減損処理しております。                              なお、当該廃店等の対象となっている資産の回収可能価額は主として使用価値により測定しておりますが、予想される使用期間が極めて短期であることから割引計算を行っておりません。カード事業部については、当該資産グループ全体の営業損益が継続してマイナスとなっているため、当該資産グループの回収可能価額をゼロとして、帳簿価額全額を減損処理しております。                              9. その他の特別損失には、新生フィナンシャル株式会社における事業再構築費用として割増退職金9,271百万円、その他の費用3,272百万円を含んでおります。                         </p>	

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度増 加株式数	当連結会計年度減 少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,060,346	-	-	2,060,346	
合計	2,060,346	-	-	2,060,346	
自己株式					
普通株式	96,436	4	13	96,427	
合計	96,436	4	13	96,427	

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権は、すべて当行のストック・オプションとしての新株予約権であります。

3. 配当に関する事項

当行の配当については、次のとおりであります。

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月14日 取締役会	普通株式	5,773	2.94	平成20年3月31日	平成20年6月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの  
該当ありません。

当連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度増 加株式数	当連結会計年度減 少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,060,346	-	-	2,060,346	
合計	2,060,346	-	-	2,060,346	
自己株式					
普通株式	96,427	0	-	96,427	
合計	96,427	0	-	96,427	

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権は、すべて当行のストック・オプションとしての新株予約権であります。

3. 配当に関する事項

当行の配当については、次のとおりであります。

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

該当ありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの  
該当ありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																												
<p>1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成21年3月31日現在</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">605,089百万円</td> </tr> <tr> <td>有利息預け金</td> <td style="text-align: right;">121,829百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">483,259百万円</td> </tr> </table> <p>2. 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳</p> <p>株式の取得により新たに新生フィナンシャル株式会社及びその子会社(以下「新生フィナンシャル」)を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の主な内訳並びに新生フィナンシャル株式等の取得価額と新生フィナンシャル取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">資産</td> <td style="text-align: right;">826,923百万円</td> </tr> <tr> <td>(うち貸出金)</td> <td style="text-align: right;">696,655百万円)</td> </tr> <tr> <td>負債</td> <td style="text-align: right;">265,288百万円</td> </tr> <tr> <td>(うち利息返還損失引当金)</td> <td style="text-align: right;">222,936百万円)</td> </tr> <tr> <td>のれん</td> <td style="text-align: right;">36,066百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">新生フィナンシャル株式等の取得価額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">597,701百万円</td> </tr> <tr> <td>新生フィナンシャルの現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">25,218百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引: 新生フィナンシャル取得のための支出</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">572,482百万円</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	605,089百万円	有利息預け金	121,829百万円	現金及び現金同等物	483,259百万円	資産	826,923百万円	(うち貸出金)	696,655百万円)	負債	265,288百万円	(うち利息返還損失引当金)	222,936百万円)	のれん	36,066百万円	新生フィナンシャル株式等の取得価額	597,701百万円	新生フィナンシャルの現金及び現金同等物	25,218百万円	差引: 新生フィナンシャル取得のための支出	572,482百万円	<p>1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成22年3月31日現在</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">493,141百万円</td> </tr> <tr> <td>有利息預け金</td> <td style="text-align: right;">158,903百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">334,238百万円</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	493,141百万円	有利息預け金	158,903百万円	現金及び現金同等物	334,238百万円
現金預け金勘定	605,089百万円																												
有利息預け金	121,829百万円																												
現金及び現金同等物	483,259百万円																												
資産	826,923百万円																												
(うち貸出金)	696,655百万円)																												
負債	265,288百万円																												
(うち利息返還損失引当金)	222,936百万円)																												
のれん	36,066百万円																												
新生フィナンシャル株式等の取得価額	597,701百万円																												
新生フィナンシャルの現金及び現金同等物	25,218百万円																												
差引: 新生フィナンシャル取得のための支出	572,482百万円																												
現金預け金勘定	493,141百万円																												
有利息預け金	158,903百万円																												
現金及び現金同等物	334,238百万円																												



(リース取引関係)

前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)																																																																
<p>1. ファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容</p> <p>(ア) 有形固定資産 主として工具、器具及び備品であります。</p> <p>(イ) 無形固定資産 ソフトウェアであります。 リース資産の減価償却の方法 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 「4. 会計処理基準に関する事項」の「(5)減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>(貸手側)</p> <p>(1) リース投資資産の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>リース料債権部分</td> <td style="text-align: right;">247,887百万円</td> </tr> <tr> <td>見積残存価額部分</td> <td style="text-align: right;">10,539百万円</td> </tr> <tr> <td>受取利息相当額</td> <td style="text-align: right;">38,647百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">リース投資資産</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">219,778百万円</td> </tr> </table> <p>(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の回収予定額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">リース債権に係るリース料債権部分 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1年内</td><td style="text-align: right;">2,910</td><td style="text-align: right;">90,361</td></tr> <tr><td>1年超2年内</td><td style="text-align: right;">2,751</td><td style="text-align: right;">67,493</td></tr> <tr><td>2年超3年内</td><td style="text-align: right;">3,265</td><td style="text-align: right;">43,491</td></tr> <tr><td>3年超4年内</td><td style="text-align: right;">2,070</td><td style="text-align: right;">25,653</td></tr> <tr><td>4年超5年内</td><td style="text-align: right;">1,993</td><td style="text-align: right;">10,420</td></tr> <tr><td>5年超</td><td style="text-align: right;">975</td><td style="text-align: right;">10,466</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">13,966</td><td style="text-align: right;">247,887</td></tr> </tbody> </table>	リース料債権部分	247,887百万円	見積残存価額部分	10,539百万円	受取利息相当額	38,647百万円	リース投資資産	219,778百万円		リース債権に係るリース料債権部分 (百万円)	リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)	1年内	2,910	90,361	1年超2年内	2,751	67,493	2年超3年内	3,265	43,491	3年超4年内	2,070	25,653	4年超5年内	1,993	10,420	5年超	975	10,466	合計	13,966	247,887	<p>1. ファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容</p> <p>(ア) 有形固定資産 主として建物、工具、器具及び備品であります。</p> <p>(イ) 無形固定資産 同左 リース資産の減価償却の方法 同左</p> <p>(貸手側)</p> <p>(1) リース投資資産の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>リース料債権部分</td> <td style="text-align: right;">213,254百万円</td> </tr> <tr> <td>見積残存価額部分</td> <td style="text-align: right;">9,512百万円</td> </tr> <tr> <td>受取利息相当額</td> <td style="text-align: right;">29,284百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">リース投資資産</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">193,481百万円</td> </tr> </table> <p>(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の回収予定額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">リース債権に係るリース料債権部分 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1年内</td><td style="text-align: right;">5,057</td><td style="text-align: right;">78,765</td></tr> <tr><td>1年超2年内</td><td style="text-align: right;">5,516</td><td style="text-align: right;">55,434</td></tr> <tr><td>2年超3年内</td><td style="text-align: right;">4,110</td><td style="text-align: right;">37,278</td></tr> <tr><td>3年超4年内</td><td style="text-align: right;">3,896</td><td style="text-align: right;">20,305</td></tr> <tr><td>4年超5年内</td><td style="text-align: right;">1,969</td><td style="text-align: right;">9,199</td></tr> <tr><td>5年超</td><td style="text-align: right;">1,511</td><td style="text-align: right;">12,270</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">22,062</td><td style="text-align: right;">213,254</td></tr> </tbody> </table>	リース料債権部分	213,254百万円	見積残存価額部分	9,512百万円	受取利息相当額	29,284百万円	リース投資資産	193,481百万円		リース債権に係るリース料債権部分 (百万円)	リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)	1年内	5,057	78,765	1年超2年内	5,516	55,434	2年超3年内	4,110	37,278	3年超4年内	3,896	20,305	4年超5年内	1,969	9,199	5年超	1,511	12,270	合計	22,062	213,254
リース料債権部分	247,887百万円																																																																
見積残存価額部分	10,539百万円																																																																
受取利息相当額	38,647百万円																																																																
リース投資資産	219,778百万円																																																																
	リース債権に係るリース料債権部分 (百万円)	リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)																																																															
1年内	2,910	90,361																																																															
1年超2年内	2,751	67,493																																																															
2年超3年内	3,265	43,491																																																															
3年超4年内	2,070	25,653																																																															
4年超5年内	1,993	10,420																																																															
5年超	975	10,466																																																															
合計	13,966	247,887																																																															
リース料債権部分	213,254百万円																																																																
見積残存価額部分	9,512百万円																																																																
受取利息相当額	29,284百万円																																																																
リース投資資産	193,481百万円																																																																
	リース債権に係るリース料債権部分 (百万円)	リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)																																																															
1年内	5,057	78,765																																																															
1年超2年内	5,516	55,434																																																															
2年超3年内	4,110	37,278																																																															
3年超4年内	3,896	20,305																																																															
4年超5年内	1,969	9,199																																																															
5年超	1,511	12,270																																																															
合計	22,062	213,254																																																															
<p>2. オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <p>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">5,193百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">4,056百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">9,250百万円</td> </tr> </table> <p>(貸手側)</p> <p>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">2,933百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">10,136百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">13,069百万円</td> </tr> </table>	1年内	5,193百万円	1年超	4,056百万円	合計	9,250百万円	1年内	2,933百万円	1年超	10,136百万円	合計	13,069百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <p>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">5,060百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">4,861百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">9,921百万円</td> </tr> </table> <p>(貸手側)</p> <p>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">5,603百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">11,515百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">17,118百万円</td> </tr> </table>	1年内	5,060百万円	1年超	4,861百万円	合計	9,921百万円	1年内	5,603百万円	1年超	11,515百万円	合計	17,118百万円																																								
1年内	5,193百万円																																																																
1年超	4,056百万円																																																																
合計	9,250百万円																																																																
1年内	2,933百万円																																																																
1年超	10,136百万円																																																																
合計	13,069百万円																																																																
1年内	5,060百万円																																																																
1年超	4,861百万円																																																																
合計	9,921百万円																																																																
1年内	5,603百万円																																																																
1年超	11,515百万円																																																																
合計	17,118百万円																																																																

(金融商品関係)

当連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、当行、子会社及び関連会社で構成され、銀行業務を中心に、証券業務、信託業務のほかコンシューマーファイナンス業務及びコマースファイナンス業務など総合的な金融サービスに係る事業を行っております。

これらの事業を行うにあたり、長期的かつ安定的な調達として、リテール顧客の預金による調達に重点をおくとともに、債券発行等による調達コストの効率化、貸出金その他の資産の流動化等による調達の分散化も図っております。子会社及び関連会社においては、他の金融機関からの間接金融による調達も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産については以下のようなリスクに晒されております。

(貸出金)

主に国内の法人顧客やリテールファイナンス業務における個人顧客に対する営業貸付金であり、顧客の契約上の債務不履行によって損失がもたらされる信用リスク及び金利リスクに晒されております。

(有価証券)

主に債券、株式のほか、外国証券、組合等出資金に対する投資であり、金利リスク、為替リスク、債券及び株式市場の価格変動リスク等による影響を受けるほか、さらに、発行体の信用格付の格下げもしくはデフォルト等による信用リスクに晒されております。

(買入金銭債権、金銭の信託)

当行のクレジットトレーディングや証券化業務における、住宅ローン、不良債権、売掛債権等の多様な金融資産に対する投資であり、最終的にはこれを回収、売却もしくは証券化することを目的としています。これらの金融資産から得られる収益が予想より少ない場合には当行グループの損益及び財政面に悪影響を与える可能性があります。また、当行グループが取得できる、これらの金融資産の市場規模及び価格の変動によって投資活動の結果が大きく変動するリスクがあります。

(リース債権及びリース投資資産、割賦売掛金)

連結子会社の保有するリース債権及びリース投資資産並びに割賦売掛金は、貸出金と同様、顧客の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

平成22年3月31日現在、当行グループの有する貸出金に係る債務者のうち、連結ベースで金融・保険業分野の占める割合は約21%であります。また、不動産業分野の占める割合は約17%であります。そのうち7割程度はノンリコースローンであります。

当行の信用リスク管理においては、ポートフォリオベースで、業種、格付、特定顧客・グループ等のセグメント別リスクの分散状況をモニターしております。当行の集中管理フレームワークは、業種集中ガイドライン及び債務者グループ集中ガイドラインから構成され、ガイドラインを上回った場合に、レビューと対策が講じられます。

また、当行では、定期預金を重要な資産負債管理手段として活用することで、資金調達における年限の多様化、及び再調達期日の分散化に努めております。また、インターバンクの資金調達だけに頼らずに、コアとなるリテール預金や法人預金及び資本によって、資金調達を賄うことを目標としております。

(デリバティブ取引)

当行グループの行っているデリバティブ取引は以下のとおりであり、顧客のニーズに対応した商品提供のための対顧客取引及びそのカバー取引、自己勘定による収益極大化を目的とする取引、ALM目的、ヘッジ取引等のために行っております。

金利関連	金利スワップ、金利先物、金利オプション、金利スワップション
通貨関連	通貨スワップ、為替予約、通貨オプション
株式関連	株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション等
債券関連	債券先物
クレジットデリバティブ関連	クレジット・デフォルト・オプション

デリバティブ取引に係るリスクのうち、特に管理に留意すべきリスクは市場リスク、信用リスク、流動性リスクであります。

市場リスク 取引対象商品の市場価格の変動と、デリバティブ取引固有のボラティリティー等の変動によって損失を被るリスク

信用リスク 取引の相手方が倒産等により当初定めた契約条件の履行が不可能となった場合に損失を被るリスク

流動性リスク 所有する金融商品について、ポジションをクローズする場合に追加的にコストが生じるリスク

また、デリバティブ取引によるリスクの削減効果をより適切に連結財務諸表に反映するために、当行の資産・負債について、金利スワップ及び通貨スワップ等をヘッジ手段とするヘッジ会計を適用しております。

ヘッジ会計においては、「金融商品に関する会計基準」等に定められた要件に基づき、ヘッジの有効性の評価を行っております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### 信用リスクの管理

当行の信用リスク管理では、リスクに対する十分なリターンを確保し、特定の業種または特定の債務者への過度の集中を避け、クレジットポートフォリオについて最悪のシナリオに基づく潜在的な損失を認識しつつ管理することに重点を置いております。具体的な指針につきましては「クレジットリスクポリシー」、「クレジットプロシージャー」及び各種手続体系に定めており、個別案件の信用リスク管理とポートフォリオベースの信用リスク管理に大別されます。

個別案件については、案件と信額、取引先のグループ企業に対する総と信額及び格付等により、決裁権限レベルを定めており、営業推進部門とリスク管理部門の一致によってのみ決裁され、リスク管理部門に拒否権がある体系となっております。

ポートフォリオベースでは、業種や格付においてリスクが分散されるように、ポートフォリオリスク統轄部が業種、格付、特定顧客・グループなどのセグメント別のリスクの分散状況及びポートフォリオを構成する取引先の格付変動要因をモニターするとともに、四半期ベースでリスクポリシー委員会に対して包括的な報告を行っております。

与信案件の信用リスクについては、信用ランク別デフォルト率やデフォルト時損失率、期待損失率、案件格付に基づき、計量化しています。取引相手の信用リスクを削減するために、担保・保証等による保全を行っております。これらは年1回以上の頻度で評価の見直しを行っております。

また、デリバティブ取引などの市場取引に伴う信用リスクについては、公正価値と将来の価値変動の推定をベースとして管理しております。

#### 市場リスクの管理

市場リスクは、債券価格・外国為替レート・金利・株価・クレジットスプレッドなどが変動することで金融商品の価値に影響を与え、損失が発生するリスクを指し、当行では、オフ・バランス取引を含むすべての資産・負債をトレーディング勘定及びバンキング勘定に分類し、ALM委員会で資産・負債管理に係るすべての市場リスク管理のレビュー及び意思決定を行っております。

金利感応度を有するバンキング勘定の資産・負債の金利リスク管理は、「資産負債総合管理ポリシー」に基づき運営されております。

トレーディング及び資産・負債管理のためのバリュー・アット・リスク（「VaR」）などのリスク限度枠はALM委員会により承認されます。ALM委員会の下位組織である市場リスク管理委員会が週次で、市場リスク管理部から報告される市場リスク及び流動性について詳細なレビューを行っております。市場リスク管理部は、トレーディング及びバンキング勘定における市場リスクを適時に認識、モニタリング及び報告する責任を負い、経営層、管理部署及びフロントオフィスに対して、リスク情報の報告に加え、定期的なリスク分析及び提案を行っております。通常のバンキング業務運営に起因するバランスシートの市場リスクは、グループ財務部が管理を行い、トレーディング業務に起因するより能動的な市場リスク管理は、キャピタルマーケット部が行います。

当行では市場リスクを日次で定量化し、市場状況に応じてリスク調整を行うことでリスク管理を行っております。

#### 流動性リスクの管理

資金流動性リスクについての経営層によるレビュー及び意思決定機関であるALM委員会は、短期流動性ギャップ限度枠及び最低資金流動性準備額を設定することにより、流動性リスクを管理しております。

「資金流動性管理ポリシー」に基づき、複数の流動性計測を行い、緊急時等において予測される資金ネット流出額累計値を上回る流動性準備額を確保する態勢としています。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注２）参照。また、重要性の乏しい科目等は次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額 (は損)
(1) 現金預け金	493,141	493,141	-
(2) コールローン及び買入手形	19,129	19,129	-
(3) 債券貸借取引支払保証金	2,801	2,801	-
(4) 買入金銭債権			
売買目的の買入金銭債権	157,915	157,915	-
その他の買入金銭債権（*2）	93,750	93,817	67
(5) 特定取引資産			
売買目的有価証券	24,177	24,177	-
(6) 金銭の信託	292,227	292,300	72
(7) 有価証券			
売買目的有価証券	2,939	2,939	-
満期保有目的の債券	479,542	487,714	8,171
その他有価証券	2,617,552	2,617,552	-
(8) 貸出金（*1）	5,163,763		
貸倒引当金	142,817		
	5,020,945	5,215,953	195,008
(9) リース債権及びリース投資資産（*2）	208,729	213,735	5,006
(10) その他資産			
割賦売掛金	347,845		
割賦利益繰延	11,923		
貸倒引当金	11,485		
	324,436	348,209	23,773
資産計	9,737,288	9,969,388	232,099
(1) 預金	6,190,477	6,286,732	96,254
(2) 譲渡性預金	284,909	285,029	120
(3) 債券	483,713	487,061	3,347
(4) コールマネー及び売渡手形	310,487	310,487	-
(5) 売現先勘定	8,430	8,430	-
(6) 債券貸借取引受入担保金	548,479	548,479	-
(7) 借入金	1,186,837	1,181,436	5,401
(8) 社債	188,278	168,909	19,368
負債計	9,201,614	9,276,565	74,951
デリバティブ取引（*3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	3,375	3,375	-
ヘッジ会計が適用されているもの	38,324	38,324	-
デリバティブ取引計	34,948	34,948	-

(単位：百万円)

	契約額等	時価
その他 債務保証契約(*4)	623,786	4,571

(\*1) 貸出金のうち、連結子会社が保有する消費者金融債権(758,156百万円)について、将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、70,088百万円の利息返還損失引当金を計上しております。

(\*2) 買入金銭債権並びにリース債権及びリース投資資産に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(\*3) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブによって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、で表示しております。

(\*4) 債務保証契約の「契約額等」は、「支払承諾」の連結貸借対照表計上額を記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

#### 資産

##### (1)現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間が短期間(6ヶ月以内)であるものがほとんどを占め、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

##### (2)コールローン及び買入手形、及び(3)債券貸借取引支払保証金

これらは、約定期間が短期間(3ヶ月以内)であるものがほとんどを占め、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

##### (4)買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格又は割引現在価値によって算定した価格によっております。

##### (5)特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

##### (6)金銭の信託

金銭の信託については、信託財産の構成物である資産の内容により、割引現在価値等によって算定した価格を時価としております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「(金銭の信託関係)」に記載しております。

##### (7)有価証券

株式は取引所の価格によっております。債券は取引所の価格、取引金融機関から提示された価格、割引現在価値によって算定した価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

##### (8)貸出金

貸出金のうち、固定金利によるものは約定キャッシュ・フローを、変動金利によるものは連結決算日時点のフォワードレートに基づいた見積りキャッシュ・フローを、リスクフリーレートに内部格付に対応したCDSスプレッド等(担保考慮後)の信用リスクを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、住宅ローンは、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、消費者金融債権は、商品種類や対象顧客に基づく類似のキャッシュ・フローを生み出すと考えられる単位ごとに、期待損失率を反映した見積りキャッシュ・フローを、リスクフリーレートに一定の経費率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、キャッシュ・フロー見積法又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

##### (9)リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産は、リース対象資産の商品分類等に基づく単位ごとに、主として約定キャッシュ・フローを、リスクフリーレートに信用リスク及び一定の経費率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

##### (10)割賦売掛金

割賦売掛金については、商品種類に基づく単位ごとに、主として期限前返済による影響を反映した見積りキャッシュ・フローを、リスクフリーレートに信用リスク及び一定の経費率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

## 負債

### (1)預金、及び(2)譲渡性預金

当座預金、普通預金など預入期間の定めがない要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、その他の預金で預入期間があっても短期間（6ヶ月以内）のものは、時価が帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

定期預金の時価は、満期までの約定キャッシュ・フローを、同様の預金を新規に受け入れる際に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。

### (3)債券、及び(8)社債

公募による社債で市場価格の存在するものについては、当該市場価格を時価としております。

市場価格のないMTNプログラムによる社債又は債券の時価については、見積りキャッシュ・フローを直近3ヶ月の法人預金及び金融債による実績調達金利の平均値に基づいた利率によって、また個人向け金融債（財形、リッチョー）については、直近月発行の調達実績利率によって割り引いて時価を算定しております。

期限前償還コールオプション、ステップアップ条項の付いた劣後債については、期限前償還の可能性を考慮した見積りキャッシュ・フローを、見積り期間に対応したリスクフリーレートに当行のCDSスプレッドを加味した利率によって割り引いて時価を算定しております。

### (4)コールマネー及び売渡手形、(5)売現先勘定並びに(6)債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間（3ヶ月以内）であるものがほとんどを占め、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (7)借入金

借入金のうち、固定金利によるものは約定キャッシュ・フロー（金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を、変動金利によるものは連結決算日時点のフォワードレートに基づいた見積りキャッシュ・フローを、各社の信用リスクを反映した調達金利により割り引いて時価を算定しております。

期限前償還コールオプション、ステップアップ条項の付いた劣後借入金については、期限前償還の可能性を考慮した見積りキャッシュ・フローを、見積り期間に対応したリスクフリーレートに当行のCDSスプレッドを加味した利率によって割り引いて時価を算定しております。

## デリバティブ取引

デリバティブ取引は、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定した価額によっております。

## その他

### 債務保証契約

契約上の保証料の将来キャッシュ・フローと同様の新規契約を実行した場合に想定される保証料の将来キャッシュ・フローとの差額をリスクフリーレートで割り引いて算定した現在価値を時価としております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（7）その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（*1）（*2）	52,846
組合出資金等（*2）（*3）	80,431
合計	133,277

（\*1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（\*2）当連結会計年度において、非上場株式について889百万円、組合出資金等について21,117百万円の減損処理を行っております。

（\*3）組合出資金等のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超
現金預け金	493,141	-	-	-
コールローン及び買入手形	19,129	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	2,801	-	-	-
買入金銭債権				
その他の買入金銭債権	8,377	12,495	17,380	36,821
有価証券				
満期保有目的の債券	91,000	129,799	203,000	63,058
うち国債	80,000	70,000	203,000	-
地方債	-	-	-	-
社債	11,000	59,799	-	-
その他	-	-	-	63,058
その他有価証券のうち満期があるもの	231,809	1,676,983	520,867	179,964
うち国債				
地方債	50,335	1,411,600	469,800	70,000
社債	-	1,243	-	500
その他	136,998	160,979	23,114	9,385
貸出金	44,475	103,161	27,952	100,078
リース債権及びリース	1,406,002	1,148,108	603,760	1,518,857
投資資産	74,021	90,246	31,789	10,468
割賦売掛金				
	182,085	109,897	26,422	17,737
合計	2,508,369	3,167,530	1,403,221	1,826,908

(\*) なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、及び期間の定めのないものは上記に含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超
預金(*)	4,263,025	948,334	901,767	77,350
譲渡性預金	276,859	8,050	-	-
債券	173,441	175,648	133,423	1,200
コールマネー及び売渡手形	310,114	279	93	-
売現先勘定	8,430	-	-	-
債券貸借取引受入担保金	533,479	8,000	7,000	-
借入金	878,655	139,238	27,253	141,690
社債	13,122	439	33,300	141,416
合計	6,457,127	1,279,990	1,102,838	361,657

(\*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

(注1) 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、特定取引有価証券及びその他の特定取引資産並びに当連結会計年度については「買入金銭債権」中の有価証券として会計処理している信託受益権が含まれております。

(注2) 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

前連結会計年度

1. 売買目的有価証券(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	51,083	19,629

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	229,197	231,079	1,881	1,881	-
社債	75,292	76,622	1,329	1,329	-
その他	58,208	51,513	6,694	1,904	8,598
合計	362,698	359,214	3,483	5,115	8,598

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	18,499	15,020	3,478	440	3,919
債券	1,012,634	1,011,926	707	1,231	1,939
国債	974,716	975,092	376	1,085	709
地方債	1,712	1,749	37	37	-
社債	36,205	35,084	1,121	108	1,229
その他	299,102	273,146	25,955	1,937	27,893
合計	1,330,235	1,300,093	30,142	3,609	33,751

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 「その他」は主として外国債券であります。



4. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したのについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という）しております。当連結会計年度におけるこの減損処理額は36,193百万円であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準における有価証券発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

（追加情報）

変動利付国債は、従来、市場価格をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」はそれぞれ3,230百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、ブローカーから入手した理論価格としております。当該価格は、国債のフォワードカーブに基づいて算出した将来の各利払い及び償還時のキャッシュ・フローの現在価値（コンベクシティ調整後）と変動利付国債に係るゼロ・フロア・オプション価値の合計値であり、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
その他有価証券	1,075,747	6,070	4,097

5. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額（平成21年3月31日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券	3
非上場社債	3
その他有価証券	460,854
非上場株式	11,769
非上場社債	332,552
非上場外国証券	57,605
その他	58,926
非連結子会社・関連会社株式	33,188

6. 保有目的を変更した有価証券

従来、「その他有価証券」に区分していた債券のうち、高格付の外国債券の一部については、平成20年10月1日付で時価（102,670百万円）により、「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。当該区分変更は、高格付を維持しつつも、市場環境の著しい変化によって流動性が極端に低下したことなどから、当該外国債券を公正な評価額である時価で売却することが困難な期間が相当程度生じていると判断し、運用方針の変更を行ったことによるものであります。しかし、当該満期保有目的の債券の一部について、当連結会計年度末において50,728百万円の減損処理を行っており、信用状態が著しく悪化したことから、減損処理後の価額（19,666百万円）によって「満期保有目的の債券」から「その他有価証券」に保有目的を変更しております。

上記の結果、平成20年10月1日付で保有目的を変更した外国債券のうち、当連結会計年度末において「満期保有目的の債券」の区分に計上しているものは下記のとおりであります。

その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの（平成21年3月31日現在）

	時価（百万円）	連結貸借対照表計上額 （百万円）	連結貸借対照表に計上されたその他有価証券評価差額金の額（百万円）
その他（外国債券）	38,757	47,356	8,463

（注）上記時価は、ブローカーから入手した価格によっております。

7. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成21年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
債券	516,855	1,042,113	45,510	44,491
国債	439,175	685,222	35,401	44,491
地方債	-	1,231	517	-
社債	77,680	355,659	9,591	-
その他	45,167	150,064	114,670	67,304
合計	562,022	1,192,178	160,181	111,795

## 当連結会計年度

## 1. 売買目的有価証券（平成22年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	3,600
売買目的の買入金銭債権	22,008

## 2. 満期保有目的の債券（平成22年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるもの	国債	353,322	357,982	4,659
	社債	70,432	71,823	1,390
	その他	44,665	47,898	3,233
	小計	468,420	477,705	9,284
時価が連結貸借対照 表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	11,121	10,008	1,112
	小計	11,121	10,008	1,112
合計		479,542	487,714	8,171

## 3. その他有価証券（平成22年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	株式	6,896	5,702	1,193
	債券	1,585,022	1,578,594	6,428
	国債	1,543,717	1,537,668	6,048
	地方債	1,787	1,721	66
	社債	39,518	39,204	313
	その他	127,046	110,765	16,281
	小計	1,718,965	1,695,062	23,903
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	株式	8,837	12,087	3,249
	債券	746,938	754,557	7,619
	国債	464,563	467,211	2,647
	地方債	-	-	-
	社債	282,374	287,346	4,971
	その他	186,558	190,839	4,280
	小計	942,335	957,485	15,150
合計		2,661,300	2,652,547	8,753

## （追加情報）

変動利付国債は、前連結会計年度末においては、市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、従来の市場価格に代えて合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、市場価格と理論価格が乖離した状態が1年以上継続しているため、市場価格を時価とみなすことが相当と判断し、当連結会計年度末においては、市場価格をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」はそれぞれ3,037百万円減少しております。

## 4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	4,492	593	14
債券	1,284,114	5,626	68
国債	1,231,037	5,356	1
地方債	20,865	6	29
社債	32,212	262	37

	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
その他	185,963	22,334	457
合計	1,474,571	28,554	539

5. 流動性が乏しいことにより保有目的を変更した有価証券

平成20年10月1日付で「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」に保有目的を変更した外国債券のうち、当連結会計年度末において「満期保有目的の債券」の区分に計上しているものは下記の通りであります。

その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの（平成22年3月31日現在）

	時価（百万円）	連結貸借対照表計上額 （百万円）	連結貸借対照表に計上された その他有価証券評価差額金の 額（百万円）
その他（外国債券）	46,502	45,498	7,309

6. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という）しております。

当連結会計年度におけるこの減損処理額は47百万円であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準における有価証券発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

（金銭の信託関係）

前連結会計年度

1. 運用目的の金銭の信託（平成21年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価 差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	235,795	6,936

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成21年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成21年3月31日現在）

	取得原価 （百万円）	連結貸借対照表 計上額 （百万円）	評価差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
その他の金銭の信託	113,045	113,045	-	-	-

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づき計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

当連結会計年度

1. 運用目的の金銭の信託（平成22年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	200,209	10,037

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成22年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成22年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの（百万円）	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの（百万円）
その他の金銭の信託	92,017	92,017	-	-	-

（注）「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

( 売買目的の買入金銭債権関係 )

前連結会計年度 ( 平成21年 3月31日現在 )

	連結貸借対照表計上額 ( 百万円 )	当連結会計年度の損益に含まれた評価 差額 ( 百万円 )
売買目的の買入金銭債権	212,130	7,914

当連結会計年度 ( 平成22年 3月31日現在 )

「 ( 有価証券関係 ) 」の「 1 . 売買目的有価証券 」に記載しております。

(その他有価証券評価差額金)

前連結会計年度

その他有価証券評価差額金(平成21年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	38,777
その他有価証券(注)1	30,313
満期保有目的の債券(注)2	8,463
その他の金銭の信託	-
(+)繰延税金資産	188
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	38,588
(-)少数株主持分相当額	34
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	258
その他有価証券評価差額金	38,813

(注)1. 時価評価されていない有価証券に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額等(損)171百万円が含まれております。

2. 「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」の区分に変更した外国債券に係るものであります。なお、区分変更した債券の概要等については、「(有価証券関係)」の「6. 保有目的を変更した有価証券」に記載しております。

当連結会計年度

その他有価証券評価差額金(平成22年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	1,546
その他有価証券(注)1	8,856
満期保有目的の債券(注)2	7,309
その他の金銭の信託	-
(-)繰延税金負債	121
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,424
(-)少数株主持分相当額	0
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	25
その他有価証券評価差額金	1,398

(注)1. 時価を把握することが極めて困難な有価証券に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額等(益)103百万円が含まれております。

2. 「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」の区分に変更した外国債券に係るものであります。なお、区分変更した債券の残高等については、「(有価証券関係)」の「5. 流動性が乏しいことにより保有目的を変更した有価証券」に記載しております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行の行っている主なデリバティブ取引は以下のとおりであります。

金利関連	金利スワップ、金利先物、金利オプション、金利スワップション
通貨関連	通貨スワップ、為替予約、通貨オプション
株式関連	株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション等
債券関連	債券先物
クレジット	クレジット・デフォルト・オプション
デリバティブ関連	

(2) 取組方針

デリバティブ取引は、国際的な金融自由化の進展及び金融技術の進歩に伴い多様化する価格変動リスクの有効なコントロール手段であります。

デリバティブ取引には、市場リスク、信用リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク、リーガル・リスク等が存在しておりますが、当行は、これらのリスクを把握し管理する統合的なリスク管理体制の下で取引を行っております。

(3) 利用目的

当行が行うデリバティブ取引の利用目的は、顧客の財務マネジメントニーズに対応した多様な商品の提供のための対顧客取引目的及びそのカバー取引、自己勘定による収益極大化を目的とする取引、当行の資産負債から発生するリスクをコントロールし当行全体の収益を安定的に確保するためのA L M目的等となっております。

また、リスクの減殺効果をより適切に財務諸表に反映するため、当行の資産・負債について、「金融商品会計基準」（以下、「基準」）において定められている繰延ヘッジまたは時価ヘッジを採用しております。なおA L M目的等のために行うデリバティブ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱いについて」（以下、「会計上及び監査上の取扱い」）に基づく包括ヘッジを行っております。

これらのヘッジ会計においては、主に金利スワップをヘッジ手段として、上記の「基準」及び「会計上及び監査上の取扱い」に定められた要件に基づき、ヘッジ有効性の評価を行っております。

これらの取引につきまして、当行はあらかじめ定められたリスク運営方針の下で、その遵守状況を管理するために設定された指標の枠組みの範囲内において、信用リスクの限定された取引所取引や、定型化された流動性の高い店頭取引を中心に取引を行っております。

(4) 取引に係るリスク内容

デリバティブ取引に係るリスクのうち、特に管理に留意すべきリスクは市場リスク、信用リスク、流動性リスクであります。

市場リスク

市場リスクは、取引対象商品の市場価格の変動と、デリバティブ取引に固有のボラティリティー等の変動によって損失を被るリスクであります。

市場リスクについては、円、米ドル、ユーロを中心とするO E C D主要国の長短金利、為替相場、国内上場企業の信用リスクを、主なリスク取得の対象としております。

これらのリスク量につきましては、主にバリュー・アット・リスク（V A R）法を用いて管理しております。

信用リスク

信用リスクは、取引の相手方が倒産等により当初定めた契約条件の履行が不可能となった場合に損失を被るリスクであります。

これらの信用リスクは合理的な算定方法に基づき、特定取引資産等の減価により財務会計に反映させており、平成21年3月末日の信用リスクに伴う減価額は1,703百万円であります。なお、「2. 取引の時価等に関する事項」に記載の定量的情報は、当該信用リスクの減価前の数値であります。

信用リスクについては、カレントエクスポージャー・ポテンシャルエクスポージャーを合算し、各取引の相手毎にクレジットラインを設定して管理しております。



#### 流動性リスク

所有する金融商品について、ポジションをクローズする場合に追加的にコストが生じるリスクであります。

これらのコストは合理的な算定方法に基づき特定取引資産等の減価により財務会計に反映させており、平成21年3月末日の連結ベースでの上記の減価額は7,111百万円であります。なお、「2.取引の時価等に関する事項」に記載の定量的情報は、当該流動性リスクの減価前の数値であります。

#### オペレーショナル・リスク

取引相手先を含む事務処理上の錯誤、システム機能の停止、オペレーション上の過誤により損失を被るリスクであります。

#### リーガル・リスク

契約上の不備あるいは法令・当局規制等に抵触することで損失を被る、あるいは業務運営に支障をきたすリスクであります。

#### (5) 取引に係るリスク管理体制

当行では、独立したリスク管理機能を持つリスク管理部門において統合的なリスク管理を行っております。

##### 市場リスクの管理体制

市場リスク管理部門は、恣意性を排除した業務運営を可能とするため、業務の理念や戦略、リスク管理方針、リスク管理手続、ポジション及び損益の計測定義に係る諸規定を制定し、原則として1年毎に、必要な場合は随時、見直しを行っております。また、バンキング、トレーディング両部門の市場リスク状況を日次で統合的に把握し、モニタリングし、経営に対し報告を行っており、その枠組においてトレーディングデリバティブ取引についてもモニタリングが行われております。

なお、ALMを中心とするバンキングのデリバティブ取引については、全体の資産負債構造が持つリスクが月次で把握されALM委員会にて報告されております。

##### 信用リスクの管理体制

信用リスクの管理は、同一の基本理念、管理手法に基づき各顧客本部が作成したオフバランス取引の進達規定に基づいて行っており、同規定には、申請方法、決裁権限、進達手順及び事後管理方法等が定められております。

取引は、あらかじめ主要なデリバティブ商品については統合されたクレジットラインを設定し、その範囲内で行われております。

クレジットラインの遵守状況のモニタリングは、フロント部門、バック部門でそれぞれ行っております。また、事後管理として、時価評価による評価損があらかじめ定められた金額を超える場合には、担保を徴求する等の必要な措置を講じております。

##### 流動性リスクの管理体制

流動性リスクは、取扱可能取引を限定し管理しております。

当行にとって新しいリスク・商品性のデリバティブ取引は、新商品コミッティーの取引承認を必要とし、同コミッティーにおいては当該商品の市場流動性も取引承認の重要な判断材料としております。

#### (6) 定量的情報の補足説明

先物取引の契約金額やスワップ取引の想定元本は、取引規模等を表すものであり、市場リスク、信用リスク等のリスク量を示すものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

(1)金利関連取引（平成21年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	36,759	9,595	175	175
	買建	140,269	5,876	209	209
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	金利先渡契約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	5,853,395	4,831,444	147,897	147,897
	受取変動・支払固定	4,264,034	3,214,516	87,796	87,796
	受取変動・支払変動	583,772	450,087	2,297	2,297
	受取固定・支払固定	-	-	-	-
	金利スワップション				
	売建	2,223,348	1,181,848	23,837	971
	買建	2,571,248	2,401,494	28,202	42,463
	金利オプション				
	売建	103,114	86,023	261	989
	買建	121,125	92,445	48	1,048
その他					
売建	-	-	-	-	
買建	-	-	-	-	
	合計	-	-	10,179	20,882

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	1,313,495	1,016,161	70,665	70,665
	為替予約				
	売建	1,822,420	625,260	19,561	19,561
	買建	1,301,959	615,715	25,905	25,905
	通貨オプション				
	売建	7,521,139	3,707,441	223,046	19,620
	買建	7,456,566	3,838,642	258,572	66,802
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	41,484	29,827

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価値計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	株式指数先物				
	売建	37	-	3	3
	買建	16,192	-	753	753
	株式指数オプション				
	売建	46,475	8,850	2,226	187
	買建	44,895	9,795	5,145	582
	個別株オプション				
	売建	-	-	-	-
買建	-	-	-	-	
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	47,802	7,291	9,998	1,661
	買建	69,493	14,988	21,958	10,342
	有価証券店頭指数等スワップ				
	株価指数変化率受取・短期 変動金利支払	-	-	-	-
	短期変動金利受取・株価指 数変化率支払	1,000	1,000	85	85
	その他				
	売建	24,998	24,900	6,289	6,289
買建	166,436	159,429	26,822	26,800	
	合計	-	-	36,248	30,797

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定  
 取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	418	-	3	3
	買建	1,381	-	0	0
	債券先物オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	債券店頭オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	3	3

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	1,422,708	1,037,520	123,107	123,107
	買建	1,352,852	1,028,922	139,688	139,688
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	16,580	16,580

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

当連結会計年度

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

デリバティブ取引の評価に際しては、合理的な方法に基づいて算定した信用リスク及び流動性リスクを特定取引資産等の減価により反映させており、当連結会計年度末における減価額の合計はそれぞれ、1,737百万円及び3,190百万円であります。なお、以下の各取引に記載されている数値は、当該信用リスク及び流動性リスク減価前の数値であります。

(1)金利関連取引（平成22年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	23,310	1,136	211	211
	買建	6,240	1,144	147	147
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	金利先渡契約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	4,507,719	3,617,134	91,704	91,704
	受取変動・支払固定	3,282,392	2,526,447	57,073	57,073
	受取変動・支払変動	731,076	490,287	483	483
	受取固定・支払固定	-	-	-	-
	金利スワップション				
	売建	1,059,851	549,351	25,168	8,066
	買建	1,596,240	1,354,115	14,587	21,023
	金利オプション				
	売建	101,795	87,602	310	318
	買建	128,902	120,902	55	664
	その他				
売建	-	-	-	-	
買建	-	-	-	-	
	合計	-	-	4,960	5,613

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	670,952	451,296	8,251	8,251
	為替予約				
	売建	1,447,325	457,316	15,794	15,794
	買建	1,381,546	573,041	6,436	6,436
	通貨オプション				
	売建	6,529,980	3,034,586	170,493	12,758
	買建	6,713,695	3,034,846	142,679	3,474
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	10,204	33,842

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価値計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	株式指数先物				
	売建	2,251	-	45	45
	買建	2,092	-	230	230
	株式指数オプション				
	売建	126,470	51,910	5,580	1,548
	買建	124,055	62,130	12,192	122
	個別株オプション				
	売建	-	-	-	-
買建	-	-	-	-	
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	156,457	85,052	12,327	2,061
	買建	164,007	94,662	14,628	1,585
	有価証券店頭指数等スワップ				
	株価指数変化率受取・短期 変動金利支払	-	-	-	-
	短期変動金利受取・株価指 数変化率支払	1,000	1,000	46	46
	その他				
	売建	22,900	22,900	4,737	4,737
買建	165,185	157,778	18,331	18,309	
	合計	-	-	22,737	11,655

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。



(4) 債券関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	6,672	-	38	38
	買建	2,074	-	1	1
	債券先物オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	債券店頭オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	36	36

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	1,067,151	810,720	9,717	9,717
	買建	1,033,237	820,127	10,411	10,411
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	694	694

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係わる市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成22年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金、その他有価証券（債券）、預金、譲渡性預金等の有利息の金融資産・負債			
	受取固定・支払変動		457,590	303,900	19,076
金利スワップの特例処理	金利スワップ	借入金			
	受取固定・支払変動		-	-	
	受取変動・支払固定		103,910	57,150	(注) 3.
	合計	-	-	-	6,985

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協

会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は「（金融商品関係）」の当該借入金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引（平成22年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	外貨建の貸出金、有価証券、預金、外国為替等	786,170	405,899	45,309
	合計	-	-	-	45,309

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成22年3月31日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成22年3月31日現在）

該当ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、規約型確定給付企業年金制度を採用しております。

また、連結子会社のうち、株式会社アプラスフィナンシャルは確定給付企業年金基金制度及び退職一時金制度、昭和リース株式会社は適格退職年金制度及び退職一時金制度、シンキ株式会社は適格退職年金制度、新生フィナンシャル株式会社は退職一時金制度をそれぞれ採用しており、全日信販株式会社は退職一時金制度を採用しているほか、全国信販厚生年金基金制度に加盟しております。

なお、その他の連結子会社の一部は、退職一時金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

区分	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	当連結会計年度末 (平成22年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
退職給付債務(注)1 (A)	83,323	72,473
年金資産(注)2 (B)	49,227	56,114
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	34,096	16,359
会計基準変更時差異の未処理額 (D)	3,632	3,027
未認識数理計算上の差異 (E)	21,297	13,777
未認識過去勤務債務 (F)	3,403	2,983
連結貸借対照表計上額純額 (G)=(C)+(D)+(E)+(F)	12,569	2,538
前払年金費用 (H)	5,649	5,179
退職給付引当金 (G)-(H)	18,219	7,718

(注)1. 株式会社アプラスフィナンシャル、全日信販株式会社、昭和リース株式会社、シンキ株式会社及び新生フィナンシャル株式会社以外の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

なお、前連結会計年度については、新生フィナンシャル株式会社における事業再構築に伴う割増退職金9,271百万円が含まれております。

2. 年金資産には退職給付信託による資産が含まれております。

3. 退職給付費用に関する事項

区分	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
勤務費用(注)1	4,611	4,122
利息費用	1,489	1,548
期待運用収益	1,407	1,148
過去勤務債務の損益処理額	419	419
数理計算上の差異の損益処理額	2,922	2,773
会計基準変更時差異の費用処理額	605	605
その他(注)2	11,680	688
退職給付費用	19,482	8,170

(注)1. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

2. 臨時に計上した割増退職金等であります。なお、前連結会計年度については、新生フィナンシャル株式会社で計上した事業再構築に伴う割増退職金9,271百万円が含まれております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
(1) 割引率	1.5%～2.2%	同 左
(2) 期待運用収益率	0.75%～3.50%	同 左
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同 左
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	5.00～14.74年(その発生年度の 従業員の平均残存勤務期間によ る定額法により損益処理)	同 左
(5) 数理計算上の差異の処理年数	5.00～14.74年(各連結会計年度 の発生時の従業員の平均残存勤 務期間による定額法により按分 した額を主としてそれぞれの発 生年度から損益処理)	同 左
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	期間15年による按分額を費用処 理	同 左

[次へ](#)

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

その他の営業経費 636百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

当連結会計年度において存在したストック・オプション

	第1回新株予約権		第2回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行執行役 11名 当行従業員 2,185名		当行従業員 3名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)1	普通株式 5,343,000株	普通株式 4,112,000株	普通株式 82,000株	普通株式 79,000株
付与日	平成16年7月1日		平成16年10月1日	
権利確定条件	(注)2		(注)2	
対象勤務期間	平成16年7月1日から平成18年7月1日まで	平成16年7月1日から平成19年7月1日まで	平成16年10月1日から平成18年7月1日まで	平成16年10月1日から平成19年7月1日まで
権利行使期間	平成18年7月1日から平成26年6月23日まで	平成19年7月1日から平成26年6月23日まで	平成18年7月1日から平成26年6月23日まで	平成19年7月1日から平成26年6月23日まで

	第3回新株予約権		第4回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行従業員 1名		当行執行役 1名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)1	普通株式 13,000株	普通株式 12,000株	普通株式 125,000株	普通株式 125,000株
付与日	平成16年12月10日		平成17年6月1日	
権利確定条件	(注)2		(注)2	
対象勤務期間	平成16年12月10日から平成18年7月1日まで	平成16年12月10日から平成19年7月1日まで	平成17年6月1日から平成18年7月1日まで	平成17年6月1日から平成19年7月1日まで
権利行使期間	平成18年7月1日から平成26年6月23日まで	平成19年7月1日から平成26年6月23日まで	平成18年7月1日から平成26年6月23日まで	平成19年7月1日から平成26年6月23日まで

	第5回新株予約権		第6回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 15名 当行執行役 10名 当行従業員 437名		当行執行役 5名 当行従業員 35名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)1	普通株式 2,609,000株	普通株式 2,313,000株	普通株式 1,439,000株	普通株式 1,417,000株
付与日	平成17年6月27日		平成17年6月27日	
権利確定条件	(注)2		(注)2	
対象勤務期間	平成17年6月27日から平成19年7月1日まで	平成17年6月27日から平成20年7月1日まで	平成17年6月27日から平成19年7月1日まで	平成17年6月27日から平成20年7月1日まで
権利行使期間	平成19年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成19年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで

	第7回新株予約権		第8回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行執行役 8名 当行従業員 127名		当行執行役 1名 当行従業員 34名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)1	普通株式 678,000株	普通株式 609,000株	普通株式 287,000株	普通株式 274,000株
付与日	平成17年6月27日		平成17年6月27日	
権利確定条件	(注)2		(注)2	
対象勤務期間	平成17年6月27日から平成20年7月1日まで	平成17年6月27日から平成22年7月1日まで	平成17年6月27日から平成20年7月1日まで	平成17年6月27日から平成22年7月1日まで
権利行使期間	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成22年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成22年7月1日から平成27年6月23日まで

	第9回新株予約権		第10回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行従業員 2名		当行従業員 2名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)1	普通株式 79,000株	普通株式 78,000株	普通株式 27,000株	普通株式 26,000株
付与日	平成17年9月28日		平成17年9月28日	
権利確定条件	(注)2		(注)2	
対象勤務期間	平成17年9月28日から平成19年7月1日まで	平成17年9月28日から平成20年7月1日まで	平成17年9月28日から平成20年7月1日まで	平成17年9月28日から平成22年7月1日まで
権利行使期間	平成19年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成22年7月1日から平成27年6月23日まで

	第11回新株予約権		第12回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行従業員 2名		当行従業員 2名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 26,000株	普通株式 24,000株	普通株式 9,000株	普通株式 8,000株
付与日	平成18年 3月 1日		平成18年 3月 1日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成18年 3月 1日から平成19年 7月 1日まで	平成18年 3月 1日から平成20年 7月 1日まで	平成18年 3月 1日から平成20年 7月 1日まで	平成18年 3月 1日から平成22年 7月 1日まで
権利行使期間	平成19年 7月 1日から平成27年 6月23日まで	平成20年 7月 1日から平成27年 6月23日まで	平成20年 7月 1日から平成27年 6月23日まで	平成22年 7月 1日から平成27年 6月23日まで

	第13回新株予約権		第14回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 15名 当行執行役 14名 当行従業員 559名		当行執行役 3名 当行従業員 28名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 2,854,000株	普通株式 2,488,000株	普通株式 1,522,000株	普通株式 1,505,000株
付与日	平成18年 5月25日		平成18年 5月25日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成18年 5月25日から平成20年 6月 1日まで	平成18年 5月25日から平成21年 6月 1日まで	平成18年 5月25日から平成20年 6月 1日まで	平成18年 5月25日から平成21年 6月 1日まで
権利行使期間	平成20年 6月 1日から平成27年 6月23日まで	平成21年 6月 1日から平成27年 6月23日まで	平成20年 6月 1日から平成27年 6月23日まで	平成21年 6月 1日から平成27年 6月23日まで

	第15回新株予約権		第16回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行執行役 12名 当行従業員 159名		当行従業員 19名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 749,000株	普通株式 690,000株	普通株式 170,000株	普通株式 161,000株
付与日	平成18年 5月25日		平成18年 5月25日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成18年 5月25日から平成21年 6月 1日まで	平成18年 5月25日から平成23年 6月 1日まで	平成18年 5月25日から平成21年 6月 1日まで	平成18年 5月25日から平成23年 6月 1日まで
権利行使期間	平成21年 6月 1日から平成27年 6月23日まで	平成23年 6月 1日から平成27年 6月23日まで	平成21年 6月 1日から平成27年 6月23日まで	平成23年 6月 1日から平成27年 6月23日まで

	第17回新株予約権		第18回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 12名 当行執行役 13名 当行従業員 110名		当行執行役 3名 当行従業員 23名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 1,691,000株	普通株式 1,615,000株	普通株式 747,000株	普通株式 733,000株
付与日	平成19年5月25日		平成19年5月25日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成19年5月25日から平成21年6月1日まで	平成19年5月25日から平成23年6月1日まで	平成19年5月25日から平成21年6月1日まで	平成19年5月25日から平成23年6月1日まで
権利行使期間	平成21年6月1日から平成29年5月8日まで	平成23年6月1日から平成29年5月8日まで	平成21年6月1日から平成29年5月8日まで	平成23年6月1日から平成29年5月8日まで

	第19回新株予約権		第20回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	子会社役職員 32名		当行取締役 12名 当行執行役 8名 当行従業員 104名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 86,000株	普通株式 54,000株	普通株式 1,445,000株	普通株式 1,385,000株
付与日	平成19年7月2日		平成20年5月30日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成19年7月2日から平成21年7月1日まで	平成19年7月2日から平成23年7月1日まで	平成20年5月30日から平成22年6月1日まで	平成20年5月30日から平成24年6月1日まで
権利行使期間	平成21年7月1日から平成29年6月19日まで	平成23年7月1日から平成29年6月19日まで	平成22年6月1日から平成30年5月13日まで	平成24年6月1日から平成30年5月13日まで

	第21回新株予約権		第22回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行執行役 1名 当行従業員 29名		子会社役職員 43名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 1,049,000株	普通株式 1,032,000株	普通株式 121,000株	普通株式 82,000株
付与日	平成20年5月30日		平成20年7月10日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成20年5月30日から平成22年6月1日まで	平成20年5月30日から平成24年6月1日まで	平成20年7月10日から平成22年7月1日まで	平成20年7月10日から平成24年7月1日まで
権利行使期間	平成22年6月1日から平成30年5月13日まで	平成24年6月1日から平成30年5月13日まで	平成22年7月1日から平成30年6月24日まで	平成24年7月1日から平成30年6月24日まで



第23回新株予約権		
付与対象者の区分及び人数	子会社役職員 17名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 54,000株	普通株式 43,000株
付与日	平成20年12月1日	
権利確定条件	(注) 2	
対象勤務期間	平成20年12月1日から平成22年12月1日まで	平成20年12月1日から平成24年12月1日まで
権利行使期間	平成22年12月1日から平成30年11月11日まで	平成24年12月1日から平成30年11月11日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 原則として、対象勤務期間を通じて継続して勤務することにより権利が確定します。但し、「新株予約権付与契約」に定められた一定の事由が生じた場合には、権利が確定または失効する場合があります。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したStock・オプションを対象とし、Stock・オプションの数については株式数に換算して記載しております。

Stock・オプションの数

	第1回	第2回	第3回	第4回
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	6,343,000	42,000	25,000	250,000
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	398,000	-	-	-
未行使残	5,945,000	42,000	25,000	250,000

	第5回	第6回	第7回	第8回
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	1,298,000	996,000	715,000	360,000
付与	-	-	-	-
失効	43,000	110,000	31,000	88,000
権利確定	1,255,000	886,000	314,000	139,000
未確定残	-	-	370,000	133,000
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	2,291,000	1,404,000	232,000	26,000
権利確定	1,255,000	886,000	314,000	139,000
権利行使	-	-	-	-
失効	178,000	137,000	9,000	3,000
未行使残	3,368,000	2,153,000	537,000	162,000

	第9回	第10回	第11回	第12回
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	78,000	53,000	20,000	14,000
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	78,000	27,000	20,000	7,000
未確定残	-	26,000	-	7,000
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	79,000	-	21,000	-
権利確定	78,000	27,000	20,000	7,000
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	157,000	27,000	41,000	7,000

	第13回	第14回	第15回	第16回
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	3,836,000	2,609,000	1,055,000	192,000
付与	-	-	-	-
失効	275,000	151,000	93,000	76,000
権利確定	2,116,000	2,022,000	5,000	-
未確定残	1,445,000	436,000	957,000	116,000
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	296,000	5,000	80,000	2,000
権利確定	2,116,000	2,022,000	5,000	-
権利行使	-	-	-	-
失効	151,000	23,000	-	-
未行使残	2,261,000	2,004,000	85,000	2,000

	第17回	第18回	第19回	第20回
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	3,085,000	1,457,000	140,000	-
付与	-	-	-	2,830,000
失効	456,000	232,000	-	522,000
権利確定	373,000	712,000	-	10,000
未確定残	2,256,000	513,000	140,000	2,298,000
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	47,000	-	-	-
権利確定	373,000	712,000	-	10,000
権利行使	-	-	-	-
失効	1,000	-	-	-
未行使残	419,000	712,000	-	10,000

	第21回	第22回	第23回
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	2,081,000	203,000	97,000
失効	446,000	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	1,635,000	203,000	97,000
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

単価情報

	第1回	第2回	第3回	第4回
権利行使価格 (円)	684	646	697	551
権利行使時平均株価 (円)	721	739	-	-

	第5回	第6回	第7回	第8回
権利行使価格 (円)	601	601	601	601
権利行使時平均株価 (円)	-	-	-	-

	第9回	第10回	第11回	第12回
権利行使価格 (円)	697	697	774	774
権利行使時平均株価 (円)	-	-	-	-

	第13回	第14回	第15回	第16回
権利行使価格 (円)	825	825	825	825
権利行使時平均株価 (円)	-	-	-	-

	第17回	第18回	第19回
権利行使価格 (円)	555	555	527
権利行使時平均株価 (円)	-	-	-

	第20回		第21回	
権利行使期間	平成22年6月1日 から平成30年5月 13日まで	平成24年6月1日 から平成30年5月 13日まで	平成22年6月1日 から平成30年5月 13日まで	平成24年6月1日 から平成30年5月 13日まで
権利行使価格 (円)	416		416	
権利行使時平均株価 (円)	-		-	
付与日における公正な評価単価 (円)	158	169	158	169

	第22回		第23回	
権利行使期間	平成22年7月1日 から平成30年6月 24日まで	平成24年7月1日 から平成30年6月 24日まで	平成22年12月1日 から平成30年11月 11日まで	平成24年12月1日 から平成30年11月 11日まで
権利行使価格 (円)	407		221	
権利行使時平均株価 (円)	-		-	
付与日における公正な評価単価 (円)	127	137	53	57

### 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプション（第20回～第23回）についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- (2) 主な基礎数値及び見積方法

	第20回		第21回	
権利行使期間	平成22年6月1日 から平成30年5月 13日まで	平成24年6月1日 から平成30年5月 13日まで	平成22年6月1日 から平成30年5月 13日まで	平成24年6月1日 から平成30年5月 13日まで
株価変動性 (注) 1	40.8%	40.8%	40.8%	40.8%
予想残存期間 (注) 2	6年	7年	6年	7年
予想配当 (注) 3	2.94円/株	2.94円/株	2.94円/株	2.94円/株
無リスク利率 (注) 4	1.424%	1.489%	1.424%	1.489%

	第22回		第23回	
権利行使期間	平成22年7月1日 から平成30年6月 24日まで	平成24年7月1日 から平成30年6月 24日まで	平成22年12月1日 から平成30年11月 11日まで	平成24年12月1日 から平成30年11月 11日まで
株価変動性 (注) 1	40.8%	40.8%	54.4%	54.4%
予想残存期間 (注) 2	6年	7年	6年	7年
予想配当 (注) 3	2.94円/株	2.94円/株	2.94円/株	2.94円/株
無リスク利率 (注) 4	1.199%	1.259%	0.889%	0.913%

- (注) 1. 2年間の株価実績に基づき算定しております(第20回、第21回:平成18年5月~平成20年5月、第22回:平成18年6月~平成20年6月、第23回:平成18年11月~平成20年11月)。  
2. 十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。  
3. 平成20年3月期の配当実績によっております。  
4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1. ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名  
その他の営業経費 94百万円

2. 権利不行使による失効に伴い、当連結会計年度において利益として計上した金額  
229百万円

3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

当連結会計年度において存在したストック・オプション

	第1回新株予約権		第2回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行執行役 11名 当行従業員 2,185名		当行従業員 3名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 5,343,000株	普通株式 4,112,000株	普通株式 82,000株	普通株式 79,000株
付与日	平成16年7月1日		平成16年10月1日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成16年7月1日から平成18年7月1日まで	平成16年7月1日から平成19年7月1日まで	平成16年10月1日から平成18年7月1日まで	平成16年10月1日から平成19年7月1日まで
権利行使期間	平成18年7月1日から平成26年6月23日まで	平成19年7月1日から平成26年6月23日まで	平成18年7月1日から平成26年6月23日まで	平成19年7月1日から平成26年6月23日まで

	第3回新株予約権		第4回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行従業員 1名		当行執行役 1名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 13,000株	普通株式 12,000株	普通株式 125,000株	普通株式 125,000株
付与日	平成16年12月10日		平成17年6月1日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成16年12月10日から平成18年7月1日まで	平成16年12月10日から平成19年7月1日まで	平成17年6月1日から平成18年7月1日まで	平成17年6月1日から平成19年7月1日まで
権利行使期間	平成18年7月1日から平成26年6月23日まで	平成19年7月1日から平成26年6月23日まで	平成18年7月1日から平成26年6月23日まで	平成19年7月1日から平成26年6月23日まで

	第5回新株予約権		第6回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 15名 当行執行役 10名 当行従業員 437名		当行執行役 5名 当行従業員 35名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 2,609,000株	普通株式 2,313,000株	普通株式 1,439,000株	普通株式 1,417,000株
付与日	平成17年6月27日		平成17年6月27日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成17年6月27日から平成19年7月1日まで	平成17年6月27日から平成20年7月1日まで	平成17年6月27日から平成19年7月1日まで	平成17年6月27日から平成20年7月1日まで
権利行使期間	平成19年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成19年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで

	第7回新株予約権		第8回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行執行役 8名 当行従業員 127名		当行執行役 1名 当行従業員 34名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 678,000株	普通株式 609,000株	普通株式 287,000株	普通株式 274,000株
付与日	平成17年6月27日		平成17年6月27日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成17年6月27日から平成20年7月1日まで	平成17年6月27日から平成22年7月1日まで	平成17年6月27日から平成20年7月1日まで	平成17年6月27日から平成22年7月1日まで
権利行使期間	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成22年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成22年7月1日から平成27年6月23日まで

	第9回新株予約権		第10回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行従業員 2名		当行従業員 2名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 79,000株	普通株式 78,000株	普通株式 27,000株	普通株式 26,000株
付与日	平成17年9月28日		平成17年9月28日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成17年9月28日から平成19年7月1日まで	平成17年9月28日から平成20年7月1日まで	平成17年9月28日から平成20年7月1日まで	平成17年9月28日から平成22年7月1日まで
権利行使期間	平成19年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成22年7月1日から平成27年6月23日まで

	第11回新株予約権		第12回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行従業員 2名		当行従業員 2名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 26,000株	普通株式 24,000株	普通株式 9,000株	普通株式 8,000株
付与日	平成18年 3月 1日		平成18年 3月 1日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成18年 3月 1日から平成19年 7月 1日まで	平成18年 3月 1日から平成20年 7月 1日まで	平成18年 3月 1日から平成20年 7月 1日まで	平成18年 3月 1日から平成22年 7月 1日まで
権利行使期間	平成19年 7月 1日から平成27年 6月23日まで	平成20年 7月 1日から平成27年 6月23日まで	平成20年 7月 1日から平成27年 6月23日まで	平成22年 7月 1日から平成27年 6月23日まで

	第13回新株予約権		第14回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 15名 当行執行役 14名 当行従業員 559名		当行執行役 3名 当行従業員 28名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 2,854,000株	普通株式 2,488,000株	普通株式 1,522,000株	普通株式 1,505,000株
付与日	平成18年 5月25日		平成18年 5月25日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成18年 5月25日から平成20年 6月 1日まで	平成18年 5月25日から平成21年 6月 1日まで	平成18年 5月25日から平成20年 6月 1日まで	平成18年 5月25日から平成21年 6月 1日まで
権利行使期間	平成20年 6月 1日から平成27年 6月23日まで	平成21年 6月 1日から平成27年 6月23日まで	平成20年 6月 1日から平成27年 6月23日まで	平成21年 6月 1日から平成27年 6月23日まで

	第15回新株予約権		第16回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行執行役 12名 当行従業員 159名		当行従業員 19名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 749,000株	普通株式 690,000株	普通株式 170,000株	普通株式 161,000株
付与日	平成18年 5月25日		平成18年 5月25日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成18年 5月25日から平成21年 6月 1日まで	平成18年 5月25日から平成23年 6月 1日まで	平成18年 5月25日から平成21年 6月 1日まで	平成18年 5月25日から平成23年 6月 1日まで
権利行使期間	平成21年 6月 1日から平成27年 6月23日まで	平成23年 6月 1日から平成27年 6月23日まで	平成21年 6月 1日から平成27年 6月23日まで	平成23年 6月 1日から平成27年 6月23日まで



	第17回新株予約権		第18回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 12名 当行執行役 13名 当行従業員 110名		当行執行役 3名 当行従業員 23名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 1,691,000株	普通株式 1,615,000株	普通株式 747,000株	普通株式 733,000株
付与日	平成19年 5月25日		平成19年 5月25日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成19年 5月25日から平成21年 6月 1日まで	平成19年 5月25日から平成23年 6月 1日まで	平成19年 5月25日から平成21年 6月 1日まで	平成19年 5月25日から平成23年 6月 1日まで
権利行使期間	平成21年 6月 1日から平成29年 5月 8日まで	平成23年 6月 1日から平成29年 5月 8日まで	平成21年 6月 1日から平成29年 5月 8日まで	平成23年 6月 1日から平成29年 5月 8日まで

	第19回新株予約権		第20回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	子会社役職員 32名		当行取締役 12名 当行執行役 8名 当行従業員 104名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 86,000株	普通株式 54,000株	普通株式 1,445,000株	普通株式 1,385,000株
付与日	平成19年 7月 2日		平成20年 5月30日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成19年 7月 2日から平成21年 7月 1日まで	平成19年 7月 2日から平成23年 7月 1日まで	平成20年 5月30日から平成22年 6月 1日まで	平成20年 5月30日から平成24年 6月 1日まで
権利行使期間	平成21年 7月 1日から平成29年 6月19日まで	平成23年 7月 1日から平成29年 6月19日まで	平成22年 6月 1日から平成30年 5月13日まで	平成24年 6月 1日から平成30年 5月13日まで

	第21回新株予約権		第22回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行執行役 1名 当行従業員 29名		子会社役職員 43名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 1,049,000株	普通株式 1,032,000株	普通株式 121,000株	普通株式 82,000株
付与日	平成20年 5月30日		平成20年 7月10日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成20年 5月30日から平成22年 6月 1日まで	平成20年 5月30日から平成24年 6月 1日まで	平成20年 7月10日から平成22年 7月 1日まで	平成20年 7月10日から平成24年 7月 1日まで
権利行使期間	平成22年 6月 1日から平成30年 5月13日まで	平成24年 6月 1日から平成30年 5月13日まで	平成22年 7月 1日から平成30年 6月24日まで	平成24年 7月 1日から平成30年 6月24日まで

第23回新株予約権		
付与対象者の区分及び人数	子会社役職員 17名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 54,000株	普通株式 43,000株
付与日	平成20年12月1日	
権利確定条件	(注) 2	
対象勤務期間	平成20年12月1日から平成22年12月1日まで	平成20年12月1日から平成24年12月1日まで
権利行使期間	平成22年12月1日から平成30年11月11日まで	平成24年12月1日から平成30年11月11日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 原則として、対象勤務期間を通じて継続して勤務することにより権利が確定します。但し、「新株予約権付与契約」に定められた一定の事由が生じた場合には、権利が確定または失効する場合があります。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したStock・オプションを対象とし、Stock・オプションの数については株式数に換算して記載しております。

Stock・オプションの数

	第1回	第2回	第3回	第4回
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	5,945,000	42,000	25,000	250,000
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	647,000	35,000	-	-
未行使残	5,298,000	7,000	25,000	250,000

	第5回	第6回	第7回	第8回
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	-	-	370,000	133,000
付与	-	-	-	-
失効	-	-	107,000	24,000
権利確定	-	-	2,000	-
未確定残	-	-	261,000	109,000
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	3,368,000	2,153,000	537,000	162,000
権利確定	-	-	2,000	-
権利行使	-	-	-	-
失効	675,000	232,000	111,000	34,000
未行使残	2,693,000	1,921,000	428,000	128,000

	第9回	第10回	第11回	第12回
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	-	26,000	-	7,000
付与	-	-	-	-
失効	-	8,000	-	7,000
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	18,000	-	-
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	157,000	27,000	41,000	7,000
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	49,000	9,000	41,000	7,000
未行使残	108,000	18,000	-	-

	第13回	第14回	第15回	第16回
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	1,445,000	436,000	957,000	116,000
付与	-	-	-	-
失効	124,000	109,000	184,000	77,000
権利確定	1,321,000	327,000	456,000	22,000
未確定残	-	-	317,000	17,000
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	2,261,000	2,004,000	85,000	2,000
権利確定	1,321,000	327,000	456,000	22,000
権利行使	-	-	-	-
失効	762,000	287,000	110,000	4,000
未行使残	2,820,000	2,044,000	431,000	20,000

	第17回	第18回	第19回	第20回
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	2,256,000	513,000	140,000	2,298,000
付与	-	-	-	-
失効	612,000	143,000	-	294,000
権利確定	975,000	205,000	88,000	37,000
未確定残	669,000	165,000	52,000	1,967,000
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	419,000	712,000	-	10,000
権利確定	975,000	205,000	88,000	37,000
権利行使	-	-	-	-
失効	232,000	36,000	-	-
未行使残	1,162,000	881,000	88,000	47,000

	第21回	第22回	第23回
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	1,635,000	203,000	97,000
付与	-	-	-
失効	665,000	10,000	21,000
権利確定	-	10,000	-
未確定残	970,000	183,000	76,000
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	10,000	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	10,000	-

単価情報

	第1回	第2回	第3回	第4回
権利行使価格 (円)	684	646	697	551
権利行使時平均株価 (円)	-	-	-	-

	第5回	第6回	第7回	第8回
権利行使価格 (円)	601	601	601	601
権利行使時平均株価 (円)	-	-	-	-

	第9回	第10回	第11回	第12回
権利行使価格 (円)	697	697	774	774
権利行使時平均株価 (円)	-	-	-	-

	第13回	第14回	第15回	第16回
権利行使価格 (円)	825	825	825	825
権利行使時平均株価 (円)	-	-	-	-

	第17回	第18回	第19回	第20回
権利行使価格 (円)	555	555	527	416
権利行使時平均株価 (円)	-	-	-	-

	第21回	第22回	第23回
権利行使価格 (円)	416	407	221
権利行使時平均株価 (円)	-	-	-

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプション及び当連結会計年度の条件変更により公正な評価単価が変更されたストック・オプションがないため、記載しておりません。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

( 税効果会計関係 )

前連結会計年度 ( 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日 )	当連結会計年度 ( 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日 )																																																																																																																				
<p>1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">貸倒引当金及び貸出金償却損金 算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">212,130百万円</td> </tr> <tr> <td>税務上の繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">201,073百万円</td> </tr> <tr> <td>利息返還損失引当金</td> <td style="text-align: right;">78,877百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券価格償却超過額</td> <td style="text-align: right;">41,217百万円</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券の時価評価に係る一時差異</td> <td style="text-align: right;">15,778百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">9,643百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延ヘッジ損失に係る一時差異</td> <td style="text-align: right;">8,433百万円</td> </tr> <tr> <td>特定金銭信託評価損益</td> <td style="text-align: right;">5,949百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失否認</td> <td style="text-align: right;">4,913百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">4,242百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">43,196百万円</td> </tr> <tr> <td><b>繰延税金資産小計</b></td> <td style="text-align: right;"><b>625,455百万円</b></td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">574,627百万円</td> </tr> <tr> <td><b>繰延税金資産合計</b></td> <td style="text-align: right;"><b>50,828百万円</b></td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債との相殺</td> <td style="text-align: right;">28,573百万円</td> </tr> <tr> <td><b>繰延税金資産の純額</b></td> <td style="text-align: right;"><b>22,254百万円</b></td> </tr> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">全面時価評価法の適用に係る一時差異 (主として無形資産)</td> <td style="text-align: right;">17,888百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延ヘッジ利益に係る一時差異</td> <td style="text-align: right;">11,907百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">442百万円</td> </tr> <tr> <td><b>繰延税金負債合計</b></td> <td style="text-align: right;"><b>30,238百万円</b></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産との相殺</td> <td style="text-align: right;">28,573百万円</td> </tr> <tr> <td><b>繰延税金負債の純額</b></td> <td style="text-align: right;"><b>1,665百万円</b></td> </tr> </table> <p>2 . 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">40.7%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.5</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">1.8</td> </tr> <tr> <td>のれん償却額</td> <td style="text-align: right;">14.6</td> </tr> <tr> <td>持分法投資損益</td> <td style="text-align: right;">0.2</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td style="text-align: right;">37.7</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">1.7</td> </tr> <tr> <td><b>税効果会計適用後の法人税等の負担率</b></td> <td style="text-align: right;"><b>8.8%</b></td> </tr> </table> </table>	貸倒引当金及び貸出金償却損金 算入限度超過額	212,130百万円	税務上の繰越欠損金	201,073百万円	利息返還損失引当金	78,877百万円	有価証券価格償却超過額	41,217百万円	その他有価証券の時価評価に係る一時差異	15,778百万円	退職給付引当金	9,643百万円	繰延ヘッジ損失に係る一時差異	8,433百万円	特定金銭信託評価損益	5,949百万円	減損損失否認	4,913百万円	賞与引当金	4,242百万円	その他	43,196百万円	<b>繰延税金資産小計</b>	<b>625,455百万円</b>	評価性引当額	574,627百万円	<b>繰延税金資産合計</b>	<b>50,828百万円</b>	繰延税金負債との相殺	28,573百万円	<b>繰延税金資産の純額</b>	<b>22,254百万円</b>	全面時価評価法の適用に係る一時差異 (主として無形資産)	17,888百万円	繰延ヘッジ利益に係る一時差異	11,907百万円	その他	442百万円	<b>繰延税金負債合計</b>	<b>30,238百万円</b>	繰延税金資産との相殺	28,573百万円	<b>繰延税金負債の純額</b>	<b>1,665百万円</b>	法定実効税率 (調整)	40.7%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.8	のれん償却額	14.6	持分法投資損益	0.2	評価性引当額の増減	37.7	その他	1.7	<b>税効果会計適用後の法人税等の負担率</b>	<b>8.8%</b>	<p>1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">税務上の繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">241,524百万円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金及び貸出金償却損金 算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">220,429百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券価格償却超過額</td> <td style="text-align: right;">50,898百万円</td> </tr> <tr> <td>利息返還損失引当金</td> <td style="text-align: right;">28,519百万円</td> </tr> <tr> <td>特定金銭信託評価損益</td> <td style="text-align: right;">19,517百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延ヘッジ損失に係る一時差異</td> <td style="text-align: right;">6,251百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">44,104百万円</td> </tr> <tr> <td><b>繰延税金資産小計</b></td> <td style="text-align: right;"><b>611,245百万円</b></td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">573,394百万円</td> </tr> <tr> <td><b>繰延税金資産合計</b></td> <td style="text-align: right;"><b>37,850百万円</b></td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債との相殺</td> <td style="text-align: right;">18,881百万円</td> </tr> <tr> <td><b>繰延税金資産の純額</b></td> <td style="text-align: right;"><b>18,969百万円</b></td> </tr> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">全面時価評価法の適用に係る一時差異 (主として無形資産)</td> <td style="text-align: right;">11,254百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延ヘッジ利益に係る一時差異</td> <td style="text-align: right;">8,006百万円</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券の時価評価に係る一時差異</td> <td style="text-align: right;">121百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">1,046百万円</td> </tr> <tr> <td><b>繰延税金負債合計</b></td> <td style="text-align: right;"><b>20,429百万円</b></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産との相殺</td> <td style="text-align: right;">18,881百万円</td> </tr> <tr> <td><b>繰延税金負債の純額</b></td> <td style="text-align: right;"><b>1,547百万円</b></td> </tr> </table> <p>2 . 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">40.7%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.3</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.8</td> </tr> <tr> <td>のれん償却額及び減損損失</td> <td style="text-align: right;">24.7</td> </tr> <tr> <td>持分法投資損益</td> <td style="text-align: right;">1.4</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td style="text-align: right;">13.6</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金の切り捨てによる影響</td> <td style="text-align: right;">13.2</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">5.0</td> </tr> <tr> <td><b>税効果会計適用後の法人税等の負担率</b></td> <td style="text-align: right;"><b>6.7%</b></td> </tr> </table> </table>	税務上の繰越欠損金	241,524百万円	貸倒引当金及び貸出金償却損金 算入限度超過額	220,429百万円	有価証券価格償却超過額	50,898百万円	利息返還損失引当金	28,519百万円	特定金銭信託評価損益	19,517百万円	繰延ヘッジ損失に係る一時差異	6,251百万円	その他	44,104百万円	<b>繰延税金資産小計</b>	<b>611,245百万円</b>	評価性引当額	573,394百万円	<b>繰延税金資産合計</b>	<b>37,850百万円</b>	繰延税金負債との相殺	18,881百万円	<b>繰延税金資産の純額</b>	<b>18,969百万円</b>	全面時価評価法の適用に係る一時差異 (主として無形資産)	11,254百万円	繰延ヘッジ利益に係る一時差異	8,006百万円	その他有価証券の時価評価に係る一時差異	121百万円	その他	1,046百万円	<b>繰延税金負債合計</b>	<b>20,429百万円</b>	繰延税金資産との相殺	18,881百万円	<b>繰延税金負債の純額</b>	<b>1,547百万円</b>	法定実効税率 (調整)	40.7%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.8	のれん償却額及び減損損失	24.7	持分法投資損益	1.4	評価性引当額の増減	13.6	繰越欠損金の切り捨てによる影響	13.2	その他	5.0	<b>税効果会計適用後の法人税等の負担率</b>	<b>6.7%</b>
貸倒引当金及び貸出金償却損金 算入限度超過額	212,130百万円																																																																																																																				
税務上の繰越欠損金	201,073百万円																																																																																																																				
利息返還損失引当金	78,877百万円																																																																																																																				
有価証券価格償却超過額	41,217百万円																																																																																																																				
その他有価証券の時価評価に係る一時差異	15,778百万円																																																																																																																				
退職給付引当金	9,643百万円																																																																																																																				
繰延ヘッジ損失に係る一時差異	8,433百万円																																																																																																																				
特定金銭信託評価損益	5,949百万円																																																																																																																				
減損損失否認	4,913百万円																																																																																																																				
賞与引当金	4,242百万円																																																																																																																				
その他	43,196百万円																																																																																																																				
<b>繰延税金資産小計</b>	<b>625,455百万円</b>																																																																																																																				
評価性引当額	574,627百万円																																																																																																																				
<b>繰延税金資産合計</b>	<b>50,828百万円</b>																																																																																																																				
繰延税金負債との相殺	28,573百万円																																																																																																																				
<b>繰延税金資産の純額</b>	<b>22,254百万円</b>																																																																																																																				
全面時価評価法の適用に係る一時差異 (主として無形資産)	17,888百万円																																																																																																																				
繰延ヘッジ利益に係る一時差異	11,907百万円																																																																																																																				
その他	442百万円																																																																																																																				
<b>繰延税金負債合計</b>	<b>30,238百万円</b>																																																																																																																				
繰延税金資産との相殺	28,573百万円																																																																																																																				
<b>繰延税金負債の純額</b>	<b>1,665百万円</b>																																																																																																																				
法定実効税率 (調整)	40.7%																																																																																																																				
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5																																																																																																																				
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.8																																																																																																																				
のれん償却額	14.6																																																																																																																				
持分法投資損益	0.2																																																																																																																				
評価性引当額の増減	37.7																																																																																																																				
その他	1.7																																																																																																																				
<b>税効果会計適用後の法人税等の負担率</b>	<b>8.8%</b>																																																																																																																				
税務上の繰越欠損金	241,524百万円																																																																																																																				
貸倒引当金及び貸出金償却損金 算入限度超過額	220,429百万円																																																																																																																				
有価証券価格償却超過額	50,898百万円																																																																																																																				
利息返還損失引当金	28,519百万円																																																																																																																				
特定金銭信託評価損益	19,517百万円																																																																																																																				
繰延ヘッジ損失に係る一時差異	6,251百万円																																																																																																																				
その他	44,104百万円																																																																																																																				
<b>繰延税金資産小計</b>	<b>611,245百万円</b>																																																																																																																				
評価性引当額	573,394百万円																																																																																																																				
<b>繰延税金資産合計</b>	<b>37,850百万円</b>																																																																																																																				
繰延税金負債との相殺	18,881百万円																																																																																																																				
<b>繰延税金資産の純額</b>	<b>18,969百万円</b>																																																																																																																				
全面時価評価法の適用に係る一時差異 (主として無形資産)	11,254百万円																																																																																																																				
繰延ヘッジ利益に係る一時差異	8,006百万円																																																																																																																				
その他有価証券の時価評価に係る一時差異	121百万円																																																																																																																				
その他	1,046百万円																																																																																																																				
<b>繰延税金負債合計</b>	<b>20,429百万円</b>																																																																																																																				
繰延税金資産との相殺	18,881百万円																																																																																																																				
<b>繰延税金負債の純額</b>	<b>1,547百万円</b>																																																																																																																				
法定実効税率 (調整)	40.7%																																																																																																																				
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3																																																																																																																				
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.8																																																																																																																				
のれん償却額及び減損損失	24.7																																																																																																																				
持分法投資損益	1.4																																																																																																																				
評価性引当額の増減	13.6																																																																																																																				
繰越欠損金の切り捨てによる影響	13.2																																																																																																																				
その他	5.0																																																																																																																				
<b>税効果会計適用後の法人税等の負担率</b>	<b>6.7%</b>																																																																																																																				

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

連結会社は銀行業以外に一部で証券、信託等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

当連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

連結会社は銀行業以外に一部で証券、信託等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計額及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計額及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外経常収益】

前連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

海外経常収益の連結経常収益に占める割合が10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

当連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

海外経常収益の連結経常収益に占める割合が10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。



【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

（追加情報）

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号平成18年10月17日）を適用しております。この結果、従来の開示対象範囲に加えて開示すべき重要な取引はありません。

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等  
記載すべき重要なものはありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等  
記載すべき重要なものはありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等  
記載すべき重要なものはありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 又は出資金	事業の 内容	議決 権等 の所有 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	J.C.Flowers II L.P. (注1)	英国領 ケイマン諸島 グランドケイマン	(千米ドル) 7,048,630	投資業務	-	役務の提供 役員の兼任	管理報酬の 受入(注2) 出資(注3) 出資分配金	216 11,088 432	前受収益 - -	26 - -
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	J.C.Flowers L.P. (注1)	英国領 ケイマン諸島 グランドケイマン	(千米ドル) 2,449,435	投資業務	-	役務の提供 役員の兼任	出資(注4)	468	-	-
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	NIBC Bank N.V. (注5)	オランダ ハーグ市	(千ユーロ) 80,100	金融業	-	-	コミットメントライン 取引 (注6)	13,009	-	-
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	NIBC Bank Ltd (注7)	シンガポール	(千シンガポールドル) 143,720	金融業	-	-	貸出参加 (注8)	724	貸出金	1,093
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	Hillcot Holdings Limited (注9)	英国領 バミューダハミルトン市	(千米ドル) 24	保険持株会社	33.7 (33.7)	当行行員が役員を兼任	出資金戻り (注9)	715	-	-

- (注1) 当行役員J.クリストファー フラワーズが会長を務めるJ.C.フラワーズ社(J.C.Flowers&Co.LLC)によって運営されているファンドであります。
- (注2) 有限責任組合員のファンドに対する出資割合に基づき、管理報酬金額を決定しております。
- (注3) パートナーシップ契約に基づき出資しております。なお、出資約束額は200百万米ドルであります。
- (注4) パートナーシップ契約に基づき出資しております。なお、出資約束額は99.95百万米ドルであります。
- (注5) 当行役員J.クリストファー フラワーズが会長を務めるJ.C.フラワーズ社(J.C.Flowers&Co.LLC)が実質的に支配権を有するNIBC Holding N.V.がNIBC Bank N.V.の議決権の100%を間接的に保有しております。
- (注6) 市場実勢を勘案して、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っており、融資枠の設定額を取引金額として記載しております。
- (注7) 当行役員J.クリストファー フラワーズが会長を務めるJ.C.フラワーズ社(J.C.Flowers&Co.LLC)が実質的に支配権を有するNIBC Holding N.V.がNIBC Bank Ltd.の議決権の100%を保有しております。
- (注8) 市場実勢を勘案して、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。なお、貸出参加枠は11百万米ドルとして設定しており、当期の貸出参加額を取引金額として記載しております。
- (注9) 当行役員J.クリストファー フラワーズが間接的に議決権の過半数を保有し、かつ当行の持分法適用会社であるHillcot Holdings Limitedへの出資が返済されたものであります。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等記載すべき重要なものではありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等記載すべき重要なものではありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等記載すべき重要なものではありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等記載すべき重要なものではありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

記載すべき重要なものではありません。

当連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等記載すべき重要なものではありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等記載すべき重要なものではありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等記載すべき重要なものではありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 又は出資金	事業の 内容	議決 権等 の所有 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	J.C.Flowers II L.P. (注1)	英国領 ケイマン諸島 グランドケイマン	(千米ドル) 7,048,630	投資業務	-	役務の提供 役員の兼任	管理報酬の 受入(注2) 出資(注3) 出資分配金	138 104 439	前受収益 - -	22 - -
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	J.C.Flowers L.P. (注1)	英国領 ケイマン諸島 グランドケイマン	(千米ドル) 2,323,386	投資業務	-	役務の提供 役員の兼任	出資(注4) 出資分配金	3,918 4,172	- -	- -
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	NIBC Bank Ltd. (注5)	シンガポール	(千シンガポールドル) 143,720	金融業	-	-	貸出参加 (注6)	257	貸出金	1,001

- (注1) 当行役員J.クリストファー フラワーズが会長を務める J.C. Flowers & Co. LLC によって運営されているファンドであります。
- (注2) 有限責任組合員のファンドに対する出資割合に基づき、管理報酬金額を決定しております。
- (注3) パートナーシップ契約に基づき出資しております。なお、出資約束額は2億米ドルであります。
- (注4) パートナーシップ契約に基づき出資しております。なお、出資約束額は99.95百万米ドルであります。
- (注5) NIBC Bank Ltd. の議決権の100%を保有している NIBC Holding N.V. に対して、当行役員J.クリストファー フラワーズが49%の議決権を保有する New NIB Limited が間接的に支配権を有しております。
- (注6) 市場実勢を勘案して、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。なお、当連結会計年度をもって貸出参加枠からの貸出実行を完了しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

- (ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等記載すべき重要なものではありません。

- (イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等記載すべき重要なものではありません。

- (ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等記載すべき重要なものではありません。

- (エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等記載すべき重要なものではありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

- 記載すべき重要なものではありません。

( 1株当たり情報 )

		前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	円	284.95	232.72
1株当たり当期純損失金額	円	72.85	71.36

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	当連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	767,481	634,954
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	207,845	177,893
うち新株予約権	百万円	1,808	1,672
うち少数株主持分	百万円	206,037	176,221
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	559,635	457,061
1株当たり純資産額の算定に用いられた連結会計年度末の普通株式の数	千株	1,963,919	1,963,919

2. 1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、前連結会計年度及び当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

		前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり当期純損失金額			
当期純損失	百万円	143,084	140,150
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る当期純損失	百万円	143,084	140,150
普通株式の期中平均株式数	千株	1,963,916	1,963,919
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		新株予約権23種類(新株予約権の数28,839個)。なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、1.株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権21種類(新株予約権の数23,183個)。なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、1.株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)  
該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債・金融債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前連結会計年 度末残高 (百万円)	当連結会計年 度末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当行	5年物利付 長期信用債券 (注)1	平成16年4月～ 平成22年4月	478,967	391,813 [99,341]	0.10～1.75	なし	平成21年4月～ 平成27年4月
	3年物利付 長期信用債券 (注)2	平成19年11月～ 平成20年9月	63,200	62,100 [47,300]	1.05～1.65	なし	平成22年11月～ 平成23年9月
	2年物利付 長期信用債券 (注)3	平成20年5月～ 平成20年9月	26,800	26,800 [26,800]	1.35～1.55	なし	平成22年5月～ 平成22年9月
	1年物利付 長期信用債券 (注)4	平成20年5月～ 平成20年9月	90,500	-	1.20～1.40	なし	平成21年5月～ 平成21年9月
	ユーロ円建 長期信用債券 (注)5	平成16年9月～ 平成17年10月	16,100	3,000	0.00～ 3.13874 (注)10	なし	平成22年8月～ 平成37年2月
	ユーロ円建 普通社債 (注)6	平成17年10月～ 平成22年3月	26,522	14,715 [2,563]	0.00～18.10 (注)10	なし	平成21年4月～ 平成49年9月
	米ドル建 普通社債 (注)7	平成18年8月～ 平成19年8月	1,072 (10,922千 米ドル)	458 (4,922千米 ドル) [458]	0.00～27.50 (注)10	なし	平成22年3月～ 平成22年8月
	円建 劣後社債 (注)8	平成17年3月～ 平成21年12月	91,300	74,000	1.96～3.40 (注)10	なし	平成27年3月～ 平成29年12月
	ユーロ円建 劣後社債	平成18年2月	74,164 (570,103千 ユーロ)	67,855 (542,716千 ユーロ)	3.75	なし	平成28年2月
	ユーロ円建 永久劣後社債 (注)9	平成17年10月	4,500	4,500	2.35及び 2.435	なし	-
	英ポンド建 永久劣後社債	平成18年12月	25,813 (183,766千 英ポンド)	16,109 (114,699千 英ポンド)	5.625	なし	-
	株式会社アプラス	短期社債 (注)11	平成21年3月～ 平成22年3月	10,500	-	1.90及び2.00	なし
円建 普通社債		平成19年6月	16,600	10,100 [10,100]	1.85	なし	平成22年6月
昭和リース株式会社	短期社債 (注)11	平成20年9月～ 平成22年3月	1,000	17,700 [17,700]	0.657～1.246	なし	平成21年4月～ 平成22年6月
	円建 普通社債	平成18年9月	7,300	-	1.135	なし	平成21年9月



会社名	銘柄	発行年月日	前連結会計年度末残高 (百万円)	当連結会計年度末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
シンキ株式会社	円建 普通社債	平成17年10月	4,900	-	2.10	なし	平成21年10月
ビッグスカイ2008-1 特定目的会社	円建 一般担保付 特定社債 (注)12	平成20年12月	9,868		1.65及び2.40	(注)14	平成58年1月
Shinsei Bank Finance N.V.	円建 永久劣後社債	平成8年12月	500	500	2.03031	なし	-
Woori SB Eighth Asset Securitization Specialty Co.,Ltd. 他3社(注)13	韓国ウォン建 普通社債	平成19年6月～ 平成20年11月	3,947 (55,597百万 韓国ウォン)	38 (472百万 韓国ウォン)	10.00	(注)15	平成23年8月～ 平成24年11月
合計		-	953,557	689,692 [204,263]	-	-	-

- (注) 1. 第617回～第670回長期信用債券、売出第742回～第755回長期信用債券、第395回～第539回長期信用債券(利子一括払)、第617回～第689回長期信用債券(財形)、第270回～第342回長期信用債券(財形利子一括払)をまとめて記載しております。
2. 第22回～第30回長期信用債(3年)をまとめて記載しております。
3. 第107回～第111回長期信用債(2年)をまとめて記載しております。
4. 第51回～第55回長期信用債(1年)をまとめて記載しております。
5. ユーロ・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ円建長期信用債券をまとめて記載しております。
6. ユーロ・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ円建普通社債をまとめて記載しております。
7. ユーロ・ノート・プログラムに基づき発行した米ドル建普通社債をまとめて記載しております。
8. 第1回～第3回無担保社債(劣後特約付)をまとめて記載しております。
9. ユーロ・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ円建永久劣後特約付社債をまとめて記載しております。
10. 連結決算日現在において確定していない利率については、契約上の最大値、最小値を記載しております。
11. 短期社債をまとめて記載しております。
12. 第1回S1号及びS3号一般担保付特定社債をまとめて記載しております。なお、当連結会計年度末については、連結の範囲から除外しているため、残高は記載しておりません。
13. 連結子会社Woori SB Eighth Asset Securitization Specialty Co.,Ltd.、Woori SB Ninth Asset Securitization Specialty Co.,Ltd.、Woori SB Eleventh Asset Securitization Specialty Co.,Ltd.及びWoori SB Twelfth Asset Securitization Specialty Co.,Ltd.の発行した社債をまとめて表示しております。
14. ビッグスカイ2008-1特定目的会社の発行した社債は、当行の住宅ローン債権を裏付資産とした一般担保付特定社債であります。
15. Woori SB Eighth Asset Securitization Specialty Co., Ltd.他3社の発行した社債は、同社の保有する買入金銭債権を裏付資産とした資産担保証券であります。
16. 「当連結会計年度末残高」欄の[ ]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。
17. 「前連結会計年度末残高」及び「当連結会計年度末残高」欄の( )書きは、外貨建ての金額であります。
18. 連結決算日後5年内における償還予定額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額(百万円)	204,263	101,218	74,869	66,944	99,778

【借入金等明細表】

区 分	前連結会計 年度末残高 (百万円)	当連結会計 年度末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	1,012,324	1,186,837	0.69	-
再割引手形	-	-	-	-
借入金	1,012,324	1,186,837	0.69	平成21年4月～永久
1年以内に返済予定のリース債務	699	483	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	259	3,319	-	平成22年4月～平成 34年10月

(注) 1. 「平均利率」は、連結決算日現在の「利率」及び「当連結会計年度末残高」により算出(加重平均)しております。なお、リース債務の「平均利率」については、一部の連結子会社を除き、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため記載しておりません。

2. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	878,655	89,738	49,500	17,780	9,473
リース債務(百万円)	483	347	320	317	313

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、これらの活動に関連する有利子負債については記載しておりません。

(参考) なお、営業活動として資金調達を行っている約束手形方式によるコマーシャル・ペーパーの発行状況は、次のとおりであります。

	前連結会計年 度末残高 (百万円)	当連結会計年 度末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
コマーシャル・ペーパー	198	-	-	-

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

区 分	第1四半期 (自平成21年4月 1日至平成21年 6月30日)	第2四半期 (自平成21年7月 1日至平成21年 9月30日)	第3四半期 (自平成21年10月 1日至平成21年 12月31日)	第4四半期 (自平成22年1月 1日至平成22年 3月31日)
経常収益(百万円)	155,644	142,142	143,842	124,713
税金等調整前四半期純利益金額 (は税金等調整前四半期純損 失金額)(百万円)	7,400	12,750	14,072	157,312
四半期純利益金額 (は四半期純損失金額) (百万円)	5,172	5,890	11,188	162,401
1株当たり四半期純利益金額 (は1株当たり四半期純損失 金額)(円)	2.63	2.99	5.69	82.69

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

自己株式の取得

平成22年6月23日開催の当行取締役会において決議されました自己株式の取得枠の設定等につきましては、「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況」中、「2. 自己株式の取得等の状況」をご参照ください。

2【財務諸表等】  
(1)【財務諸表】  
【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	9 411,999	9 310,022
現金	7,261	7,601
預け金	404,738	302,421
コールローン	-	19,129
債券貸借取引支払保証金	131	2,801
買入金銭債権	9 666,126	621,271
特定取引資産	2, 9 326,038	2 211,020
商品有価証券	82	13
商品有価証券派生商品	-	297
特定取引有価証券	19,532	13,836
特定取引有価証券派生商品	22,506	45,258
特定金融派生商品	283,822	151,468
その他の特定取引資産	93	146
金銭の信託	573,032	463,467
有価証券	2, 9 2,626,047	2, 9 3,674,523
国債	1,204,254	2,361,568
地方債	1,749	1,787
社債	15 445,626	15 396,104
株式	1 449,949	1 441,094
その他の証券	1 524,466	1 473,968
投資損失引当金	3,370	3,370
貸出金	3, 4, 5, 6, 8, 9, 10 5,168,004	3, 4, 5, 6, 8, 9, 10 4,732,858
手形貸付	245,836	146,526
証書貸付	4,112,826	3,784,780
当座貸越	809,341	801,550
外国為替	37,138	10,976
外国他店預け	36,988	10,521
買入外国為替	7 150	7 454
その他資産	9 977,924	9 506,855
前払費用	2,322	1,877
未収収益	18,432	15,160
先物取引差入証拠金	143	205
先物取引差金勘定	-	64
金融派生商品	354,333	240,223
社債発行費	220	154
未収金	480,843	124,871
その他の資産	9 121,628	9 124,298
有形固定資産	11, 12 18,856	11, 12 17,890
建物	13,357	12,501

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
リース資産	11	4
建設仮勘定	105	1,091
その他の有形固定資産	5,381	4,293
無形固定資産	13,477	11,891
ソフトウェア	13,428	11,850
その他の無形固定資産	49	40
債券繰延資産	161	176
債券発行費用	161	176
繰延税金資産	4,329	-
支払承諾見返	12,556	11,266
貸倒引当金	118,960	102,213
資産の部合計	10,713,494	10,488,567
<b>負債の部</b>		
預金	9 6,637,831	9 6,533,555
当座預金	495,461	143,344
普通預金	1,407,454	1,662,382
通知預金	15,289	11,589
定期預金	4,451,725	4,427,528
その他の預金	267,899	288,710
譲渡性預金	259,659	290,909
債券	676,767	487,513
債券発行高	676,767	487,513
コールマネー	9 281,513	9 310,487
売現先勘定	9 53,805	9 8,430
債券貸借取引受入担保金	9 569,566	9 548,479
特定取引負債	316,068	176,668
商品有価証券派生商品	-	127
特定取引有価証券派生商品	22,502	23,903
特定金融派生商品	293,565	152,637
借入金	9 425,371	9 811,100
借入金	13 425,371	13 811,100
外国為替	226	222
外国他店預り	224	207
未払外国為替	1	15
社債	14 402,453	14 342,518
その他負債	9 495,016	9 392,414
未払法人税等	34	484
未払費用	37,667	54,997
前受収益	636	525
先物取引差金勘定	45	190

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
借入有価証券	-	2,179
金融派生商品	408,967	297,766
リース債務	11	4
その他の負債	47,653	36,266
賞与引当金	7,191	5,423
退職給付引当金	55	-
固定資産処分損失引当金	6,911	7,011
訴訟損失引当金	3,662	5,873
繰延税金負債	-	745
支払承諾	9, 12,556	9, 11,266
<b>負債の部合計</b>	<b>10,148,658</b>	<b>9,932,620</b>
純資産の部		
資本金	476,296	476,296
資本剰余金	43,558	43,558
資本準備金	43,558	43,558
利益剰余金	154,454	106,809
利益準備金	11,035	11,035
その他利益剰余金	143,418	95,773
繰越利益剰余金	143,418	95,773
自己株式	72,558	72,558
<b>株主資本合計</b>	<b>601,750</b>	<b>554,105</b>
その他有価証券評価差額金	38,049	361
繰延ヘッジ損益	672	192
評価・換算差額等合計	38,722	168
新株予約権	1,808	1,672
<b>純資産の部合計</b>	<b>564,836</b>	<b>555,947</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>10,713,494</b>	<b>10,488,567</b>

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
経常収益	246,323	217,868
資金運用収益	182,737	153,051
貸出金利息	109,886	86,463
有価証券利息配当金	59,458	51,251
コールローン利息	883	114
買現先利息	7	-
債券貸借取引受入利息	727	75
預け金利息	1,488	66
金利スワップ受入利息	-	4,970
その他の受入利息	10,284	10,108
役務取引等収益	18,963	16,937
受入為替手数料	1,244	1,097
その他の役務収益	17,718	15,840
特定取引収益	5,277	7,892
商品有価証券収益	0	-
特定取引有価証券収益	-	4,457
特定金融派生商品収益	5,276	3,435
その他業務収益	16,956	31,442
外国為替売買益	13,336	4,389
国債等債券売却益	3,321	25,788
その他の業務収益	299	1,264
その他経常収益	22,389	8,545
株式等売却益	4,199	2,459
金銭の信託運用益	16,050	4,005
その他の経常収益	2,138	2,080
経常費用	411,184	262,074
資金調達費用	96,368	77,918
預金利息	47,548	51,714
譲渡性預金利息	4,871	1,323
債券利息	5,026	3,880
コールマネー利息	4,897	297
売現先利息	5	55
債券貸借取引支払利息	2,650	637
借入金利息	5,268	2,943
社債利息	20,266	16,472
金利スワップ支払利息	1,083	-
その他の支払利息	4,748	593
役務取引等費用	13,415	9,843
支払為替手数料	1,756	1,550
その他の役務費用	11,658	8,292

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
特定取引費用	10,968	186
商品有価証券費用	-	82
特定取引有価証券費用	10,727	-
その他の特定取引費用	240	104
その他業務費用	103,456	22,531
国債等債券売却損	3,529	511
国債等債券償却	80,763	6
債券発行費用償却	74	75
社債発行費用償却	353	114
金融派生商品費用	2,837	562
その他の業務費用	15,898	21,260
営業経費	81,741	69,780
その他経常費用	105,234	81,814
貸倒引当金繰入額	75,853	36,146
貸出金償却	1,853	16,351
株式等売却損	344	13
株式等償却	11,549	4,552
金銭の信託運用損	10,279	19,977
その他の経常費用	5,353	4,772
経常損失( )	164,860	44,205
特別利益	76,948	25,851
固定資産処分益	-	1
償却債権取立益	1,104	2,745
社債等消却益	73,175	22,738
その他の特別利益	2,668	366
特別損失	63,487	20,955
固定資産処分損	1,021	389
減損損失	-	292
固定資産処分損失引当金繰入額	3,118	191
訴訟損失引当金繰入額	3,662	2,210
その他の特別損失	1 55,684	1 17,871
税引前当期純損失( )	151,399	39,309
法人税、住民税及び事業税	4,184	34
法人税等調整額	9,833	8,369
法人税等合計	5,648	8,334
当期純損失( )	157,048	47,644

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
前期末残高	476,296	476,296
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	476,296	476,296
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
前期末残高	43,558	43,558
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	43,558	43,558
<b>資本剰余金合計</b>		
前期末残高	43,558	43,558
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	43,558	43,558
<b>利益剰余金</b>		
<b>利益準備金</b>		
前期末残高	9,880	11,035
当期変動額		
剰余金の配当	1,154	
当期変動額合計	1,154	-
当期末残高	11,035	11,035
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>繰越利益剰余金</b>		
前期末残高	307,395	143,418
当期変動額		
剰余金の配当	6,928	
当期純損失( )	157,048	47,644
当期変動額合計	163,976	47,644
当期末残高	143,418	95,773
<b>利益剰余金合計</b>		
前期末残高	317,276	154,454
当期変動額		
剰余金の配当	5,773	
当期純損失( )	157,048	47,644
当期変動額合計	162,822	47,644
当期末残高	154,454	106,809



	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<b>自己株式</b>		
前期末残高	72,557	72,558
当期変動額		
自己株式の取得	0	0
当期変動額合計	0	0
当期末残高	72,558	72,558
<b>株主資本合計</b>		
前期末残高	764,573	601,750
当期変動額		
剰余金の配当	5,773	
当期純損失( )	157,048	47,644
自己株式の取得	0	0
当期変動額合計	162,823	47,644
当期末残高	601,750	554,105
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
前期末残高	35,024	38,049
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,025	38,411
当期変動額合計	3,025	38,411
当期末残高	38,049	361
<b>繰延ヘッジ損益</b>		
前期末残高	1,896	672
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,568	479
当期変動額合計	2,568	479
当期末残高	672	192
<b>評価・換算差額等合計</b>		
前期末残高	33,128	38,722
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5,593	38,890
当期変動額合計	5,593	38,890
当期末残高	38,722	168
<b>新株予約権</b>		
前期末残高	1,257	1,808
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	550	135
当期変動額合計	550	135
当期末残高	1,808	1,672

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
純資産合計		
前期末残高	732,703	564,836
当期変動額		
剰余金の配当	5,773	
当期純損失 ( )	157,048	47,644
自己株式の取得	0	0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	5,043	38,755
当期変動額合計	167,866	8,889
当期末残高	564,836	555,947

【重要な会計方針】

	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p> <p>なお、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積に当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。</p>	同左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 同左</p>

	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	同 左
4. 買入金銭債権の評価基準及び評価方法	売買目的の買入金銭債権(特定取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	同 左
5. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産の減価償却は、建物及び動産のうちパソコン以外の電子計算機(ATM等)については定額法、その他の動産については定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 13年~50年 その他 2年~15年</p> <p>(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中の「リース資産」の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同 左</p> <p>(2) 無形固定資産 同 左</p> <p>(3) リース資産 同 左</p>
6. 繰延資産の処理方法	<p>繰延資産は、次のとおり処理しております。</p> <p>(1) 社債発行費 社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。 また、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としております。</p> <p>(2) 債券発行費用 債券発行費用は債券繰延資産として計上し、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。</p>	<p>繰延資産は、次のとおり処理しております。</p> <p>(1) 社債発行費 同 左</p> <p>(2) 債券発行費用 同 左</p>
7. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左

	<p>前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)</p>
<p>8. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p>

	<p>前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)</p>
	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産査定管理部門が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は71,294百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産査定管理部門が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は96,799百万円であります。</p>
	<p>(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(2) 投資損失引当金 同 左</p>
	<p>(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(3) 賞与引当金 同 左</p>
	<p>(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれの発生年度から損益処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異（9,081百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。</p>	<p>(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれの発生年度から損益処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異（9,081百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。</p> <p>(会計方針の変更) 当事業年度末から「『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。</p> <p>なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。</p>

	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
	<p>(5) 固定資産処分損失引当金 固定資産処分損失引当金は、将来移転を予定している当行本店及び目黒フィナンシャルセンターについて見込まれる原状回復費用等の額を、契約書等に基づき合理的に算出して計上しております。</p> <p>(6) 訴訟損失引当金 訴訟損失引当金は、係争中の訴訟に係る損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。</p>	<p>(5) 固定資産処分損失引当金 固定資産処分損失引当金は、将来移転を予定している当行本店及び目黒フィナンシャルセンター等について見込まれる原状回復費用等の額を、契約書等に基づき合理的に算出して計上しております。</p> <p>(6) 訴訟損失引当金 訴訟損失引当金は、係争中の訴訟に係る損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。 なお、当該引当金計上対象の訴訟は平成22年4月8日に和解により終結いたしました。和解により確定した支払債務は平成22年4月21日にその全額の支払を完了し、同日、当該引当金の全額を取り崩しております。これによる翌事業年度の損益への影響はありません。</p>
9. ヘッジ会計の方法	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。 「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号、以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性を評価しております。 また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してまいりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、移行後の各事業年度において従来の基準に従い、ヘッジ手段の残存期間にわたり、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。 なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は4百万円(税効果額控除前)であります。</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。 「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号、以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性を評価しております。</p>

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは時価ヘッジによっております。</p> <p>「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p> <p>(ハ) 内部取引等 デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバール取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同 左</p> <p>(ハ) 内部取引等 同 左</p>
10 . 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同 左
11 . その他財務諸表作成のための重要な事項	当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。	同 左



【会計方針の変更】

<p>前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用し、通常の売買取引に準じた会計処理によっております。この変更による影響は軽微であります。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前である所有権移転外ファイナンス・リース取引については、平成19年度末日における未経過リース料残高を取得価額とし、当期首に取得したものとして「リース資産」に計上しております。</p> <p>(債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い) 「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」(実務対応報告第26号平成20年12月5日)が平成20年12月5日に公表されたことに伴い、当事業年度から同実務対応報告を適用し、平成20年10月1日付で「その他有価証券」の一部を「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。これにより、従来の区分で保有した場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」はそれぞれ8,598百万円増加しております。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、有価証券は9,544百万円減少、買入金銭債権は4,727百万円減少、繰延税金負債は616百万円減少、その他有価証券評価差額金は4,436百万円減少、貸倒引当金は16,864百万円減少し、経常損失及び税引前当期純損失は、それぞれ7,644百万円減少しております。</p>

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(貸借対照表関係) 前事業年度において、「その他の資産」に含めて表示して いた「未収金」(前事業年度末残高 39,519百万円)は、当 事業年度において資産総額の1/100を超えたことから、区分 掲記しております。	

【追加情報】

<p>前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更) 変動利付国債は、従来、市場価格をもって貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当事業年度末においては、合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」はそれぞれ3,230百万円増加しております。 変動利付国債の合理的に算定された価額は、ブローカーから入手した理論価格としております。当該価格は、国債のフォワードカーブに基づいて算出した将来の各利払い及び償還時のキャッシュ・フローの現在価値(コンベクシティ調整後)と変動利付国債に係るゼロ・フロア・オプション価値の合計値であり、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。</p>	<p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更) 変動利付国債は、前事業年度末においては、市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、従来の市場価格に代えて合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としておりましたが、市場価格と理論価格が乖離した状態が1年以上継続しているため、市場価格を時価とみなすことが相当と判断し、当事業年度末においては、市場価格をもって貸借対照表計上額としております。これにより、合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」はそれぞれ3,037百万円減少しております。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
<p>1 関係会社の株式及び出資総額 501,232百万円</p> <p>2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は76,017百万円、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは53,652百万円であります。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は23,943百万円、延滞債権額は110,238百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は3,732百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,121百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は141,035百万円であります。 なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>1 関係会社の株式及び出資総額 494,211百万円</p> <p>2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは35,080百万円であります。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は11,129百万円、延滞債権額は290,037百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は2,027百万円あります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,086百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は306,281百万円あります。 なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)																																																
<p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は150百万円であります。</p> <p>8 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金元本の当事業年度末残高の総額は、50,839百万円であります。</p> <p>原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、78,450百万円であります。</p> <p>9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">担保に供している資産</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 40px;">現金預け金</td><td style="text-align: right;">10百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">買入金銭債権</td><td style="text-align: right;">47,380百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">特定取引資産</td><td style="text-align: right;">15,669百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">有価証券</td><td style="text-align: right;">964,376百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">貸出金</td><td style="text-align: right;">412,465百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">その他資産</td><td style="text-align: right;">395,266百万円</td></tr> </table> <p style="padding-left: 20px;">担保資産に対応する債務</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 40px;">預金</td><td style="text-align: right;">988百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">コールマネー</td><td style="text-align: right;">250,000百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">売現先勘定</td><td style="text-align: right;">53,805百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">債券貸借取引受入担保金</td><td style="text-align: right;">569,205百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">借入金</td><td style="text-align: right;">201,480百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">その他負債</td><td style="text-align: right;">24百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">支払承諾</td><td style="text-align: right;">909百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券215,778百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他の資産のうち保証金は7,904百万円、デリバティブ取引の差入担保金は6,811百万円であります。</p> <p>10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,560,296百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが3,297,311百万円あります。</p>	現金預け金	10百万円	買入金銭債権	47,380百万円	特定取引資産	15,669百万円	有価証券	964,376百万円	貸出金	412,465百万円	その他資産	395,266百万円	預金	988百万円	コールマネー	250,000百万円	売現先勘定	53,805百万円	債券貸借取引受入担保金	569,205百万円	借入金	201,480百万円	その他負債	24百万円	支払承諾	909百万円	<p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は454百万円であります。</p> <p>8 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金元本の当事業年度末残高の総額は、40,254百万円であります。</p> <p>原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、33,357百万円であります。</p> <p>9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">担保に供している資産</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 40px;">現金預け金</td><td style="text-align: right;">10百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">有価証券</td><td style="text-align: right;">1,499,692百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">貸出金</td><td style="text-align: right;">291,413百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">その他資産</td><td style="text-align: right;">107,898百万円</td></tr> </table> <p style="padding-left: 20px;">担保資産に対応する債務</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 40px;">預金</td><td style="text-align: right;">790百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">コールマネー</td><td style="text-align: right;">310,000百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">売現先勘定</td><td style="text-align: right;">8,430百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">債券貸借取引受入担保金</td><td style="text-align: right;">548,479百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">借入金</td><td style="text-align: right;">659,700百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">その他負債</td><td style="text-align: right;">24百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">支払承諾</td><td style="text-align: right;">920百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券231,783百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他の資産のうち保証金は8,402百万円、デリバティブ取引の差入担保金は13,029百万円あります。</p> <p>10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,377,426百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが3,174,115百万円あります。</p>	現金預け金	10百万円	有価証券	1,499,692百万円	貸出金	291,413百万円	その他資産	107,898百万円	預金	790百万円	コールマネー	310,000百万円	売現先勘定	8,430百万円	債券貸借取引受入担保金	548,479百万円	借入金	659,700百万円	その他負債	24百万円	支払承諾	920百万円
現金預け金	10百万円																																																
買入金銭債権	47,380百万円																																																
特定取引資産	15,669百万円																																																
有価証券	964,376百万円																																																
貸出金	412,465百万円																																																
その他資産	395,266百万円																																																
預金	988百万円																																																
コールマネー	250,000百万円																																																
売現先勘定	53,805百万円																																																
債券貸借取引受入担保金	569,205百万円																																																
借入金	201,480百万円																																																
その他負債	24百万円																																																
支払承諾	909百万円																																																
現金預け金	10百万円																																																
有価証券	1,499,692百万円																																																
貸出金	291,413百万円																																																
その他資産	107,898百万円																																																
預金	790百万円																																																
コールマネー	310,000百万円																																																
売現先勘定	8,430百万円																																																
債券貸借取引受入担保金	548,479百万円																																																
借入金	659,700百万円																																																
その他負債	24百万円																																																
支払承諾	920百万円																																																

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>
<p>11 有形固定資産の減価償却累計額 16,986百万円</p>	<p>11 有形固定資産の減価償却累計額 18,603百万円</p>
<p>12 有形固定資産の圧縮記帳額 2,320百万円 (当事業年度圧縮記帳額 - 百万円)</p>	<p>12 有形固定資産の圧縮記帳額 2,315百万円 (当事業年度圧縮記帳額 - 百万円)</p>
<p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金102,500百万円が含まれております。</p>	<p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金102,500百万円が含まれております。</p>
<p>14 社債には、劣後特約付社債374,858百万円が含まれております。</p>	<p>14 社債には、劣後特約付社債327,344百万円が含まれております。</p>
<p>15 「有価証券」中の「社債」のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は64,362百万円であります。</p>	<p>15 「有価証券」中の「社債」のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は48,283百万円であります。</p>
<p>16 配当制限 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。 剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。 当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、1,154百万円であります。</p>	<p>16 配当制限 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。 剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。 当事業年度は剰余金の配当を実施しておりませんので、当該剰余金の配当に係る資本準備金ならびに利益準備金の計上を行っておりません。</p>
<p>17 当行子会社である新生フィナンシャル株式会社（旧GE コンシューマー・ファイナンス株式会社）は、消費者ローン債権を新生信託銀行株式会社に信託譲渡して証券化取引を行っておりますが、新生フィナンシャル株式会社が当該信託債権に係る過払利息返還債務を負担できない場合等により、新生信託銀行株式会社の銀行勘定に損失が発生した際には、当行が当該損失を負担する旨の書簡を新生信託銀行株式会社に差入れております。なお、当行に損失の発生する可能性は非常に低いものと判断しております。</p>	<p>17 当行子会社である新生フィナンシャル株式会社及びシンキ株式会社は、消費者ローン債権を新生信託銀行株式会社に信託譲渡して証券化取引を行っておりますが、新生フィナンシャル株式会社及びシンキ株式会社が当該信託債権に係る過払利息返還債務を負担できない場合等により、新生信託銀行株式会社の銀行勘定に損失が発生した際には、当行が当該損失を負担する旨の書簡を新生信託銀行株式会社に差入れております。なお、当行に損失の発生する可能性は非常に低いものと判断しております。</p>

(損益計算書関係)

前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1 その他の特別損失は、関係会社株式及び出資評価損55,684百万円であります。	1 「その他の特別損失」は、関係会社株式及び出資等の評価損7,387百万円及び子会社株式等売却損10,483百万円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1.自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	96,422	4	-	96,427	(注)
合計	96,422	4	-	96,427	

(注)自己株式の増加4千株は、単元未満株式の買取による自己株式の取得であります。

2.配当に関する事項

当行の配当については、次のとおりであります。

(1)当事業年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年 5月14日 取締役会	普通株式	5,773	2.94	平成20年 3月31日	平成20年 6月5日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの  
該当ありません。

当事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1.自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	96,427	0	-	96,427	(注)
合計	96,427	0	-	96,427	

(注)自己株式の増加は、単元未満株式の買取による自己株式の取得であります。

2.配当に関する事項

当行の配当については、次のとおりであります。

(1)当事業年度中の配当金支払額

該当ありません。

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの  
該当ありません。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																								
<p>1 ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア)有形固定資産 工具、器具及び備品であります。 リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「5. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p>	<p>1 ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア)有形固定資産 同 左 リース資産の減価償却の方法 同 左</p>																								
<p>2 .オペレーティング・リース取引 (借手側) ・オペレーティング・リース取引のうち</p> <p>解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">3,537百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">1,345百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,883百万円</td> </tr> </table> <p>(貸手側) ・オペレーティング・リース取引のうち 解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">118百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">586百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">704百万円</td> </tr> </table>	1年内	3,537百万円	1年超	1,345百万円	合計	4,883百万円	1年内	118百万円	1年超	586百万円	合計	704百万円	<p>2 .オペレーティング・リース取引 (借手側) ・オペレーティング・リース取引のうち</p> <p>解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">3,554百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">1,355百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,910百万円</td> </tr> </table> <p>(貸手側) ・オペレーティング・リース取引のうち 解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">85百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">64百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">150百万円</td> </tr> </table>	1年内	3,554百万円	1年超	1,355百万円	合計	4,910百万円	1年内	85百万円	1年超	64百万円	合計	150百万円
1年内	3,537百万円																								
1年超	1,345百万円																								
合計	4,883百万円																								
1年内	118百万円																								
1年超	586百万円																								
合計	704百万円																								
1年内	3,554百万円																								
1年超	1,355百万円																								
合計	4,910百万円																								
1年内	85百万円																								
1年超	64百万円																								
合計	150百万円																								



(有価証券関係)

前事業年度(平成21年3月31日現在)

子会社及び関連会社株式で時価のあるもの

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額(は損) (百万円)
子会社株式	25,870	19,224	6,645

(注)時価は、決算日における市場価格に基づいております。

当事業年度(平成22年3月31日現在)

子会社及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	97,801	100,312	2,511

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	389,927
関連会社株式	589
合計	390,517

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

( 税効果会計関係 )

前事業年度 ( 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日 )	当事業年度 ( 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日 )																																																																																												
<p>1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">貸倒引当金及び貸出金償却損金算入 限度超過額</td> <td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">77,723百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券価格償却超過額</td> <td style="text-align: right;">69,212百万円</td> </tr> <tr> <td>税務上の繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">54,733百万円</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券の時価評価に係る一時差異</td> <td style="text-align: right;">15,482百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延ヘッジ損失に係る一時差異</td> <td style="text-align: right;">8,433百万円</td> </tr> <tr> <td>特定金銭信託評価損益</td> <td style="text-align: right;">5,949百万円</td> </tr> <tr> <td>金銭の信託未収配当金</td> <td style="text-align: right;">3,686百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">2,926百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">2,855百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産処分損失引当金</td> <td style="text-align: right;">2,812百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">20,755百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">264,573百万円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">246,740百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">17,832百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰延ヘッジ利益に係る一時差異</td> <td style="text-align: right;">13,503百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">13,503百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,329百万円</td> </tr> </table> <p>2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率 ( 調整 )</td> <td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">40.7%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.2</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">3.9</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td style="text-align: right;">46.0</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">2.1</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3.7%</td> </tr> </table>	貸倒引当金及び貸出金償却損金算入 限度超過額	77,723百万円	有価証券価格償却超過額	69,212百万円	税務上の繰越欠損金	54,733百万円	その他有価証券の時価評価に係る一時差異	15,482百万円	繰延ヘッジ損失に係る一時差異	8,433百万円	特定金銭信託評価損益	5,949百万円	金銭の信託未収配当金	3,686百万円	賞与引当金	2,926百万円	退職給付引当金	2,855百万円	固定資産処分損失引当金	2,812百万円	その他	20,755百万円	繰延税金資産小計	264,573百万円	評価性引当額	246,740百万円	繰延税金資産合計	17,832百万円	繰延税金負債		繰延ヘッジ利益に係る一時差異	13,503百万円	繰延税金負債合計	13,503百万円	繰延税金資産の純額	4,329百万円	法定実効税率 ( 調整 )	40.7%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	3.9	評価性引当額の増減	46.0	その他	2.1	税効果会計適用後の法人税等の負担率	3.7%	<p>1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">貸倒引当金及び貸出金償却損金算入 限度超過額</td> <td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">81,337百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券価格償却超過額</td> <td style="text-align: right;">78,729百万円</td> </tr> <tr> <td>税務上の繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">41,683百万円</td> </tr> <tr> <td>特定金銭信託評価損益</td> <td style="text-align: right;">13,207百万円</td> </tr> <tr> <td>金銭の信託未収配当金</td> <td style="text-align: right;">6,309百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延ヘッジ損失に係る一時差異</td> <td style="text-align: right;">6,280百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産処分損失引当金</td> <td style="text-align: right;">2,853百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">23,148百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">253,549百万円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">244,090百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">9,459百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰延ヘッジ利益に係る一時差異</td> <td style="text-align: right;">10,204百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">10,204百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">745百万円</td> </tr> </table> <p>2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率 ( 調整 )</td> <td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">40.7%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.7</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">18.2</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td style="text-align: right;">38.1</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金の切り捨てによる影響</td> <td style="text-align: right;">41.2</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.1</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">21.2%</td> </tr> </table>	貸倒引当金及び貸出金償却損金算入 限度超過額	81,337百万円	有価証券価格償却超過額	78,729百万円	税務上の繰越欠損金	41,683百万円	特定金銭信託評価損益	13,207百万円	金銭の信託未収配当金	6,309百万円	繰延ヘッジ損失に係る一時差異	6,280百万円	固定資産処分損失引当金	2,853百万円	その他	23,148百万円	繰延税金資産小計	253,549百万円	評価性引当額	244,090百万円	繰延税金資産合計	9,459百万円	繰延税金負債		繰延ヘッジ利益に係る一時差異	10,204百万円	繰延税金負債合計	10,204百万円	繰延税金負債の純額	745百万円	法定実効税率 ( 調整 )	40.7%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	18.2	評価性引当額の増減	38.1	繰越欠損金の切り捨てによる影響	41.2	その他	0.1	税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.2%
貸倒引当金及び貸出金償却損金算入 限度超過額	77,723百万円																																																																																												
有価証券価格償却超過額	69,212百万円																																																																																												
税務上の繰越欠損金	54,733百万円																																																																																												
その他有価証券の時価評価に係る一時差異	15,482百万円																																																																																												
繰延ヘッジ損失に係る一時差異	8,433百万円																																																																																												
特定金銭信託評価損益	5,949百万円																																																																																												
金銭の信託未収配当金	3,686百万円																																																																																												
賞与引当金	2,926百万円																																																																																												
退職給付引当金	2,855百万円																																																																																												
固定資産処分損失引当金	2,812百万円																																																																																												
その他	20,755百万円																																																																																												
繰延税金資産小計	264,573百万円																																																																																												
評価性引当額	246,740百万円																																																																																												
繰延税金資産合計	17,832百万円																																																																																												
繰延税金負債																																																																																													
繰延ヘッジ利益に係る一時差異	13,503百万円																																																																																												
繰延税金負債合計	13,503百万円																																																																																												
繰延税金資産の純額	4,329百万円																																																																																												
法定実効税率 ( 調整 )	40.7%																																																																																												
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2																																																																																												
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	3.9																																																																																												
評価性引当額の増減	46.0																																																																																												
その他	2.1																																																																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	3.7%																																																																																												
貸倒引当金及び貸出金償却損金算入 限度超過額	81,337百万円																																																																																												
有価証券価格償却超過額	78,729百万円																																																																																												
税務上の繰越欠損金	41,683百万円																																																																																												
特定金銭信託評価損益	13,207百万円																																																																																												
金銭の信託未収配当金	6,309百万円																																																																																												
繰延ヘッジ損失に係る一時差異	6,280百万円																																																																																												
固定資産処分損失引当金	2,853百万円																																																																																												
その他	23,148百万円																																																																																												
繰延税金資産小計	253,549百万円																																																																																												
評価性引当額	244,090百万円																																																																																												
繰延税金資産合計	9,459百万円																																																																																												
繰延税金負債																																																																																													
繰延ヘッジ利益に係る一時差異	10,204百万円																																																																																												
繰延税金負債合計	10,204百万円																																																																																												
繰延税金負債の純額	745百万円																																																																																												
法定実効税率 ( 調整 )	40.7%																																																																																												
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7																																																																																												
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	18.2																																																																																												
評価性引当額の増減	38.1																																																																																												
繰越欠損金の切り捨てによる影響	41.2																																																																																												
その他	0.1																																																																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.2%																																																																																												

( 1株当たり情報 )

		前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	円	286.68	282.22
1株当たり当期純損失金額	円	79.96	24.26

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度末 (平成21年3月31日)	当事業年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	564,836	555,947
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	1,808	1,672
うち新株予約権	百万円	1,808	1,672
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	563,028	554,274
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	1,963,919	1,963,919

2. 1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、前事業年度及び当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

		前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり当期純損失金額			
当期純損失	百万円	157,048	47,644
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る当期純損失	百万円	157,048	47,644
普通株式の期中平均株式数	千株	1,963,922	1,963,919
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		新株予約権23種類(新株予約権の数28,839個)。なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、1.株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権21種類(新株予約権の数23,183個)。なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、1.株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当ありません。

【附属明細表】

当事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	-	-	-	18,834	6,332	855	12,501
リース資産	-	-	-	18	14	7	4
建設仮勘定	-	-	-	1,091	-	-	1,091
その他の有形固定資産	-	-	-	16,549	12,256	1,686	4,293
有形固定資産計	-	-	-	36,494	18,603	2,548	17,890
無形固定資産							
ソフトウェア	-	-	-	21,898	10,047	4,213	11,850
その他の無形固定資産	-	-	-	114	74	8	40
無形固定資産計	-	-	-	22,013	10,121	4,222	11,891
繰延資産							
社債発行費	329	48	126	251	97	114	154
債券発行費用	225	90	30	285	108	75	176
繰延資産計	554	139	156	537	206	189	330

（注）有形固定資産及び無形固定資産については、その金額が資産総額の1%以下であるため、「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	65,544	50,677	26,400	(注) 2 39,144	50,677
個別貸倒引当金	(注) 1 ( 64 ) 53,465	29,120	26,557	(注) 3 4,506	51,523
うち非居住者向け債権分	(注) 1 ( 64 ) 10,055	2,906	5,061	(注) 3 246	7,653
特定海外債権引当勘定	14	13	-	(注) 2 14	13
投資損失引当金	3,370	-	-	-	3,370
賞与引当金	7,191	4,806	5,987	(注) 4 586	5,423
固定資産処分損失引当金	6,911	191	91	-	7,011
訴訟損失引当金	3,662	2,210	-	-	5,873
計	(注) 1 ( 64 ) 140,161	87,020	59,037	44,251	123,892

(注) 1. ( )内は、為替相場変動による換算差額であります。

2. 洗替による取崩であります。

3. 主として回収による取崩であります。

4. 賞与引当金設定対象者の退職等による取崩であります。

未払法人税等

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	34	484	34	-	484
未払法人税等	34	36	34	-	36
未払事業税	-	447	-	-	447

( 2 ) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（平成22年3月31日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

資産の部

預け金 日本銀行への預け金273,896百万円、他の銀行への預け金28,524百万円であります。  
その他の証券 外国証券433,466百万円その他であります。  
前払費用 営業経費1,734百万円その他であります。  
未収金 当行の貸付債権等を裏付とした証券化取引に係る104,888百万円その他であります。  
未収収益 貸付金利息8,521百万円、有価証券利息4,398百万円その他であります。  
その他の資産 拠出金70,289百万円、仮払金27,627百万円その他であります。

負債の部

その他の預金 外貨預金244,403百万円、別段預金42,467百万円その他であります。  
未払費用 預金利息39,079百万円、社債利息7,411百万円その他であります。  
前受収益 前受手数料193百万円、貸付金利息140百万円、金利スワップ受入利息135百万円その他であります。  
その他の負債 未払債券元利金19,648百万円、スワップ取引等受入保証金5,040百万円、未払金4,306百万円その他であります。

( 3 ) 【その他】

平成22年6月23日開催の取締役会において決議されました自己株式の取得枠の設定等につきましては、「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況」中、「2 . 自己株式の取得等の状況」をご参照ください。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当行の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</li> <li>・ 当行の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</li> <li>・ 上記のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</li> </ul>
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り・売渡し	
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲二丁目3番1号 住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社
取次所 買取・売渡し手数料	無料
公告掲載方法	<p>当行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して、これを行う。</p> <p>公告掲載URLは次のとおり。 <a href="http://www.shinseibank.com/investors/ir/announcement/index.html">http://www.shinseibank.com/investors/ir/announcement/index.html</a></p>
株主に対する特典	ありません。

(注) 当行定款の定めにより、当行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式の売渡請求をする権利



## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当行は、法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1)有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第9期）（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）平成21年6月23日関東財務局長に提出。

#### (2)有価証券報告書の訂正報告書

上記(1)に関し、平成21年7月2日関東財務局長に提出。

#### (3)内部統制報告書及びその添付書類

平成21年6月23日関東財務局長に提出。

#### (4)四半期報告書

(イ)事業年度（第10期）第1四半期（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）平成21年8月13日関東財務局長に提出。

(ロ)事業年度（第10期）第2四半期（自平成21年7月1日至平成21年9月30日）平成21年11月26日関東財務局長に提出。

(ハ)事業年度（第10期）第3四半期（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）平成22年2月12日関東財務局長に提出。

#### (5)確認書

(イ)上記(1)に関し、平成21年6月23日関東財務局長に提出。

(ロ)上記(2)に関し、平成21年7月2日関東財務局長に提出。

(ハ)上記(4)(イ)に関し、平成21年8月13日関東財務局長に提出。

(ニ)上記(4)(ロ)に関し、平成21年11月26日関東財務局長に提出。

(ホ)上記(4)(ハ)に関し、平成22年2月12日関東財務局長に提出。

#### (6)発行登録書（社債）及びその添付書類

平成21年11月17日関東財務局長に提出。

#### (7)発行登録書追補書類及びその添付書類

上記(6)に関し、平成21年11月30日関東財務局長に提出。

#### (8)訂正発行登録書

(イ)平成21年11月17日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成21年11月26日関東財務局長に提出。

(ロ)平成21年11月17日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成22年2月12日関東財務局長に提出。

(ハ)平成21年11月17日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成22年5月14日関東財務局長に提出。

#### (9)臨時報告書

平成21年7月1日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づく臨時報告書であります。

#### (10)臨時報告書の訂正報告書

上記(10)に関し、平成22年5月14日関東財務局長に提出。

#### (11)自己株券買付状況報告書

(イ)報告期間（自平成21年6月1日至平成21年6月30日）平成21年7月1日関東財務局長に提出。

(ロ)報告期間（自平成21年7月1日至平成21年7月31日）平成21年8月3日関東財務局長に提出。

- (ハ)報告期間(自平成21年8月1日至平成21年8月31日)平成21年9月1日関東財務局長に提出。
- (ニ)報告期間(自平成21年9月1日至平成21年9月30日)平成21年10月1日関東財務局長に提出。
- (ホ)報告期間(自平成21年10月1日至平成21年10月31日)平成21年11月2日関東財務局長に提出。
- (ヘ)報告期間(自平成21年11月1日至平成21年11月30日)平成21年12月1日関東財務局長に提出。
- (ト)報告期間(自平成21年12月1日至平成21年12月31日)平成22年1月5日関東財務局長に提出。
- (チ)報告期間(自平成22年1月1日至平成22年1月31日)平成22年2月1日関東財務局長に提出。
- (リ)報告期間(自平成22年2月1日至平成22年2月28日)平成22年3月1日関東財務局長に提出。
- (又)報告期間(自平成22年3月1日至平成22年3月31日)平成22年4月1日関東財務局長に提出。
- (ル)報告期間(自平成22年4月1日至平成22年4月30日)平成22年5月6日関東財務局長に提出。
- (ヲ)報告期間(自平成22年5月1日至平成22年5月31日)平成22年6月1日関東財務局長に提出。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年 6月17日

株式会社新生銀行

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行  
社員 公認会計士 後藤 順子 印

指定社員  
業務執行  
社員 公認会計士 松本 繁彦 印

指定社員  
業務執行  
社員 公認会計士 鈴木 順二 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社新生銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社新生銀行及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社新生銀行の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社新生銀行が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
- 2 . 連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 6月15日

株式会社新生銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 手塚 仙夫 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石塚 雅博 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松本 繁彦 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 順二 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社新生銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社新生銀行及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社新生銀行の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社新生銀行が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
  2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年 6月17日

株式会社新生銀行

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	後藤 順子 印
--------------------	-------	---------

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	松本 繁彦 印
--------------------	-------	---------

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	鈴木 順二 印
--------------------	-------	---------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社新生銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社新生銀行の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。



独立監査人の監査報告書

平成22年 6月15日

株式会社新生銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 手塚 仙夫 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石塚 雅博 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松本 繁彦 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 順二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社新生銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社新生銀行の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。